

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフ
タレートに対する関税定率法第8条第27項に
規定する調査開始の件（令和4年財務省告示第3
5号）で告示した調査に係る調査結果報告書

目次

1 総論	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄及び型式	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-1-4 供給者及び供給国	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 1 -
1-2-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-3 調査の対象とした事項の概要	- 2 -
1-3-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 2 -
1-4 調査開始の経緯	- 3 -
1-4-1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯	- 3 -
1-4-2 課税期間の延長申請	- 3 -
1-4-3 法第8条第26項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況	- 3 -
1-4-4 調査開始の決定	- 5 -
1-5 調査開始後の経緯	- 7 -
1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況	- 7 -
1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等	- 8 -
1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等	- 11 -
1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等	- 13 -
1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等	- 16 -
1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 17 -

1-5-2	当初質問状回答書の不備等の指摘	- 20 -
1-5-3	代替国に係る選定通知の送付等	- 23 -
1-5-3-1	代替国に係る選定通知（1回目）	- 23 -
1-5-3-2	代替国に係る選定通知（2回目）	- 24 -
1-5-3-3	代替国候補の供給者への質問状等の送付等	- 28 -
1-5-4	追加質問状の送付等	- 30 -
1-5-4-1	追加質問状の送付及び回答	- 30 -
1-5-5	証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等	- 31 -
1-5-5-1	証拠の提出及び証言	- 31 -
1-5-5-2	対質の申出	- 31 -
1-5-5-3	意見の表明	- 31 -
1-5-5-4	情報の提供	- 32 -
1-5-6	現地調査	- 33 -
1-5-6-1	本邦生産者に対する現地調査の実施	- 33 -
1-5-6-2	代替国供給者に対する現地調査の実施	- 33 -
1-5-6-3	本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続	- 34 -
1-6	秘密の情報	- 34 -
1-7	証拠等の閲覧	- 35 -
1-8	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 35 -
1-9	知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 37 -
2	不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 38 -
2-1	不当廉売された指定貨物の輸入の事実	- 38 -
2-1-1	総論	- 38 -
2-1-1-1	調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方	- 38 -
2-1-1-2	不当廉売差額の基本的考え方	- 38 -
2-1-1-3	正常価格の算出の基本的考え方	- 39 -
2-1-1-4	中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方	- 40 -
2-1-1-5	特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 40 -
2-1-1-6	輸出価格の算出の基本的考え方	- 41 -
2-1-1-7	端数処理の基本的考え方	- 41 -
2-1-2	市場経済の条件が浸透している事実	- 41 -
2-1-2-1	市場経済の条件が浸透している事実に関する検討	- 41 -
2-1-2-2	市場経済の条件が浸透している事実に関する結論	- 41 -
2-1-3	代替国候補の選定及び正常価格	- 42 -

2-1-3-1	代替国候補の選定	- 42 -
2-1-3-2	代替国の正常価格	- 42 -
2-1-3-3	通貨の換算	- 43 -
2-1-4	調査対象貨物の輸入の実質的な停止	- 43 -
2-1-5	供給者	- 45 -
2-1-5-1	萬凱新材料	- 45 -
2-1-5-2	江陰興宇新材料	- 46 -
2-1-5-3	その他の供給者	- 47 -
2-1-6	不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 47 -
2-2	不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ	- 48 -
2-2-1	総論	- 48 -
2-2-2	供給者の余剰生産能力	- 48 -
2-2-3	供給者の将来の生産	- 51 -
2-2-4	中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在	- 52 -
2-2-5	追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在	- 54 -
2-2-6	本邦市場への輸出可能性	- 55 -
2-2-7	不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討	- 56 -
2-2-8	中国を原産地とする高重合度 PET の不当廉売輸入が再発するおそれの結論	- 63 -
3	不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項	- 64 -
3-1	同種の貨物の検討	- 64 -
3-1-1	物理的及び化学的特性	- 64 -
3-1-2	製造工程	- 65 -
3-1-3	流通経路	- 66 -
3-1-4	価格の決定方法	- 67 -
3-1-5	用途	- 67 -
3-1-6	代替性	- 67 -
3-1-7	貿易統計上の分類	- 68 -
3-1-8	同種の貨物の検討についての結論	- 68 -
3-2	本邦の産業	- 68 -
3-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 70 -
3-3-1	当該輸入貨物の輸入量	- 70 -
3-3-2	当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 73 -

3-3-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 75 -
3-4	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 76 -
3-4-1	生産高（生産量）	- 76 -
3-4-2	生産能力・稼働率（操業度）	- 77 -
3-4-3	在庫	- 78 -
3-4-4	販売及び市場占拠率	- 79 -
3-4-5	利潤	- 79 -
3-4-6	投資及び投資収益	- 81 -
3-4-7	資金流出入（キャッシュフロー）	- 82 -
3-4-8	資本調達能力	- 83 -
3-4-9	雇用	- 83 -
3-4-10	賃金	- 84 -
3-4-11	生産性	- 84 -
3-4-12	成長	- 85 -
3-4-13	国内価格に影響を及ぼす要因	- 86 -
3-4-14	不当廉売価格差の大きさ	- 88 -
3-4-15	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る証拠の提出及び意見の表明	- 89 -
3-4-16	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論	- 97 -
3-5	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ	- 98 -
3-5-1	将来における当該輸入貨物の輸入	- 98 -
3-5-2	将来における本邦の高重合度 PET 市場規模	- 99 -
3-5-3	第三国からの輸入量・輸入額	- 99 -
3-5-4	その他の証拠の提出及び意見の表明	- 100 -
3-5-5	本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれについての結論	- 101 -
4	最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解	- 104 -
4-1	調査の経緯に関する事項	- 104 -
4-1-1	重要事実の開示	- 104 -
4-1-2	重要事実に対する利害関係者からの意見	- 104 -
4-1-3	秘密の情報	- 105 -
4-1-4	証拠等の閲覧	- 105 -
4-2	「1 総論」に係る反論・再反論の検討	- 105 -

4-2-1	調査の対象とした事項の概要に係る反論・再反論の検討.....	- 105 -
4-2-1-1	調査の対象とした事項の概要に係る反論.....	- 105 -
4-2-1-2	調査の対象とした事項の概要に係る反論に対する再反論.....	- 106 -
4-2-1-3	調査の対象とした事項の概要に係る反論の検討.....	- 106 -
4-3	「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の 事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係 る反論・再反論の検討.....	- 107 -
4-3-1	同種の貨物の検討に係る反論・再反論の検討.....	- 108 -
4-3-1-1	同種の貨物の検討に係る反論.....	- 108 -
4-3-1-2	同種の貨物の検討に係る反論に対する再反論.....	- 108 -
4-3-1-3	同種の貨物の検討に係る反論の検討.....	- 108 -
4-3-2	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨 物の価格に及ぼす影響に係る反論・再反論の検討.....	- 109 -
4-3-2-1	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種 の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論.....	- 109 -
4-3-2-2	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種 の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論に対する再反論.....	- 109 -
4-3-2-3	当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種 の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論の検討.....	- 110 -
4-3-3	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論・再反論の検 討.....	- 111 -
4-3-3-1	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論...-	- 111 -
4-3-3-2	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論に対する 再反論.....	- 111 -
4-3-3-3	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論の検討	- 111 -
4-3-4	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定 された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論・再反論の検 討.....	- 112 -
4-3-4-1	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が 指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論	- 112 -
4-3-4-2	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が 指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論に 対する再反論.....	- 112 -
4-3-4-3	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が	

指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論の 検討.....	- 113 -
4 - 4 重要事実を支持する意見	- 113 -
4 - 5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論	- 113 -
5 結論	- 114 -

(別添) 主要証拠等目録

注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国

1-1-1 品名

- (1) 高重合度ポリエチレンテレフタレート（Polyethylene terephthalate with a high degree of polymerization）（以下「高重合度 PET」¹という。）

1-1-2 銘柄及び型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 3907.61 号に分類されるポリ（エチレンテレフタレート）（粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のもの）^{2,3}。

1-1-3 特徴

- (3) 一般に白色のペレット状であり、主として、ボトルやシートに加工され使用されている。

1-1-4 供給者及び供給国

- (4) 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1-2-1 不当廉売された指定貨物⁴の輸入が指定された期間⁵の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (5) 令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで。

ただし、不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号。以下「政令」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（調

¹ Polyethylene terephthalate

² 財務省告示第 35 号（令和 4 年 2 月 10 日）（以下「調査開始告示」という。）

³ 固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものに相当する。

⁴ 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 29 年政令第 234 号）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる貨物をいう。以下同じ。

⁵ 高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令第 1 条第 1 項第 3 号に掲げる期間をいう。以下同じ。

査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実)⁶に関する事項については、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで。

1-2-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(6) 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで。

1-3 調査の対象とした事項の概要

1-3-1 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (7) 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 指定貨物の正常価格（関税定率法（明治 43 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）
 - (イ) 指定貨物の本邦向け輸出価格
 - (ウ) その他不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

1-3-2 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

- (8) 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関して、
- (ア) 不当廉売された指定貨物の輸入量
 - (イ) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響
 - (ウ) 不当廉売された指定貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響
 - (エ) その他不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれの有無の認定に関し参考となるべき事項
- について調査した。

⁶ 政令第 2 条第 3 項

1-4 調査開始の経緯

1-4-1 指定貨物に対する不当廉売関税の課税に係る経緯

- (9) 平成 28 年 9 月 6 日、法第 8 条第 4 項の規定による求めとして、三井化学株式会社（以下「三井化学」という。）、三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社（以下「日本ユニペット」という。）及び越前ポリマー株式会社（以下「越前ポリマー」という。）の 4 者の連名で、中国から輸入されている高重合度 PET に対する不当廉売関税の課税を申請（以下「当初申請」という。）した。
- (10) 平成 28 年 9 月 30 日、当初申請に基づく調査（以下「当初調査」という。）を開始し、その結果、中国産の高重合度 PET について、不当廉売輸入の事実及び当該輸入が同種の貨物を生産する本邦の産業に実質的な損害を与えている事実が認められ、本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成 29 年 12 月 28 日から平成 34 年 12 月 27 日までを課税期間として、当該課税期間中に中国から輸入される高重合度 PET に対し、不当廉売関税を課すこととなった。

1-4-2 課税期間の延長申請

- (11) 令和 3 年 12 月 3 日、法第 8 条第 26 項の規定による求めとして、三井化学より、「中華人民共和国産の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面」（以下「申請書」という。）が提出された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
三井化学	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号

- (12) 申請者は、本邦において同種の貨物を生産及び販売している者であり、同者の令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの高重合度 PET の生産高の割合は申請適格（本邦における総生産高の四分の一以上）⁷を満たしていた。
- (13) 調査当局は令和 4 年 2 月 3 日、中国政府に対し、かかる申請があり申請書を受領した旨を通知⁸した。

1-4-3 法第 8 条第 26 項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持

⁷ 政令第 5 条第 1 項第 1 号

⁸ 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号。以下「協定」という。）5.5

の状況

- (14) 申請者の令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの高重合度 PET の生産高の割合は、本邦における総生産高の【25%～50%】を占めており、関係生産者等の支持の状況については、申請者により確認することができなかった。
- (15) 令和 3 年 12 月 15 日、本邦の産業を所管する大臣である経済産業大臣が本邦産同種の貨物の生産者として知り得た下記の 9 者に対し、「不当廉売関税の課税期間の延長の求めに対する支持状況等の確認への協力をお願い（本邦生産者用）」並びに調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か、本調査へ協力するか否か及び本調査の申請を支持するか否か等を確認するための「確認票（本邦生産者用）」（以下「本邦生産者確認票」という。）を送付⁹した。
- (a) 三井化学
 - (b) 三菱ケミカル株式会社（以下「三菱ケミカル」という。）
 - (c) 株式会社ベルポリエステルプロダクツ（以下「ベルポリエステルプロダクツ」という。）
 - (d) ユニチカ株式会社（以下「ユニチカ」という。）
 - (e) 日本エステル株式会社（以下「日本エステル」という。）
 - (f) 株式会社クラレ（以下「クラレ」という。）
 - (g) 協栄産業株式会社（以下「協栄産業」という。）
 - (h) ペットリファインテクノロジー株式会社（以下「ペットリファインテクノロジー」という。）
 - (i) 遠東石塚グリーンペット株式会社（以下「遠東石塚グリーンペット」という。）
- (16) 本邦生産者確認票に関して、「表 2 本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況」のとおり、本邦生産者確認票回答の提出期限である令和 3 年 12 月 22 日までに、本邦生産者 7 者¹⁰から、提出期限後に本邦生産者 2 者¹¹から本邦生産者確認票回答の提出があった。
- これら確認票回答の提出があった 9 者全てから調査対象期間中に本邦産同種の貨物の生産の実績がある旨、及び当該 9 者のうち 4 者¹²から本調査へ協力する旨の回答があった。
- (17) 本邦生産者確認票回答により、経済産業大臣が、法第 8 条第 26 項の規定による求めに対する関係生産者等の支持の状況を確認したところ、下記「3-2 本邦の産業」に記載のとおり、当該求めを支持している関係生産者等の指定貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が、当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えていた¹³。

⁹ 政令第 7 条第 4 項第 7 号及びガイドライン 6. (2) 一

¹⁰ 三井化学、ベルポリエステルプロダクツ、ユニチカ、日本エステル、クラレ、ペットリファインテクノロジー、遠東石塚グリーンペット

¹¹ 三菱ケミカル、協栄産業

¹² 三井化学、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業、ペットリファインテクノロジー

¹³ ガイドライン 6. (2) 三

(18) 本邦生産者確認票の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表2 本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表2 本邦生産者確認票等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	確認票等の送付日	確認票回答日	生産実績及び協力可否	申請に対する支持の状況
(a)三井化学	12/15	12/21	生産有り 協力する	支持する
(b)三菱ケミカル	12/15	12/29 (期限後)	生産有り 協力しない	支持する
(c)ベルポリエステルプロダクツ	12/15	12/22	生産有り 協力する	意思表示しない
(d)ユニチカ	12/15	12/22	生産有り 協力しない	意思表示しない
(e)日本エステル	12/15	12/22 ¹⁴	—	—
(f)クラレ	12/15	12/22	生産有り 協力しない	支持しない
(g)協栄産業	12/15	12/27 (期限後)	生産有り 協力する	【支持の状況】
(h)ペトリファインテクノロジー	12/15	12/22	生産有り 協力する	支持する
(i)遠東石塚グリーンペット	12/15	12/20	生産有り 協力しない	【支持の状況】

(19) 令和4年1月18日、経済産業大臣は、上記(17)による確認結果を財務大臣に書面により通知した¹⁵。

1-4-4 調査開始の決定

(20) 申請書を検討した結果、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ及び不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は上記(17)のとおりであったことから、調査を開始する必要があると認められたので、令和4年2月10日、申請に基づく調査の開始を決定¹⁶し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者及び輸入者並びに申請者並びに財務大臣が本調査に特に利害関係を有すると認める者をいう。）と認められた者に対し、書面により通知¹⁷（申請書（開示版）の写しを添付）するとともに、官報で告示¹⁸した（調査開始告示）。

¹⁴ 日本エステルの確認票回答は親会社であるユニチカからまとめて回答があった。

¹⁵ ガイドライン6.(2)二

¹⁶ 法第8条第27項

¹⁷ 政令第8条第1項

¹⁸ 政令第8条第1項

(21) 調査開始告示において、政令第10条第1項前段及び第10条の2第1項前段の規定による証拠の提出及び証言、第11条第1項の規定による証拠等の閲覧、第12条第1項の規定による対質の申出、第12条の2第1項の規定による意見の表明並びに第13条第1項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限を次のとおりとした。

(ア) 証拠の提出及び証言についての期限 令和4年5月10日

(イ) 証拠等の閲覧についての期限 政令第16条各項に規定する告示の日

(ウ) 対質の申出についての期限 令和4年6月10日

(エ) 意見の表明についての期限 令和4年6月10日

(オ) 情報の提供についての期限 令和4年6月10日

また、同告示において、「本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。」、「本調査の開始にあたり、令第十条第二項前段及び第十條の二第二項前段の規定による証拠の提出を求めるため、前記三(一)の供給者及びその他の調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載する。」及び「当該質問状の送付を受けた利害関係者は所定の期限までに回答を行うものとし、利害関係者であるにもかかわらず、本告示の日から七日以内に当該質問状の送付を受けなかった者は、本告示の日から十四日以内に前記(二)宛先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出た上で、財務省若しくは経済産業省のホームページから当該質問状を入手し、又は当該質問状の送付を受け、所定の期限までに回答を行うものとする。」旨を告示¹⁹した。

(22) 令和4年2月10日、中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面により通知²⁰(申請書(開示版)の写しを添付²¹)した。

また、同日、財務大臣は、関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、令和4年11月24日に開催された関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会において調査開始について説明²²した。

なお、本調査の開始決定に際し、令和4年2月7日、財務大臣及び経済産業大臣は、本調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知²³した。

¹⁹ 調査開始告示

²⁰ 協定12.1及び12.3

²¹ 協定6.1.3

²² ガイドライン6.(3)

²³ 政令第18条

1-5 調査開始後の経緯

1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況

(23) 令和4年2月10日、調査対象貨物の供給者及び輸入者（以下、これらの者及び本邦産同種の貨物の生産者を総称して「利害関係者」という。）並びに産業上の使用者（以下、利害関係者及び産業上の使用者を総称して「利害関係者等」という。）に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力をお願い（利害関係者等共通（本邦生産者を除く））」（以下「お願い紙」という。）、「確認票」及び「質問状」を送付し、また、本邦産同種の貨物の生産者に対して、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力をお願い（本邦生産者用）」（以下「お願い紙（本邦生産者用）」という。）及び「質問状」を送付²⁴し、期限を定めて回答を求めるとともに、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

また、お願い紙及びお願い紙（本邦生産者用）並びに確認票並びに質問状を財務省²⁵及び経済産業省²⁶のホームページに掲載し公表し、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう明示した。さらに、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(24) 調査当局は、調査対象貨物の供給者に対するお願い紙、確認票及び質問状の送付と同時に、駐日中国大使館に対し当該質問状を送付し、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記(26)の 21 者に対して当該質問状を送付したことを伝えるとともに、当該供給者以外の者で調査対象貨物の生産又は輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため、諸手続についての案内等を追送する用意があることを伝え、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼した。

また、調査当局が知り得た供給者、輸入者及び産業上の使用者に対して、それぞれに係る確

²⁴ 本邦生産者の確認票については、上記(15)で述べたとおり関係生産者等の支持の状況の確認を行う際に、調査対象期間中に本邦産同種の貨物を生産したか否か、本調査へ協力するか否か及び本調査の申請を支持するか否か等を確認するための本邦生産者確認票を送付していたことから、調査開始後にあらためて送付はしなかった。

²⁵ https://www.customs.go.jp/tokusyu/pet_index.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

²⁶ https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/PET/index.html
（以下、確認票及び質問状等を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

認票において、中国の生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本調査に係る確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。

(25) 確認票及び質問状の送付等の状況、並びにこれらに対する回答書の提出状況等については、「表3 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況」のとおりであった。

なお、具体的には、下記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等」、「1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等」、「1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。また、確認票及び質問状の回答において、期限を超過して回答を提出した者については、調査に支障のない範囲で、自発的な証拠の提出又は情報の提供としてこれを受理した。

表3 確認票及び質問状の送付並びに回答等の状況

利害関係者等の区分	A 送付数 件	確認票				質問状	
		B 回答数		C うち実績あり		D 回答数	
		回答率 (B/A)	うち実績あり 件	割合 (C/B)	回答数 件	回答率 (D/A)	
		%		%		%	
供給者	21	3	14.3	(生産) 3 (輸出) 1	100.0 33.3	2	9.5
市場経済の条件が浸透している事実に関するもの	21	3	14.3	3	100.0	0	0
輸入者	18	8	44.4	7	87.5	4	22.2
本邦生産者	9	—	—	—	—	4	44.4
産業上の使用者	31	18	58.1	17	94.4	10	32.3

(注1) 本邦生産者に対しては、令和3年12月15日に本邦生産者確認票を送付しているため、令和4年2月10日に確認票は送付していない。

(注2) 上表中の「実績」とは、「供給者」は調査対象貨物の「生産」又は「輸出」、「市場経済の条件が浸透している事実に関するもの」は「中国における同種の貨物の生産」、「輸入者」は調査対象貨物の「輸入」及び「産業上の使用者」は調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の「購入」に係る実績があった場合をいう。

(注3) 上表中の(%)の表示項目については、小数点以下2桁目の数字を四捨五入している。

1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等

(26) 令和4年2月10日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た下記の21者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を生産したか否か及び本邦に輸出したか否

か並びに本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者当初質問状」という。）を送付²⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」こと、及び「政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する」場合があることを明示した。

- (a) 江蘇三房巷集团有限公司(Jiangsu Sanfangxiang Group Co.,Ltd.)（以下「江蘇三房巷集団」という。）
- (b) 広東泰宝聚合物有限公司(Guangdong IVL PET Polymer Co.,Ltd.)（以下「広東泰宝聚合物」という。）
- (c) 萬凱新材料股份有限公司²⁸(Wankai New Materials Co.,Ltd.)（以下「萬凱新材料」という。）
- (d) 恒力集団(Jiangsu Hengli Chemical Fibre Co.,Ltd.)（以下「恒力集団」という。）
- (e) 江蘇興業プラスチック股份有限公司(Jiangsu Xingye Plastic Co.,Ltd.)（以下「江蘇興業プラスチック」という。）
- (f) 華潤創業(China Resources Co.,Ltd.)（以下「華潤創業」という。）
- (g) 珠海裕華聚酯有限公司(Zhuhai Yuhua Polyester Co.,Ltd.)（以下「珠海裕華聚酯」という。）
- (h) 騰龍特殊樹脂（厦門）有限公司(Dragon Special Resin (Xiamen) Co.,Ltd.)（以下「騰龍特殊樹脂（厦門）」という。）
- (i) 浙江恒逸集团有限公司(Zhejiang Hengyi Group Co.,Ltd.)（以下「浙江恒逸集団」という。）
- (j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED
- (k) 常州安德利聚酯有限公司(Changzhou Andenie Polyester Co.,Ltd.)（以下「常州安德利聚酯」という。）
- (l) 遠紡工業（上海）有限公司(Far Eastern Industries (Shanghai) Ltd.)（以下「遠紡工業（上海）」という。）
- (m) 江陰興泰新材料有限公司(Jiangyin Xingtai New Material Co.,Ltd.)（以下「江陰興泰新材料」という。）
- (n) 江陰興宇新材料有限公司(Jiangyin Xingyu New Material Co.,Ltd.)（以下「江陰興宇新材料」という。）
- (o) 海南逸盛石化有限公司(Hainan Yisheng Petrochemical Co.,Ltd.)（以下「海南逸盛石化」という。）

²⁷ 政令第 10 条第 2 項

²⁸ 供給者当初質問状は浙江万凱新材料有限公司宛てに送付したが、萬凱新材料から回答が提出された。

という。)

- (p) 江蘇三房巷国際貿易有限公司(Jiangsu Sanfangxiang International Trade Co.,Ltd.) (以下「江蘇三房巷国際貿易」という。)
- (q) 華潤化学材料科技股份有限公司²⁹(China Resources Chemical Innovative Materials Co., LTD.) (以下「華潤化学材料科技」という。)
- (r) 上海恒逸聚酯纖維有限公司(Shanghai Hengyi Polyester Fiber Co.,Ltd.) (以下「上海恒逸聚酯纖維」という。)
- (s) 亞東工業(蘇州)有限公司(Oriental Industries (Suzhou) Ltd.) (以下「亞東工業(蘇州)」という。)
- (t) 遠東化聚工業股份有限公司(Far Eastern Polychem Industries Ltd.) (以下「遠東化聚工業」という。)
- (u) 中国石化儀微化纖股份有限公司(Jiangsu company, Sinopec Chemical Commercial Holding Co.,Ltd.) (以下「中国石化儀微化纖」という。)

(27) 確認票に関して、「表4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、上記(26)の供給者21者のうち、確認票回答の提出期限である令和4年2月24日までに3者³⁰から確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった3者に関して、調査対象期間中の調査対象貨物の生産又は輸出の実績について、3者全てから生産実績があり、1者³¹から本邦への輸出実績がある旨、及び3者全てから本調査へ協力する旨の回答があった。

(28) 供給者当初質問状の調査項目BからGに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和4年3月15日までに申出はなかった。

(29) 供給者当初質問状に関して、「表4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和4年3月22日までに、上記(27)のとおり本調査に協力を表明した3者のうち2者³²から回答書の提出があった。

(30) 供給者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表4 供給者当初質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	生産・輸出の実績及び協力可否	当初質問状回答日(調査項目A)	当初質問状回答延長要望(調査項目B~G)	当初質問状回答日(調査項目B~G)
------	----------------	--------	----------------	-----------------	----------------------	-------------------

²⁹ 供給者当初質問状は華潤包装材料有限公司宛てに送付したが、華潤化学材料科技から回答が提出された。

³⁰ 萬凱新材料、江陰興宇新材料、華潤化学材料科技

³¹ 華潤化学材料科技

³² 萬凱新材料、江陰興宇新材料

(a) 江蘇三房巷集團	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) 広東泰宝聚合物	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) 萬凱新材料	2/10	2/24	生産 有 輸出 無 協力する	3/22	—	回答無し
(d) 恒力集團	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(e) 江蘇興業プラスチック	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 華潤創業	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(g) 珠海裕華聚酯	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 騰龍特殊樹脂 (厦門)	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) 浙江恒逸集團	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 常州安德利聚酯	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(l) 遠紡工業 (上海)	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(m) 江陰興泰新材料	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(n) 江陰興宇新材料	2/10	2/24	生産 有 輸出 無 協力する	3/22	—	回答無し
(o) 海南逸盛石化	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 江蘇三房巷国際貿易	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(q) 華潤化学材料科技	2/10	2/24	生産 有 輸出 有 協力する	回答無し	—	回答無し
(r) 上海恒逸聚酯纖維	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(s) 亞東工業 (蘇州)	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(t) 遠東化聚工業	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(u) 中国石化儀微化織	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等

(31) 令和4年2月10日、調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た上記(26)の中国供給者21者に対し、「不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査への協力をお願い（中華人民共和国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「お願い紙（市場経済）」という。）、市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否かを確認するための「確認票（市場経済条件が浸透している事実の有無に関するもの）」（以下「市場経済確認票」という。）、及び「中華人民共和国における国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する調査の質問状」（以下「市場経済質問状」と

いう。)を送付³³するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

また、供給者に対して、市場経済確認票において、供給者が市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない場合には、政府は、政令第2条第3項に規定する市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものとして、同条第1項第4号の価格³⁴を正常価格として用いることがある旨明示した。

なお、お願い紙(市場経済)において、市場経済確認票又は市場経済質問状に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、市場経済の条件が浸透している事実があることが確認できなかったものと判断する旨明示した。

- (32) 市場経済確認票に関して、「表5 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和4年2月24日までに、上記(26)の供給者21者のうち2者³⁵から、また、当該期限後に1者³⁶から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった3者に関して、3者全てから調査対象期間中に調査対象貨物の生産がある旨及び市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない旨の回答があった。

- (33) 市場経済質問状に関して、「表5 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和4年3月22日までに市場経済質問状回答書の提出はなかった。

- (34) 市場経済質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表5 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表5 市場経済質問状等の送付及び回答等の状況

供給者名	確認票・質問状等の送付日	確認票回答日	生産の実績及び協力可否	市場経済条件の浸透の事実を示すことの希望の有無	質問状回答日(調査項目A)	質問状回答日(調査項目B~E)
(a) 江蘇三房巷集団	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(b) 広東泰宝聚合物	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(c) 萬凱新材料	2/10	2/24	有協力する	希望しない	回答無し	回答無し
(d) 恒力集団	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(e) 江蘇興業プラスチック	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し

³³ 政令第10条の2第2項

³⁴ ① 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国(以下「代替国」という。)における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格

② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格

③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

³⁵ 萬凱新材料、江陰興宇新材料

³⁶ 華潤化学材料科技

(f) 華潤創業	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(g) 珠海裕華聚酯	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(h) 騰龍特殊樹脂（厦門）	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(i) 浙江恒逸集團	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(j) XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(k) 常州安德利聚酯	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(l) 遠紡工業（上海）	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(m) 江陰興泰新材料	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(n) 江陰興宇新材料	2/10	2/24	有協力する	希望しない	回答無し	回答無し
(o) 海南逸盛石化	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(p) 江蘇三房巷国際貿易	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(q) 華潤化学材料科技	2/10	3/3 (期限後)	有協力する	希望しない	回答無し	回答無し
(r) 上海恒逸聚酯纖維	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(s) 亞東工業（蘇州）	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(t) 遠東化聚工業	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し
(u) 中国石化儀微化織	2/10	回答無し	—	—	回答無し	回答無し

1-5-1-3 輸入者への質問状等の送付等

(35) 令和4年2月10日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た下記の18者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者当初質問状」という。）を送付³⁷するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙において「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書II、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

- (a) 岩谷産業株式会社（以下「岩谷産業」という。）
- (b) KISCO 株式会社（以下「KISCO」という。）
- (c) 三協化成産業株式会社（以下「三協化成産業」という。）
- (d) 双日プラネット株式会社（以下「双日プラネット」という。）
- (e) 株式会社ツカサペトコ（以下「ツカサペトコ」という。）
- (f) 豊田通商株式会社（以下「豊田通商」という。）

³⁷ 政令第10条第2項

- (g) 恒逸 JAPAN 株式会社（以下「恒逸 JAPAN」という。）
- (h) 丸紅ブラックス株式会社（以下「丸紅ブラックス」という。）
- (i) 三菱商事プラスチック株式会社（以下「三菱商事プラスチック」という。）
- (j) ミツワ株式会社（以下「ミツワ」という。）
- (k) 三井物産株式会社（以下「三井物産」という。）
- (l) 長瀬産業株式会社（以下「長瀬産業」という。）
- (m) 伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）
- (n) 株式会社吉野工業所（以下「吉野工業所」という。）
- (o) 日本パリソン株式会社（以下「日本パリソン」という。）
- (p) サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「サントリー食品インターナショナル」という。）
- (q) 大塚製薬株式会社（以下「大塚製薬」という。）
- (r) コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社（以下「コカ・コーラボトラーズジャパン」という。）

(36) 確認票に関して、「表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 4 年 2 月 24 日までに、上記(35)の輸入者 18 者のうち 7 者³⁸から、また、当該期限後に 1 者³⁹から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 8 者のうち 7 者⁴⁰から調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がある旨、及び当該 7 者のうち 4 者⁴¹から本調査へ協力する旨の回答があった。

また、上記(35)の輸入者のうち 1 者⁴²については、調査対象期間中に調査対象貨物の輸入の実績がない旨の回答があったことから、本調査の対象外になるものとして、利害関係者として取り扱わないこととした。

(37) 輸入者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和 4 年 3 月 15 日までに、上記(36)のとおり本調査に協力を表明した 4 者のうち 3 者⁴³から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。なお、他の輸入者からは輸入者当初質問状回答書の提出期限の延長の申出はなかった。

(38) 輸入者当初質問状に関して、「表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和 4 年 3 月 22 日までに、上記(36)のとおり本調査に協力を表明した 4 者のうち 3 者⁴⁴から調査項目 A に係る回答書の提出が、残る 1 者⁴⁵から調査

³⁸ 三協化成産業、双日プラネット、豊田通商、三菱商事プラスチック、長瀬産業、伊藤忠商事、日本パリソン

³⁹ 三井物産

⁴⁰ 三協化成産業、双日プラネット、豊田通商、三菱商事プラスチック、三井物産、伊藤忠商事、日本パリソン

⁴¹ 双日プラネット、三菱商事プラスチック、三井物産、日本パリソン

⁴² 長瀬産業

⁴³ 双日プラネット、三菱商事プラスチック、三井物産

⁴⁴ 双日プラネット、三菱商事プラスチック、三井物産

⁴⁵ 日本パリソン

項目 A から E に係る回答書の提出があった。

(39) 輸入者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 4 年 4 月 5 日までに、上記(37)のとおり回答書の提出期限の延長の申出があった輸入者 3 者のうち 2 者⁴⁶から提出があり、1 者⁴⁷から当該提出期限後に提出があったが、当該期限後に提出された回答書については自発的な証拠の提出として受領した。

(40) 輸入者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 6 輸入者当初質問状等の送付及び回答等の状況

輸入者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	輸入実績及び協力可否	当初質問状回答日(調査項目 A)	当初質問状回答延長要望(調査項目 B~E)	当初質問状回答日(調査項目 B~E)
(a) 岩谷産業	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(b) KISCO	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) 三協化成産業	2/10	2/24	輸入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(d) 双日プラネット	2/10	2/24	輸入 有 協力する	3/22	3/15	4/5
(e) ツカサペトコ	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) 豊田通商	2/10	2/22	輸入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(g) 恒逸 JAPAN	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(h) 丸紅ブラックス	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(i) 三菱商事プラスチック	2/10	2/22	輸入 有 協力する	3/22	3/14	4/5
(j) ミツワ	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 三井物産	2/10	3/18 (期限後)	輸入 有 協力する	3/22	3/15	4/6 (期限後)
(l) 長瀬産業	2/10	2/21	輸入 無 協力しない	回答無し	—	回答無し
(m) 伊藤忠商事	2/10	2/24	輸入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(n) 吉野工業所	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 日本パリソン	2/10	2/24	輸入 有 協力する	3/22	—	3/22
(p) サントリー食品インターナショナル	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(q) 大塚製薬	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(r) コカ・コーラボトラーズジャパン	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

⁴⁶ 双日プラネット、三菱商事プラスチック

⁴⁷ 三井物産

1-5-1-4 本邦生産者への質問状等の送付等

(41) 令和4年2月10日、本邦産同種の貨物の生産者として調査当局が知り得た上記(15)の9者に対し、「お願い紙（本邦生産者用）」並びに「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者当初質問状」という。）を送付⁴⁸するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

この際、お願い紙（本邦生産者用）において「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、協定6.8及び同附属書Ⅱ、政令第10条第4項並びにガイドライン10.に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行う」ことを明示した。

(42) 本邦生産者当初質問状の調査項目BからGに係る回答書の提出期限の延長について、その延長要望の提出期限である令和4年3月15日までに申出はなかった。

(43) 本邦生産者当初質問状に関して、「表7 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和4年3月22日までに、上記(16)のとおり本調査に協力を表明した4者のうち3者⁴⁹から全ての調査項目に係る回答書の提出が、1者⁵⁰から当該期限までに調査項目Aに係る回答書及び期限後にその他の調査項目に係る回答書の提出があり、当該期限後に提出された回答書については自発的な証拠の提出として受領した。

(44) 本邦生産者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表7 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表7 本邦生産者当初質問状等の送付及び回答等の状況

本邦生産者名	当初質問状等の送付日	当初質問状回答日（調査項目A）	当初質問状回答延長要望（調査項目B～G）	当初質問状回答日（調査項目B～G）
(a) 三井化学	2/10	3/18	—	3/18
(b) 三菱ケミカル	2/10	回答無し	—	回答無し
(c) ベルポリエステルプロダクツ	2/10	3/22	—	3/22
(d) ユニチカ	2/10	回答無し	—	回答無し
(e) 日本エステル	2/10	回答無し	—	回答無し
(f) クラレ	2/10	回答無し	—	回答無し
(g) 協栄産業	2/10	3/22	—	4/5（期限後）
(h) ペットリファインテクノロジー	2/10	3/18	—	3/18

⁴⁸ 政令第10条第2項

⁴⁹ 三井化学、ベルポリエステルプロダクツ、ペットリファインテクノロジー

⁵⁰ 協栄産業

(i) 遠東石塚グリーンペット	2/10	回答無し	—	回答無し
-----------------	------	------	---	------

1-5-1-5 産業上の使用者への質問状等の送付等

(45) 令和4年2月10日、調査対象貨物の産業上の使用者として調査当局が知り得た下記の31者に対し、「お願い紙」、調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」並びに「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者当初質問状」という。）を送付⁵¹するとともに、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

- (a) アサヒ飲料株式会社（以下「アサヒ飲料」という。）
- (b) 大塚食品株式会社（以下「大塚食品」という。）
- (c) 大塚製薬
- (d) キリンホールディングス株式会社（以下「キリンホールディングス」という。）
- (e) コカ・コーラボトラーズジャパン
- (f) サントリーホールディングス株式会社（以下「サントリーホールディングス」という。）
- (g) 凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷」という。）
- (h) 大日本印刷株式会社（以下「大日本印刷」という。）
- (i) 東洋製罐株式会社（以下「東洋製罐」という。）
- (j) 吉野工業所
- (k) 北海製罐株式会社（以下「北海製罐」という。）
- (l) 日本パリソン
- (m) リスパック株式会社（以下「リスパック」という。）
- (n) 積水化成品工業株式会社（以下「積水化成品工業」という。）
- (o) 帝人株式会社（以下「帝人」という。）
- (p) 古林紙工株式会社（以下「古林紙工」という。）
- (q) ヤマトエスロン株式会社（以下「ヤマトエスロン」という。）
- (r) 中央化学株式会社（以下「中央化学」という。）
- (s) アテナ工業株式会社（以下「アテナ工業」という。）
- (t) RP 東プラ株式会社（以下「RP 東プラ」という。）
- (u) オージェイケイ株式会社（以下「オージェイケイ」という。）
- (v) ウツミリサイクルシステムズ株式会社（以下「ウツミリサイクルシステムズ」という。）
- (w) 株式会社エフピコ（以下「エフピコ」という。）
- (x) ニシヨリ株式会社（以下「ニシヨリ」という。）
- (y) 株式会社レコ（以下「レコ」という。）
- (z) 竹内産業株式会社（以下「竹内産業」という。）

⁵¹ 政令第13条第2項

- (aa) 進栄化成株式会社（以下「進栄化成」という。）
- (ab) 廣川ホールディングス株式会社⁵²（以下「廣川ホールディングス」という。）
- (ac) 三宝化成工業株式会社（以下「三宝化成工業」という。）
- (ad) パイオニア工業株式会社（以下「パイオニア工業」という。）
- (ae) 広陵化学工業株式会社（以下「広陵化学工業」という。）

(46) 確認票に関して、「表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、確認票回答の提出期限である令和 4 年 2 月 24 日までに、上記(45)の産業上の使用者 31 者のうち 14 者⁵³から、また、当該期限後に 4 者⁵⁴から、確認票回答の提出があった。

これら確認票回答の提出があった 18 者のうち 17 者⁵⁵から調査対象期間中に調査対象貨物又は本邦産同種の貨物の購入の実績がある旨、及び当該 17 者のうち 10 者⁵⁶から本調査へ協力する旨の回答があった。

(47) 産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書の提出期限について、その延長要望の提出期限である令和 4 年 3 月 15 日までに、上記(46)のとおり本調査に協力を表明した 1 者⁵⁷から提出期限の延長の申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

なお、他の産業上の使用者からは産業上の使用者当初質問状回答書の提出期限の延長の申出はなかった。

(48) 産業上の使用者当初質問状に関して、「表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおり、質問状回答書の提出期限である令和 4 年 3 月 22 日までに、上記(46)のとおり本調査に協力を表明した 10 者のうち 1 者⁵⁸から調査項目 A に係る回答書の提出が、8 者⁵⁹から調査項目 A から E に係る回答書の提出があった。また、当該提出期限後に、当該 10 者のうち 1 者⁶⁰から調査項目 A から E に係る回答書の提出があり、当該期限後に提出された回答書については情報の提供⁶¹として受理した。

⁵² 産業上の使用者当初質問状は廣川株式会社宛てに送付したが、グループ会社である廣川ホールディングスから回答が提出された。

⁵³ アサヒ飲料、北海製罐、日本パリソン、リスパック、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、アテナ工業、ウツミリサイクルシステムズ、エフピコ、ニシヨリ、廣川ホールディングス、三宝化成工業、パイオニア工業

⁵⁴ キリンホールディングス、サントリーホールディングス、凸版印刷、大日本印刷

⁵⁵ アサヒ飲料、キリンホールディングス、サントリーホールディングス、凸版印刷、大日本印刷、北海製罐、日本パリソン、リスパック、古林紙工、ヤマトエスロン、中央化学、アテナ工業、エフピコ、ニシヨリ、廣川ホールディングス、三宝化成工業、パイオニア工業

⁵⁶ アサヒ飲料、キリンホールディングス、凸版印刷、大日本印刷、北海製罐、日本パリソン、リスパック、中央化学、三宝化成工業、パイオニア工業

⁵⁷ 凸版印刷

⁵⁸ 凸版印刷

⁵⁹ アサヒ飲料、キリンホールディングス、北海製罐、日本パリソン、リスパック、中央化学、三宝化成工業、パイオニア工業

⁶⁰ 大日本印刷

⁶¹ 政令第 13 条第 1 項

(49) 産業上の使用者当初質問状の調査項目 B から E に係る回答書について、回答提出期限の延長後の提出期限である令和 4 年 4 月 5 日までに、上記(47)のとおり回答書の提出期限の延長の申出があった産業上の使用者 1 者から調査項目 B から E に係る回答書の提出があった。

(50) 産業上の使用者当初質問状の送付等の状況、及びこれらに対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況」のとおりであった。

表 8 産業上の使用者当初質問状等の送付及び回答等の状況

産業上の使用者名	確認票・当初質問状等の送付日	確認票回答日	購入実績及び協力可否	当初質問状回答日(調査項目 A)	当初質問状回答延長要望(調査項目 B~E)	当初質問状回答日(調査項目 B~E)
(a) アサヒ飲料	2/10	2/24	購入 有 協力する	3/22	—	3/22
(b) 大塚食品	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(c) 大塚製菓	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(d) キリンホールディングス	2/10	3/15 (期限後)	購入 有 協力する	3/15	—	3/15
(e) コカ・コーラボトラーズジャパン	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(f) サントリーホールディングス	2/10	3/16 (期限後)	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(g) 凸版印刷	2/10	3/2 (期限後)	購入 有 協力する	3/22	3/15	4/4
(h) 大日本印刷	2/10	3/23 (期限後)	購入 有 協力する	3/23 (期限後)	—	3/23 (期限後)
(i) 東洋製罐	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(j) 吉野工業所	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(k) 北海製罐	2/10	2/24	購入 有 協力する	3/22	—	3/22
(l) 日本パリソン	2/10	2/24	購入 有 協力する	3/22	—	3/22
(m) リスパック	2/10	2/24	購入 有 協力する	3/22	—	3/22
(n) 積水化成成品工業	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(o) 帝人	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(p) 古林紙工	2/10	2/22	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(q) ヤマトエスロン	2/10	2/22	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(r) 中央化学	2/10	2/24	購入 有 協力する	3/22	—	3/22
(s) アテナ工業	2/10	2/24	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(t) RP 東ブラ	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(u) オージェイケイ	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

(v) ウツミリサイクルシステムズ	2/10	2/24	購入 無 協力しない	回答無し	—	回答無し
(w) エフピコ	2/10	2/24	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(x) ニシヨリ	2/10	2/24	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(y) レコ	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(z) 竹内産業	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(aa)進栄化成	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し
(ab)廣川ホールディングス	2/10	2/24	購入 有 協力しない	回答無し	—	回答無し
(ac)三宝化成工業	2/10	2/24	購入 有 協力する	2/28	—	2/28
(ad)パイオニア工業	2/10	2/22	購入 有 協力する	3/10	—	3/10
(ae)広陵化学工業	2/10	回答無し	—	回答無し	—	回答無し

1-5-2 当初質問状回答書の不備等の指摘

(51) 供給者当初質問状、輸入者当初質問状、本邦生産者当初質問状及び産業上の使用者当初質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に不備がある項目があったこと等から、次のとおり、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容の不備等に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「不備指摘」という。）した。

この際、特段の理由なく回答期限内に不備改め版回答書の提出がない場合は、協定 6.8 及び同附属書Ⅱ、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになる旨を明示した。

(ア) 供給者 2 者⁶²に対して、令和 4 年 4 月 8 日に 1 回目の、同年 5 月 20 日に 2 回目の不備指摘をした。

(イ) 輸入者 3 者⁶³に対して、令和 4 年 4 月 8 日に 1 回目の、同月 14 日に 2 回目の、同年 5 月 20 日に 3 回目の不備指摘をした。また、輸入者 1 者⁶⁴に対して、同年 4 月 8 日に 1 回目の、同年 5 月 13 日に 2 回目の不備指摘をした。

(ウ) 本邦生産者 3 者⁶⁵に対して、令和 4 年 4 月 8 日に 1 回目の、同年 5 月 13 日に 2 回目の

⁶² 萬凱新材料、江陰興宇新材料

⁶³ 双日プラネット、三菱商事プラスチック、三井物産

⁶⁴ 日本パリソン

⁶⁵ 三井化学、ベルポリエステルプロダクツ、ペトリファインテクノロジー

不備指摘をした。また、本邦生産者 1 者⁶⁶に対して、同年 4 月 14 日に 1 回目の、同年 5 月 20 日に 2 回目の不備指摘をした。

- (エ) 産業上の使用者 8 者⁶⁷に対して、令和 4 年 4 月 8 日に 1 回目の不備指摘をし、そのうち 1 者⁶⁸に対しては、同月 14 日に 2 回目の、6 者⁶⁹に対しては、同年 5 月 13 日に 2 回目の不備指摘をした。また、産業上の使用者 1 者⁷⁰に対して、同年 4 月 14 日に不備指摘をした。

(52) 不備指摘に対して、次のとおり、不備改め版回答書等の提出があった。

- (ア) 供給者に対する不備指摘については、供給者 2 者⁷¹から、令和 4 年 4 月 8 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 22 日までに、同年 5 月 20 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 6 月 3 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。

- (イ) 輸入者に対する不備指摘については、輸入者 3 者⁷²から、令和 4 年 4 月 8 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 22 日までに、同月 14 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 28 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。そのうち 2 者⁷³から、同年 5 月 20 日（3 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同年 6 月 3 日までに、不備改め版回答書の提出があったが、1 者⁷⁴から、当該提出期限後に提出があった。

また、輸入者 1 者⁷⁵から、令和 4 年 4 月 8 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 22 日までに、同年 5 月 13 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 27 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。

- (ウ) 本邦生産者に対する不備指摘については、本邦生産者 3 者⁷⁶から、令和 4 年 4 月 8 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 22 日までに、同年 5 月 13 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 27 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。

また、本邦生産者 1 者⁷⁷から、令和 4 年 4 月 14 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 28 日までに、同年 5 月 20 日（2 回目）に行った不備指摘

⁶⁶ 協栄産業

⁶⁷ アサヒ飲料、キリンホールディングス、凸版印刷、大日本印刷、日本パリソン、リスパック、三宝化成工業、パイオニア工業

⁶⁸ 凸版印刷

⁶⁹ アサヒ飲料、キリンホールディングス、大日本印刷、日本パリソン、リスパック、三宝化成工業

⁷⁰ 北海製罐

⁷¹ 萬凱新材料、江陰興宇新材料

⁷² 双日プラネット、三菱商事プラスチック、三井物産

⁷³ 双日プラネット、三菱商事プラスチック

⁷⁴ 三井物産

⁷⁵ 日本パリソン

⁷⁶ 三井化学、ベルポリエステルプロダクツ、ペトリファインテクノロジー

⁷⁷ 協栄産業

については回答書の提出期限である同年 6 月 3 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。

(エ) 産業上の使用者に対する不備指摘については、産業上の使用者 8 者⁷⁸から、令和 4 年 4 月 8 日（1 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 22 日までに、そのうち 1 者⁷⁹から、同月 14 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 28 日までに、6 者⁸⁰から、同年 5 月 13 日（2 回目）に行った不備指摘については回答書の提出期限である同月 27 日までに、それぞれ不備改め版回答書の提出があった。

また、産業上の使用者 1 者⁸¹から、令和 4 年 4 月 14 日に行った不備指摘について、回答書の提出期限である同月 28 日までに、不備改め版回答書の提出があった。

(53) 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況については、「表 9 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況」のとおりであった。

表 9 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者への不備指摘並びに不備改め版回答書の提出状況

利害関係者等区分	供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者	不備指摘送付日	不備改め版回答書提出日
供給者	萬凱新材料	4/8（1 回目） 5/20（2 回目）	4/22（1 回目） 6/3（2 回目）
	江陰興宇新材料	4/8（1 回目） 5/20（2 回目）	4/22（1 回目） 6/3（2 回目）
輸入者	双日プラネット	4/8（1 回目） 4/14（2 回目） 5/20（3 回目）	4/22（1 回目） 4/27（2 回目） 5/31（3 回目）
	三菱商事プラスチック	4/8（1 回目） 4/14（2 回目） 5/20（3 回目）	4/22（1 回目） 4/28（2 回目） 6/2（3 回目）
	三井物産	4/8（1 回目） 4/14（2 回目） 5/20（3 回目）	4/22（1 回目） 4/28（2 回目） 6/7（3 回目）（期限後）
	日本パリソン	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/21（1 回目） 5/26（2 回目）
本邦生産者	三井化学	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/22（1 回目） 5/27（2 回目）
	ベルポリエステルプロダクツ	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/22（1 回目） 5/27（2 回目）
	協栄産業	4/14（1 回目） 5/20（2 回目）	4/28（1 回目） 6/1（2 回目）
	ペットリファインテクノロジー	4/8（1 回目） 5/13（2 回目）	4/21（1 回目） 5/26（2 回目）

⁷⁸ アサヒ飲料、キリンホールディングス、凸版印刷、大日本印刷、日本パリソン、リスパック、三宝化成工業、パイオニア工業

⁷⁹ 凸版印刷

⁸⁰ アサヒ飲料、キリンホールディングス、大日本印刷、日本パリソン、リスパック、三宝化成工業

⁸¹ 北海製罐

産業上の使用者	アサヒ飲料	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/19 (1回目) 5/24 (2回目)
	キリンホールディングス	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/20 (1回目) 5/18 (2回目)
	凸版印刷	4/8 (1回目) 4/14 (2回目)	4/21 (1回目) 4/21 (2回目)
	大日本印刷	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/22 (1回目) 5/23 (2回目)
	北海製罐	4/14	4/26
	日本パリソン	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/21 (1回目) 5/26 (2回目)
	リスパック	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/19 (1回目) 5/25 (2回目)
	三宝化成工業	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/19 (1回目) 5/16 (2回目)
	パイオニア工業	4/8	4/15

1-5-3 代替国に係る選定通知の送付等

(54) 調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国価格」という。）を用いることができるとされている⁸²。

1-5-3-1 代替国に係る選定通知（1回目）

(55) 令和4年2月10日、調査当局が知り得た全ての中国供給者21者⁸³、輸入者18者⁸⁴及び本邦生産者9者⁸⁵並びに中国政府に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査」における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国候補の選定」に係る意見の求めについて（以下「代替国選定1回目通知」という。）を通知し、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補及びその選定理由について、「表10 代替

⁸² 世界貿易機関への中華人民共和国の加入に関する議定書（以下「中国WTO加盟議定書」という。）及び政令第2条第3項

⁸³ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、萬凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂（厦門）、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、海南逸盛石化、江蘇三房巷国際貿易、華潤化学材料科技、上海恒逸聚酯繊維、亞東工業（蘇州）、遠東化聚工業、中国石化儀微化繊

⁸⁴ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル、大塚製薬、コカ・コーラボトラーズジャパン

⁸⁵ 三井化学、三菱ケミカル、バルポリエステルプロダクツ、ユニチカ、日本エステル、クラレ、協栄産業、ペトリファインテクノロジー、遠東石塚グリーンペット

「国の候補及びその選定理由」を示すとともに、意見を求めた。

表 10 代替国の候補及びその選定理由

代替国の候補	代替国候補の選定理由
タイ王国、メキシコ合衆国、ベラルーシ共和国、ブラジル連邦共和国、アルゼンチン共和国、イラン・イスラム共和国、南アフリカ共和国、インドネシア共和国、トルコ共和国、マレーシア、インド、ギリシャ共和国、オマーン国、ロシア連邦、ナイジェリア連邦共和国、台湾、パキスタン・イスラム共和国、ポーランド共和国、リトアニア共和国、スペイン、大韓民国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、カナダ、サウジアラビア王国、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国、オランダ王国、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、日本国	日本国政府が調査したところ、左記 30 か国・地域（以下「代替国」という。）において高重合度 PET の生産及び販売が行われていると考えられることから、代替国候補として選定した。

(56) 代替国選定 1 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 4 年 2 月 24 日までに、意見の提出はなかった。

1-5-3-2 代替国に係る選定通知（2 回目）

(57) 令和 4 年 3 月 17 日、調査当局が知り得た全ての中国供給者 21 者⁸⁶、輸入者 17 者⁸⁷及び本邦生産者 9 者⁸⁸並びに中国政府に対して、「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における「調査対象貨物に係る正常価格算定のための代替国の選定」について」（以下「代替国選定 2 回目通知」という。）を通知し、各代替国の候補における令和 2 年（2020 年）の 1 人当たりの GNI⁸⁹が中国に近い順に基づき優先順位⁹⁰を付け、調査当局が知り得た全ての代替国候補の生産者（以下「代替国供給者」という。）62 者を記載した「表 11 代替国候補の優先順位リスト」を示すとともに、「全ての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨等を明示し、代替国の候補等について意見を求めた。

また、これら代替国候補について、日本国政府は、「複数の生産者から回答があり、提供さ

⁸⁶ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、萬凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂（厦門）、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、海南逸盛石化、江蘇三房巷国際貿易、華潤化学材料科技、上海恒逸聚酯繊維、亞東工業（蘇州）、遠東化聚工業、中国石化儀微化繊

⁸⁷ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅ブラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル、大塚製薬、コカ・コーラボトラーズジャパン

⁸⁸ 三井化学、三菱ケミカル、ベルポリエステルプロダクツ、ユニチカ、日本エステル、クラレ、協栄産業、ペトリファインテクノロジー、遠東石塚グリーンペット

⁸⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「1 人当たりの GNI（2020 年）」

⁹⁰ 日本国に関しては、調査の過程で、日本国以外の国の生産者に関する情報が使用できない場合も考えられることから、代替国候補としたが、調査を実施する当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

れた情報を使用できる場合には、優先順位が高い国に所在する生産者の情報を使用する」とし、「同一国内の複数の生産者から回答があり、提供された情報を使用できる場合には、日本国政府が適当と判断した生産者の情報を使用することとする」旨を明示した。

表 11 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国の候補	代替国供給者の名称
1 位	タイ王国	Indorama Ventures PCL
		Thai PET Resin Co., Ltd.
		THAI SHINKONG INDUSTRY CORPORATION
2 位	メキシコ合衆国	Indorama Ventures Polymers México
		DAK Resinas Americas Mexico S.A. de C.V.
3 位	ベラルーシ共和国	Open Joint-Stock Company «Mogilevkhimvolokno»
4 位	ブラジル連邦共和国	Indorama Ventures Polimeros
		Companhia Integrada Têxtil de Pernambuco
5 位	アルゼンチン共和国	DAK Américas Argentina S.A.
6 位	イラン・イスラム共和国	Shahid Tondgooyan Petrochemical Company
		Golriz Polymer Qom Co
7 位	南アフリカ共和国	Safripol Pty Ltd
8 位	インドネシア共和国	P.T. Mitsubishi Chemical Indonesia
		P.T. Petnesia Resindo
		P.T. Indorama Ventures Indonesia
9 位	トルコ共和国	Indorama Ventures Corlu PET
		MELTEM KİMYA
		KOKSAN PET PACKAGING INDUSTRY CO.
10 位	マレーシア	Recron (Malaysia) Sdn. Bhd.
11 位	インド	JBF Industries Ltd
		Chiripal Poly Films Limited
		Reliance Industries Limited
		IVL Dhunseri Petrochem Industries Private Limited
12 位	ギリシャ共和国	Polisan Hellas
13 位	オマーン国	OCTAL SAOC FZC
14 位	ロシア連邦	SENEGE New PolymersPlant
		SIBUR
15 位	ナイジェリア連邦共和国	Indorama Ventures PET (Nigeria)
16 位	台湾	Nan Ya Plastics Corporation
		Far Eastern New Century Corporation
		Shinkong Synthetic Fibers Corporation
		Tainan Spinning Co., Ltd.
17 位	パキスタン・イスラム共和国	NOVATEX LTD.

18位	ポーランド共和国	Indorama Ventures Poland
19位	リトアニア共和国	NEO GROUP
		UAB Orion Global PET
20位	スペイン	Indorama Ventures Quimica
		Plastiverd, Pet Reciclado S.A.
		Novapet
21位	大韓民国	Lotte Chemical Corporation
		TK Chemical Corporation.
22位	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	Alpek Polyester UK Ltd
23位	カナダ	Compagnie Selenis Canada
24位	サウジアラビア王国	Arabian Industrial Fibers Company IBN RUSHD
25位	ベルギー王国	JBF GLOBAL EUROPE BVBA
26位	ドイツ連邦共和国	Indorama Ventures Polymers Germany
		Equipolymers GmbH
27位	オランダ王国	Indorama Ventures Europe
28位	アメリカ合衆国	DAK Americas LLC
		Indorama Ventures Xylenes & PTA
		NAN YA PLASTICS CORP., AMERICA(SC plant)
		APG Polytech, LLC
29位	アラブ首長国連邦	JBF RAK LLC
30位	日本国	三井化学
		三菱ケミカル
		ベルポリエステルプロダクツ
		ユニチカ
		日本エステル
		クラレ
		協栄産業
		ペトリファインテクノロジー
遠東石塚グリーンペット		

(58) 代替国選定 2 回目通知に対して、意見の提出期限である令和 4 年 3 月 31 日までに、意見の提出はなかった。

(59) 代替国選定 1 回目通知及び代替国選定 2 回目通知の送付状況並びにそれらに対する意見書の提出状況については、「表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況」のとおりであった。

表 12 利害関係者への代替国選定通知の送付及び回答の状況

利害関係者名	1 回目通知		2 回目通知	
	送付日	意見の提出日	送付日	意見の提出日
江蘇三房巷集団	2/10	—	3/17	—
広東泰宝聚合物	2/10	—	3/17	—
萬凱新材料	2/10	—	3/17	—
恒力集団	2/10	—	3/17	—
江蘇興業プラスチック	2/10	—	3/17	—
華潤創業	2/10	—	3/17	—
珠海裕華聚酯	2/10	—	3/17	—
騰龍特殊樹脂（厦門）	2/10	—	3/17	—
浙江恒逸集団	2/10	—	3/17	—
XINHUI INDUSTRIAL LIMITED	2/10	—	3/17	—
常州安德利聚酯	2/10	—	3/17	—
遠紡工業（上海）	2/10	—	3/17	—
江陰興泰新材料	2/10	—	3/17	—
江陰興宇新材料	2/10	—	3/17	—
海南逸盛石化	2/10	—	3/17	—
江蘇三房巷国際貿易	2/10	—	3/17	—
華潤化学材料科技	2/10	—	3/17	—
上海恒逸聚酯繊維	2/10	—	3/17	—
亞東工業（蘇州）	2/10	—	3/17	—
遠東化聚工業	2/10	—	3/17	—
中国石化儀微化纖	2/10	—	3/17	—
岩谷産業	2/10	—	3/17	—
KISCO	2/10	—	3/17	—
三協化成産業	2/10	—	3/17	—
双日プラネット	2/10	—	3/17	—
ツカサペトコ	2/10	—	3/17	—
豊田通商	2/10	—	3/17	—
恒逸 JAPAN	2/10	—	3/17	—
丸紅ブラックス	2/10	—	3/17	—
三菱商事プラスチック	2/10	—	3/17	—
ミツワ	2/10	—	3/17	—
三井物産	2/10	—	3/17	—
長瀬産業	2/10	—	※利害関係者に該当しないため送付せず。	

伊藤忠商事	2/10	—	3/17	—
吉野工業所	2/10	—	3/17	—
日本パリゾン	2/10	—	3/17	—
サントリー食品インターナショナル	2/10	—	3/17	—
大塚製薬	2/10	—	3/17	—
コカ・コーラボトラーズジャパン	2/10	—	3/17	—
三井化学	2/10	—	3/17	—
三菱ケミカル	2/10	—	3/17	—
ベルポリエステルプロダクツ	2/10	—	3/17	—
ユニチカ	2/10	—	3/17	—
日本エステル	2/10	—	3/17	—
クラレ	2/10	—	3/17	—
協栄産業	2/10	—	3/17	—
ベトリファインテクノロジー	2/10	—	3/17	—
遠東石塚グリーンペット	2/10	—	3/17	—

1-5-3-3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等

(60) 令和4年3月17日、「表11 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た代替国供給者40者⁹¹に対し、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」（以下「お願い紙（代替国）」という。）、調査対象期間中に高重合度PETを生産したか否か及び輸出したか否か並びに本調査へ協力し質問状へ回答するか否か等を確認するための「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する確認票」（以下「代替国確認票」という。）並びに「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。

(61) これに対して、代替国確認票の提出期限である令和4年3月31日までに、タイ王国に所在

⁹¹ 「表11 代替国候補の優先順位リスト」に示した調査当局が知り得た全ての代替国供給者62者のうち、ベラルーシ共和国、ブラジル連邦共和国、インド、ギリシャ共和国、ロシア連邦、ナイジェリア連邦共和国、ポーランド共和国、リトアニア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、カナダ、サウジアラビア王国、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国、オランダ王国及びアラブ首長国連邦に所在の代替国供給者22者については国際郵便事情により、差出不可であったことから、代替国質問状等を送付することができなかった。

する代替国供給者 1 者⁹²、インドネシア共和国に所在する代替国供給者 1 者⁹³、台湾に所在する代替国供給者 2 者⁹⁴及び本邦に所在する代替国供給者 3 者⁹⁵から、提出期限後に本邦に所在する代替国供給者 1 者⁹⁶から代替国確認票回答の提出があった。

これら代替国確認票回答の提出があった 8 者のうち、5 者⁹⁷から高重合度 PET の生産及び輸出の実績がある旨、3 者⁹⁸から高重合度 PET の生産の実績がある旨、及び当該 8 者のうち 1 者⁹⁹から本調査へ協力する旨の回答があった。

(62) 代替国質問状に関して、質問状回答書の提出期限である令和 4 年 4 月 25 日までに、代替国供給者 1 者¹⁰⁰から調査項目 A に係る回答書の提出があった。

調査項目 B から D に係る回答書の提出期限の延長について、延長要望の提出期限である令和 4 年 4 月 18 日までに 1 者¹⁰¹から申出があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

(63) 代替国質問状の調査項目 B 及び D に関して、回答書提出期限の延長後の提出期限である令和 4 年 5 月 9 日までに、代替国供給者 1 者¹⁰²から回答書の提出があった。

(64) 代替国質問状等に対する回答書の提出状況等の詳細については、「表 13 代替国質問状等の回答等の状況」のとおりであった。

表 13 代替国質問状等の回答等の状況

優先順位	国名	企業名	確認票回答提出日	確認票回答内容				質問状回答提出日 (調査項目 A)	質問状回答延長要望 (調査項目 B~D)	質問状回答提出日 (調査項目 B、D)
				輸出実績	生産実績	質問状回答	現地調査受入			
1 位	タイ王国	Thai PET Resin	3/30	有	有	する	可	4/25	4/7	5/9
8 位	インドネシア共和国	P.T. Petnesia Resindo	3/31	有	有	しない	不可	—	—	—
16 位	台湾	Nan Ya Plastics Corporation	3/31	有	有	しない	不可	—	—	—

⁹² Thai PET Resin Co., Ltd. (以下「Thai PET Resin」という。)

⁹³ P.T. Petnesia Resindo

⁹⁴ Nan Ya Plastics Corporation、Shinkong Synthetic Fibers Corporation

⁹⁵ 三井化学、ユニチカ、ペトリファインテクノロジー

⁹⁶ ベルポリエステルプロダクツ

⁹⁷ Thai PET Resin、P.T. Petnesia Resindo、Nan Ya Plastics Corporation、Shinkong Synthetic Fibers Corporation、三井化学

⁹⁸ ベルポリエステルプロダクツ、ユニチカ、ペトリファインテクノロジー

⁹⁹ Thai PET Resin

¹⁰⁰ Thai PET Resin

¹⁰¹ Thai PET Resin

¹⁰² Thai PET Resin

		Shinkong Synthetic Fibers Corporation	3/31	有	有	しない	不可	—	—	—
30位	日本国	三井化学	3/28	有	有	しない	不可	—	—	—
		ベルポリエステルプロダクツ	4/1 (期限後)	無	有	しない	不可	—	—	—
		ユニチカ	3/31	無	有	しない	不可	—	—	—
		ペトリファインテクノロジー	3/29	無	有	しない	不可	—	—	—

(65) 代替国供給者質問状の回答書を受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に修正項目があったこと等から、代替国供給者 1 者¹⁰³に対して、令和 4 年 5 月 20 日、当該箇所を明示し、不足している添付資料を提出する意思、及び回答内容に係る修正依頼事項を踏まえて修正した回答書（以下「修正版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、指定された期限までに、これらの添付資料及び修正版回答書の提出を求める旨を通知（以下「修正依頼」という。）した。

(66) 代替国供給者に対する修正依頼については、代替国供給者 1 者¹⁰⁴から、令和 4 年 5 月 20 日に行った修正依頼について、回答書の提出期限である同年 6 月 3 日までに、修正版回答書の提出があった。

1-5-4 追加質問状の送付等

1-5-4-1 追加質問状の送付及び回答

(67) 令和 4 年 2 月 10 日に発出した質問状等の追加質問として、同年 7 月 27 日、本邦生産者 2 者¹⁰⁵に対して追加質問状を送付した。

この際、特段の理由なく回答期限内に追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、日本国政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことを明示した。

(68) これに対して、本邦生産者 1 者¹⁰⁶から、追加質問状回答書提出期限である令和 4 年 8 月 10

¹⁰³ Thai PET Resin

¹⁰⁴ Thai PET Resin

¹⁰⁵ 三菱ケミカル、ペトリファインテクノロジー

¹⁰⁶ ペトリファインテクノロジー

日までに、追加質問状回答書の提出があり、残る 1 者¹⁰⁷から、当該提出期限後に提出があった。

(69) 追加質問状の送付状況及び追加質問状の回答状況については、「表 14 追加質問状の送付及び回答状況」のとおりであった。

表 14 追加質問状の送付及び回答状況

利害関係者等区分	送付先	追加質問状送付日	追加質問状回答日
本邦生産者	三菱ケミカル	7/27	8/18 (期限後)
	ペトリファインテクノロジー	7/27	8/2

1-5-5 証拠の提出及び証言、対質の申出、意見の表明等

1-5-5-1 証拠の提出及び証言¹⁰⁸

(70) 証拠の提出に関して、その期限である令和 4 年 5 月 10 日までに、供給者 1 者¹⁰⁹から「表 15 証拠の提出」のとおり証拠の提出があった。

表 15 証拠の提出

利害関係者等区分	提出日	提出者
供給者	令和 4 年 5 月 10 日	華潤化学材料科技

(71) 証言に関して、その期限である令和 4 年 5 月 10 日までに、証言の申出をした利害関係者はいなかった。

1-5-5-2 対質の申出¹¹⁰

(72) 対質の申出に関して、その期限である令和 4 年 6 月 10 日までに、対質の申出をした利害関係者はいなかった。

1-5-5-3 意見の表明¹¹¹

¹⁰⁷ 三菱ケミカル

¹⁰⁸ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

¹⁰⁹ 華潤化学材料科技

¹¹⁰ 政令第 12 条第 1 項

¹¹¹ 政令第 12 条の 2 第 1 項

(73) 意見の表明に関して、その期限である令和4年6月10日までに、供給者3者¹¹²、輸入者1者¹¹³、本邦生産者1者¹¹⁴及び産業上の使用者1者¹¹⁵から、「表16 意見の表明」のとおり意見の表明があった。

表16 意見の表明

利害関係者等区分	提出日	提出者
供給者	令和4年6月10日	萬凱新材料
	令和4年6月10日	江陰興宇新材料
	令和4年6月10日	華潤化学材料科技
輸入者	令和4年6月10日	伊藤忠商事
本邦生産者	令和4年6月10日	三井化学
産業上の使用者	令和4年6月9日	リスパック

(74) 輸入者である伊藤忠商事より、調査対象貨物に対する不当廉売関税の課税期間が延長された結果、本来、不当廉売関税が賦課されるべきでない貨物にまで課税が及ばないよう、調査当局に慎重な調査、検討及び対応を求める旨の意見の表明¹¹⁶があった。また、産業上の使用者であるリスパックより、不当廉売関税の課税期間を延長する場合は、調査対象貨物は、本邦産同種の貨物と競合状態にある「ボトル用共重合グレード」に限定し、競合状態にない「シート用ホモ重合グレード」を除外すべきである旨の意見の表明¹¹⁷があった。

しかし、上記意見はいずれも、上記「1-3 調査の対象とした事項の概要」に記載した本調査の対象とした事項（不当廉売された指定貨物の輸入又は不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項）に関する意見には当たらないため、当該意見は考慮しない。

(75) 令和4年6月10日、伊藤忠商事から意見の表明として提出された書面の中に、これまで調査当局に提出されていなかった証拠が含まれており、既に証拠の提出期限を超過していたことから、当該証拠については受理をせず、同月17日に返送した。

1-5-5-4 情報の提供¹¹⁸

(76) 情報の提供に関して、その期限である令和4年6月10日までに、情報の提供を行った産業上の使用者はいなかった。

¹¹² 萬凱新材料、江陰興宇新材料、華潤化学材料科技

¹¹³ 伊藤忠商事

¹¹⁴ 三井化学

¹¹⁵ リスパック

¹¹⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 令和4年6月10日）

¹¹⁷ 意見の表明（リスパック 令和4年6月9日）

¹¹⁸ 政令第13条第1項

1-5-6 現地調査

1-5-6-1 本邦生産者に対する現地調査の実施

- (77) 上記(43)の本邦生産者当初質問状回答書を提出した本邦生産者4者のうち1者¹¹⁹に対して、令和4年7月25日、「表17 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。
- (78) これに対して、本邦生産者1者から回答期限である令和4年8月1日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。
- (79) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和4年8月5日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査に係る現地調査の実施について」を送付¹²⁰し、「表17 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

表17 現地調査（本邦生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
三井化学	7/25	7/26	8/5	8/25

1-5-6-2 代替国供給者に対する現地調査の実施

- (80) 上記(62)及び(63)の代替国質問状回答書を提出した代替国供給者1者¹²¹に対して、令和4年7月26日、「表18 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況」のとおり、現地調査への同意の有無の確認とともに現地調査の日程を提示した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の受入れの可否について（回答依頼）」を送付し、現地調査の受入れの可否等の確認を行った。

¹¹⁹ 三井化学

¹²⁰ ガイドライン9.(1)一②及び(3)

¹²¹ Thai PET Resin

(81) これに対して、代替国供給者 1 者から回答期限である令和 4 年 8 月 2 日までに、提示した日程での現地調査の受入れの同意を得た。

(82) 現地調査の受入れに同意した現地調査対象者に対して、令和 4 年 8 月 16 日、現地調査に係る説明及び注意事項並びに調査項目等を記載した「中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）に係る現地調査の実施について」を送付¹²²し、「**表 18 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況**」のとおり現地調査を実施した。

表 18 現地調査（非市場経済国の代替国としての生産者に係るもの）の実施状況

対象者	現地調査受入可否等確認通知日	現地調査受入可否等回答日	現地調査項目等の通知日	実施日
Thai PET Resin	7/26	8/2	8/16	9/12～9/14

1-5-6-3 本邦生産者及び代替国供給者に対する現地調査後の手続

(83) 調査当局は、現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者である本邦生産者 1 者及び代替国供給者 1 者へ同報告書を送付の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。

(84) 現地調査結果報告書に係る事実誤認等による修正の有無等の確認に対して、現地調査対象者である代替国供給者 1 者から、現地調査結果報告書の内容に事実誤認があるとして修正の要望が提出された。

調査当局が現地調査対象者から提出された修正要望の内容を検討したところ、当該修正要望の内容が適切であると認め、現地調査結果報告書を修正した。

1-6 秘密の情報

(85) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）に係る秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）について、調査当局は、その範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領¹²³した。

¹²² ガイドライン 9. (1) 一②及び (3) を準用

¹²³ 協定 6.5、政令第 7 条第 6 項及び第 7 項、政令第 10 条第 1 項及び第 2 項

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

1-7 証拠等の閲覧

(86) 利害関係者等が自発的に提出した書面、調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した¹²⁴。

1-8 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

(87) 閲覧に供した質問状回答書等に係る秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めたが、これに対して、利害関係者から意見の提出はなかった。

(88) 閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項について、利害関係者等に対し以下のとおり通知し、期限を付して、開示版要約を修正した回答書（以下「開示版修正回答書」という。）及び秘密情報とした理由を見直し修正した秘密の理由書を提出する意図がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

(ア) 令和4年4月8日、供給者2者¹²⁵、輸入者4者¹²⁶、本邦生産者2者¹²⁷及び産業上の使用者9者¹²⁸に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(イ) 令和4年4月14日、輸入者3者¹²⁹、本邦生産者1者¹³⁰及び産業上の使用者2者¹³¹に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(ウ) 令和4年5月13日、輸入者1者¹³²、本邦生産者2者¹³³及び産業上の使用者4者¹³⁴に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(エ) 令和4年5月20日、供給者2者¹³⁵、輸入者2者¹³⁶、産業上の使用者1者¹³⁷及び代替国

¹²⁴ 政令第11条

¹²⁵ 萬凱新材料、江陰興宇新材料

¹²⁶ 双日プラネット、三菱商事プラスチック、三井物産、日本パリソン

¹²⁷ ベルポリエステルプロダクツ、ペットリファインテクノロジー

¹²⁸ アサヒ飲料、キリンホールディングス、凸版印刷、大日本印刷、日本パリソン、リスパック、中央化学、三宝化成工業、パイオニア工業

¹²⁹ 双日プラネット、三菱商事プラスチック、三井物産

¹³⁰ 協栄産業

¹³¹ 凸版印刷、北海製罐

¹³² 日本パリソン

¹³³ ベルポリエステルプロダクツ、ペットリファインテクノロジー

¹³⁴ キリンホールディングス、大日本印刷、日本パリソン、リスパック

¹³⁵ 萬凱新材料、江陰興宇新材料

¹³⁶ 双日プラネット、三井物産

¹³⁷ 北海製罐

供給者 1 者¹³⁸に対して、開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘事項を通知した。

(89) 上記(88)の通知に対して、次のとおり開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書が提出され、これを閲覧に供した。

(ア) 上記(88)(ア)の通知に関し、供給者 2 者、輸入者 4 者、本邦生産者 2 者及び産業上の使用者 9 者から、提出期限である令和 4 年 4 月 22 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(イ) 上記(88)(イ)の通知に関し、輸入者 3 者、本邦生産者 1 者及び産業上の使用者 2 者から、提出期限である令和 4 年 4 月 28 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(ウ) 上記(88)(ウ)の通知に関し、輸入者 1 者、本邦生産者 2 者及び産業上の使用者 4 者から、提出期限である令和 4 年 5 月 27 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があった。

(エ) 上記(88)(エ)の通知に関し、供給者 2 者、輸入者 1 者¹³⁹、産業上の使用者 1 者及び代替国供給者 1 者から、提出期限である令和 4 年 6 月 3 日までに、開示版修正回答書及び秘密情報とした理由を見直した秘密の理由書の提出があったが、輸入者 1 者¹⁴⁰からは、当該提出期限後に提出があった。

(90) 質問状回答書における開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘及び修正版回答書の提出状況については、「表 19 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況」のとおりであった。

表 19 供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者質問状回答書への開示範囲指摘の通知及び修正版等の提出状況

利害関係者等及び代替国供給者区分	供給者、輸入者、本邦生産者及び産業上の使用者並びに代替国供給者	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘の通知送付日	開示版修正回答書及び秘密の理由書等の提出日
供給者	萬凱新材料	4/8 (1 回目) 5/20 (2 回目)	4/22 (1 回目) 6/3 (2 回目)
	江陰興宇新材料	4/8 (1 回目) 5/20 (2 回目)	4/22 (1 回目) 6/3 (2 回目)
輸入者	双日プラネット	4/8 (1 回目)	4/22 (1 回目)
		4/14 (2 回目)	4/27 (2 回目)
		5/20 (3 回目)	5/31 (3 回目)
	三菱商事プラスチック	4/8 (1 回目)	4/22 (1 回目)
		4/14 (2 回目)	4/28 (2 回目)
		4/8 (1 回目)	4/22 (1 回目)
三井物産	4/14 (2 回目)	4/28 (2 回目)	
	5/20 (3 回目)	6/7 (3 回目) (期限後)	

¹³⁸ Thai PET Resin

¹³⁹ 双日プラネット

¹⁴⁰ 三井物産

	日本パリソン	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/21 (1回目) 5/26 (2回目)
本邦生産者	ベルポリエステルプロダクツ	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/22 (1回目) 5/27 (2回目)
	協栄産業	4/14	4/28
	ペトリファインテクノロジー	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/21 (1回目) 5/26 (2回目)
産業上の使用者	アサヒ飲料	4/8	4/19
	キリンホールディングス	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/20 (1回目) 5/18 (2回目)
	凸版印刷	4/8 (1回目) 4/14 (2回目)	4/21 (1回目) 4/21 (2回目)
	大日本印刷	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/22 (1回目) 5/23 (2回目)
	北海製罐	4/14 (1回目) 5/20 (2回目)	4/26 (1回目) 5/20 (2回目)
	日本パリソン	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/21 (1回目) 5/26 (2回目)
	リスパック	4/8 (1回目) 5/13 (2回目)	4/19 (1回目) 5/25 (2回目)
	中央化学	4/8	4/19
	三宝化成工業	4/8	4/19
	パイオニア工業	4/8	4/15
代替国供給者	Thai PET Resin	5/20	6/3

1-9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(91) 調査当局が知り得た供給者 21 者、輸入者 18 者及び本邦生産者 9 者に対して、質問状等を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

また、調査開始告示において、調査開始の日において把握している利害関係者に対し、質問状を送付し、期限を定めて回答を求めるほか、その他の利害関係者からも回答が得られるよう当該質問状を財務省及び経済産業省のホームページに掲載した。財務省及び経済産業省のホームページにおいて、調査開始告示の日から 7 日以内に財務大臣から質問状等の送付を受けていない利害関係者等のうち、本調査に参加する意思を表明しようとする者は、調査開始告示の日から 14 日以内に指定された連絡先に利害関係者に該当することを証する資料を添えて書面で申し出るとともに、上記の質問状等に回答の上、質問状等の所定の期限までに回答を提出するよう求めたほか、質問状等に対し、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合、協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10. に基づき、政府は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになることを明示した。

2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実

2-1-1 総論

2-1-1-1 調査対象貨物及び同種の貨物の基本的考え方

2-1-1-1-1 調査対象貨物

(92) 調査対象貨物は、中国で生産され本邦に輸出された高重合度 PET であり、当該貨物の詳細は、上記「1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国」に記述したとおりである。

2-1-1-1-2 調査対象貨物と比較する同種の貨物

(93) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の有無を調査するための調査対象貨物と比較する同種の貨物は、調査対象貨物と全ての点で同じである高重合度 PET、又はそのような高重合度 PET がない場合には、全ての点で同じではないが極めて類似した性質を有する高重合度 PET とした。

2-1-1-2 不当廉売差額の基本的考え方

(94) 不当廉売差額は、調査対象期間に本邦へ輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする¹⁴¹こととした。

(95) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する¹⁴²こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて¹⁴³、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これらすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する¹⁴⁴こととした。

¹⁴¹ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条並びにガイドライン 7.

¹⁴² 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

¹⁴³ 協定 6.8 及び同附属書 II、政令第 10 条第 4 項並びにガイドライン 10.

¹⁴⁴ 協定 9.2

(96) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡し¹⁴⁵の段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均する¹⁴⁶こととした。調整は、実際の取引価格を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価格から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他販売価格の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任に係る費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(97) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する¹⁴⁷こととした。

2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方

(98) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）¹⁴⁸とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合¹⁴⁹には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）¹⁵⁰、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）¹⁵¹とする¹⁵²こととした。

(99) 正常価格の算出に当たっては、関連企業間の取引を除外し、非関連企業との取引を検討の

¹⁴⁵ 工場渡しとは、販売者の工場で購入者に貨物を受け渡し、受渡し後の運賃等は購入者が負担する場合をいう。

¹⁴⁶ 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

¹⁴⁷ 協定 2.4.1

¹⁴⁸ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

¹⁴⁹ 政令第 2 条第 2 項

¹⁵⁰ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

¹⁵¹ 政令第 2 条第 1 項第 3 号

¹⁵² 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

対象とした。ただし、当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の98%以上102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含める¹⁵³こととした。

- (100) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内に全ての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす¹⁵⁴こととした。

2-1-1-4 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方

- (101) 上記「2-1-1-3 正常価格の算出の基本的考え方」にかかわらず、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について、市場経済の条件が浸透している事実を確認できない場合¹⁵⁵には、政令第2条第3項に基づき、代替国価格として同条第1項第4号の価格¹⁵⁶を正常価格として使用することとした。

2-1-1-5 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

- (102) 上記「2-1-1-4 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の基本的考え方」の市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとした¹⁵⁷。
- (ア) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府の重大な介入がない事実
 - (イ) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
 - (ウ) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
 - (エ) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

¹⁵³ ガイドライン7.(4) 一

¹⁵⁴ 協定2.2.1

¹⁵⁵ 政令第2条第3項

¹⁵⁶ ① 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格

② 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格

③ 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

¹⁵⁷ 中国 WTO 加盟議定書第15条(a)柱書き及び同(i)、政令第2条第3項、ガイドライン7.(6) 一並びに調査開始告示十(一)

(オ) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2-1-1-6 輸出価格の算出の基本的考え方

(103) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する¹⁵⁸こととした。

(104) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格に基づき算出される価格とする¹⁵⁹こととした。

2-1-1-7 端数処理の基本的考え方

(105) 通貨の換算、不当廉売差額率及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について小数点第3位を四捨五入することとした。

2-1-2 市場経済の条件が浸透している事実

2-1-2-1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討

(106) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格について、上記「**2-1-1-5 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方**」に記載のとおり、市場経済の条件が浸透している事実について検討することとしたところ、上記「**1-5-1-2 調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状等の送付等**」に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済質問状の回答の提出はなかった。なお、市場経済確認票については、供給者3者¹⁶⁰から確認票回答の提出があったが、いずれも市場経済の条件が浸透している事実を調査当局に示すことを希望しない旨の回答であった。

2-1-2-2 市場経済の条件が浸透している事実に関する結論

(107) 上記「**2-1-2-1 市場経済の条件が浸透している事実に関する検討**」に記載のとおり、中国のいずれの供給者からも、市場経済質問状の回答の提出はなかったため、上記「**2**

¹⁵⁸ 協定 2.1 及び法第 8 条第 1 項

¹⁵⁹ 協定 2.3、協定 2.4、法第 8 条第 36 項、政令第 3 条及びガイドライン 7. (2)

¹⁶⁰ 萬凱新材料、江陰興宇新材料、華潤化学材料科技

－ 1－1－5 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に掲げた事実を認めることができず、市場経済の条件が浸透している事実を確認できなかったことから、政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、代替国価格を用いることとした。

2－1－3 代替国候補の選定及び正常価格

2－1－3－1 代替国候補の選定

(108) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国価格を用いる可能性を考慮し、上記「1－5－3－1 代替国に係る選定通知（1 回目）」のとおり、調査当局が知り得た全ての中国供給者 21 者¹⁶¹、輸入者 18 者¹⁶²及び本邦生産者 9 者¹⁶³並びに中国政府に対して、「代替国選定 1 回目通知」を通知したところ、これに対する意見は提出されなかった。

また、上記「1－5－3－2 代替国に係る選定通知（2 回目）」のとおり、調査当局が知り得た全ての中国供給者 21 者¹⁶⁴、輸入者 17 者¹⁶⁵及び本邦生産者 9 者¹⁶⁶並びに中国政府に対して、各代替国候補における 1 人当たりの GNI が中国に近い順に基づき優先順位を付けた「代替国選定 2 回目通知」を通知したところ、これに対する意見は提出されなかった。

(109) 上記(108)を踏まえ、上記「1－5－3－3 代替国候補の供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、調査当局が知り得た代替国供給者 40 者に対し代替国質問状等を送付したところ、1 者から代替国質問状回答書が提出された。

2－1－3－2 代替国の正常価格

(110) 代替国として選定した国に所在する代替国質問状に回答した代替国供給者 1 者は、調査

¹⁶¹ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、萬凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂（厦門）、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、海南逸盛石化、江蘇三房巷国際貿易、華潤化学材料科技、上海恒逸聚酯繊維、亞東工業（蘇州）、遠東化聚工業、中国石化儀微化繊

¹⁶² 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅プラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、長瀬産業、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル、大塚製薬、コカ・コーラボトラーズジャパン

¹⁶³ 三井化学、三菱ケミカル、バルポリエステルプロダクツ、ユニチカ、日本エステル、クラレ、協栄産業、ペトリファインテクノロジー、遠東石塚グリーンペット

¹⁶⁴ 江蘇三房巷集団、広東泰宝聚合物、萬凱新材料、恒力集団、江蘇興業プラスチック、華潤創業、珠海裕華聚酯、騰龍特殊樹脂（厦門）、浙江恒逸集団、XINHUI INDUSTRIAL LIMITED、常州安德利聚酯、遠紡工業（上海）、江陰興泰新材料、江陰興宇新材料、海南逸盛石化、江蘇三房巷国際貿易、華潤化学材料科技、上海恒逸聚酯繊維、亞東工業（蘇州）、遠東化聚工業、中国石化儀微化繊

¹⁶⁵ 岩谷産業、KISCO、三協化成産業、双日プラネット、ツカサペトコ、豊田通商、恒逸 JAPAN、丸紅プラックス、三菱商事プラスチック、ミツワ、三井物産、伊藤忠商事、吉野工業所、日本パリソン、サントリー食品インターナショナル、大塚製薬、コカ・コーラボトラーズジャパン

¹⁶⁶ 三井化学、三菱ケミカル、バルポリエステルプロダクツ、ユニチカ、日本エステル、クラレ、協栄産業、ペトリファインテクノロジー、遠東石塚グリーンペット

対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っており、代替国における消費に向けられる調査対象貨物と比較可能な貨物の通常の商取引における価格（以下「代替国販売価格」という。）¹⁶⁷を正常価格として採用することとした。

なお、この場合において、関連企業間の取引を除外し、非関連企業との取引を検討の対象とした。ただし、当該取引が関連企業間の取引を除く取引から算出される正常価格の98%以上102%以下の価格で行われる取引については、正常価格の算出に含めることとした。

(111) また、下記「**2-1-5-1-1 本邦向け輸出価格**」及び「**2-1-5-2-1 本邦向け輸出価格**」において算出された輸出価格はFOB¹⁶⁸価格であり、輸出価格と正常価格を同一の取引段階において公正な価格比較を行うため、正常価格の対象取引の全てを加重平均し、本邦向け輸出価格の取引段階に合わせるために必要な費用を加算した。

(112) 代替国の正常価格は、上記(110)及び(111)により代替国販売価格を算出したところ、1kg当たり【数値】人民元となった。

2-1-3-3 通貨の換算

(113) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、正常価格については、代替国供給者1者の正常価格を、三菱UFJ銀行公表の月次レートに基づく調査対象期間中の平均レートを用いて中国人民元に換算した。

2-1-4 調査対象貨物の輸入の実質的な停止

(114) 調査当局は、本邦向け輸出価格の算定を行うにあたり、調査対象貨物の輸入量について検討した。供給者の質問状に対する回答は、2者¹⁶⁹から調査対象期間中の本邦向け輸出実績はない旨の回答¹⁷⁰があったのみであり、質問状に対する回答から調査対象貨物の輸入量を把握することはできなかった。したがって、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）により当該輸入量を算定した。

(115) 財務省貿易統計によると、「**表 20 調査対象貨物の輸入実績の推移**」のとおり、調査対象期間における調査対象貨物の輸入量は724MTであり、これは現行の不当廉売関税の課税前である平成28年度における輸入量の0.2%以下の水準である。

¹⁶⁷ 政令第2条第1項第4号

¹⁶⁸ 「FOB」とは、Free On Boardの略語で、本船渡しと訳される貿易条件の一つであり、売主は、買主が手配した指定船積港に停泊している船舶に貨物を積み込むが、この本船積み込みを含め、それまでに生じた一切の費用を売主が負担する取引条件をいう。

¹⁶⁹ 萬凱新材料、江陰興宇新材料

¹⁷⁰ 供給者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式A-1-7）

表 20 調査対象貨物の輸入実績の推移

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	2020.10～ 2021.9
輸入量 (MT)	466,785	241,179	964	545	728	724

(出所) 財務省貿易統計

(注) 2016 年度については 2017 年に HS コードの改訂があったことから、2016 年 4 月～12 月の HS3907.60 の輸入量と 2017 年 1 月～3 月の HS3907.61 の輸入量を合算した数字となっている。

(116) 調査対象期間における輸入量が 724MT であり、現行の不当廉売関税の課税前と比較して激減しているため、当該輸入量の減少理由について検証することとした。財務省貿易統計¹⁷¹によると、調査対象貨物の月別輸入量は、不当廉売関税の暫定措置¹⁷²前である平成 29 年 8 月は 42,872MT であり、同月以前においても、対同月比の 10～40%程度の増減はあるものの同程度の輸入量が継続していた。しかしながら、同年 9 月の不当廉売関税の暫定措置以降、同年 9 月の輸入量は 6,759MT と対同年 8 月比で 84.2%減少し、同年 10 月の輸入量は 1,413MT と対同年 8 月比で 96.7%減少と急激に落ち込んだ。さらに、同年 12 月の不当廉売関税の確定措置¹⁷³以降、平成 30 年 1 月の輸入量は 1,235MT と対前年 8 月比で 97.1%減少し、同年 2 月の輸入量は 168MT と対前年 8 月比で 99.6%減少となってほぼ輸入がなくなっており、以降も極めて低い水準で継続している。当該急激な輸入量の減少は、不当廉売関税の課税時期と完全に合致することから、当該課税措置が輸入量の減少理由と認められる。

(117) 下記「**3-1-6 代替性**」に記載のとおり、調査対象貨物と本邦産同種の貨物の代替性について、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかったこと、また、上記(116)に記載のとおり、調査対象貨物の輸入量は、平成 29 年 9 月の不当廉売関税の課税措置以降、一貫して大きく減少していることから、調査対象貨物の輸入量の大幅な減少は不当廉売関税の課税によるものであり、他に輸入量の大幅な減少の要因となる事由は確認されていないことから、不当廉売関税の課税により調査対象貨物の輸入は僅少となったと言える。

なお、上記(115)のとおり、調査対象期間における中国からの調査対象貨物の輸入量は 724MT であるが、これは下記「**3-3-1 当該輸入貨物の輸入量**」に記載のとおり、本邦の総輸入量に占める調査対象貨物の割合が 0.1%¹⁷⁴の水準であり、また本調査において、利害関係者等からも、中国を原産地とする調査対象貨物の輸入の事実について、証拠は得られなかったことから、中国からの調査対象貨物の輸入は実質的に停止したと認められる。

¹⁷¹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「平成 29 年度及び平成 30 年度の重合度 PET の輸入量」

¹⁷² 暫定措置：平成 29 年 9 月 2 日から同年 12 月 27 日まで。

¹⁷³ 確定措置：平成 29 年 12 月 28 日から平成 34 年 12 月 27 日まで。

¹⁷⁴ 協定 5.8 には「特定の国からのダンピング輸入の量が輸入加盟国における同種の製品の輸入の量の三パーセント未満であると認められる場合には、当該ダンピング輸入の量は、通常、無視することのできるものとみなす。」と規定されている。

2-1-5 供給者

(118) 調査当局は、上記「1-5-1 質問状等の送付及び回答の状況」に記載のとおり、供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報は提供されなかった。

2-1-5-1 萬凱新材料

2-1-5-1-1 本邦向け輸出価格

(119) 上記「1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、萬凱新材料は供給者質問状の調査項目 B から G に係る回答書を提出しておらず、供給者質問状に対する回答として、本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格に係る回答は得られなかったが、確認票回答として、本邦への輸出実績はない旨の回答を得た。

調査対象期間において供給者から本邦に対する輸出実績はないことから、調査対象期間における萬凱新材料に関する本邦向け輸出価格は存在しない。

(120) 上記(119)に記載のとおり、第三国向け輸出価格に関する必要な情報も提供されなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととし、調査対象期間において中国の供給者から第三国への輸出実績は存在するところ、中国税関輸出貿易統計における中国から第三国への輸出価格に基づき算出することとした。調査対象期間において中国から第三国への輸出価格（FOB 価格）を算出したところ、1kg 当たり 5.32 人民元となった¹⁷⁵。

なお、輸出価格の算出に当たっては、本邦、米国、インド、アルゼンチン、南アフリカ及びブラジルは、調査対象期間において調査対象貨物に対して不当廉売関税を課している¹⁷⁶ため、当該各国向けの輸出価格に影響があると考えられることから除外し、それ以外の輸出先の輸出価格により算出した。

2-1-5-1-2 不当廉売差額率

(121) 上記「2-1-5-1-1 本邦向け輸出価格」のとおり、調査対象期間において供給者から本邦に対する輸出実績はなかったが、調査対象期間において中国から第三国への輸出実績は存在することから、輸出価格については、中国から第三国への輸出価格を使用した。

¹⁷⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

¹⁷⁶ 申請書（別紙 40）

- (122) 不当廉売差額は、上記「**2-1-3-2 代替国の正常価格**」において算出した正常価格と上記「**2-1-5-1-1 本邦向け輸出価格**」において算出した輸出価格との差額により算出した。その結果、1kg 当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、「**表 21 不当廉売差額率（萬凱新材料）**」のとおり、【4~40】%となった。

表 21 不当廉売差額率（萬凱新材料）

	不当廉売差額率（%）
萬凱新材料	【4~40】

2-1-5-2 江陰興宇新材料

2-1-5-2-1 本邦向け輸出価格

- (123) 上記「**1-5-1-1 供給者への質問状等の送付等**」に記載のとおり、江陰興宇新材料は供給者質問状の調査項目 B から G に係る回答書を提出しておらず、供給者質問状に対する回答として、本邦向け輸出価格及び第三国向け輸出価格に係る回答は得られなかったが、確認票回答として、本邦への輸出実績はない旨の回答を得た。

調査対象期間において供給者から本邦に対する輸出実績はないことから、調査対象期間における江陰興宇新材料に関する本邦向け輸出価格は存在しない。

- (124) 上記(123)に記載のとおり、第三国向け輸出価格に関する必要な情報も提供されなかったことから、本邦向け輸出価格については、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づくこととし、調査対象期間において中国の供給者から第三国への輸出実績は存在するところ、中国税関輸出貿易統計における中国から第三国への輸出価格に基づき算出することとした。調査対象期間において中国から第三国への輸出価格（FOB 価格）を算出したところ、1kg 当たり 5.32 人民元となった¹⁷⁷。

なお、輸出価格の算出に当たっては、本邦、米国、インド、アルゼンチン、南アフリカ及びブラジルは、調査対象期間において調査対象貨物に対して不当廉売関税を課している¹⁷⁸ため、当該各国向けの輸出価格に影響があると考えられることから除外し、それ以外の輸出先の輸出価格により算出した。

2-1-5-2-2 不当廉売差額率

- (125) 上記「**2-1-5-2-1 本邦向け輸出価格**」のとおり、調査対象期間において供給者

¹⁷⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

¹⁷⁸ 申請書（別紙 40）

から本邦に対する輸出実績はなかったが、調査対象期間において中国から第三国への輸出実績は存在することから、輸出価格については、中国から第三国への輸出価格を使用した。

- (126) 不当廉売差額は、上記「**2-1-3-2 代替国の正常価格**」において算出した正常価格と上記「**2-1-5-2-1 本邦向け輸出価格**」において算出した輸出価格との差額により算出した。その結果、1kg 当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、「**表 22 不当廉売差額率（江陰興宇新材料）**」のとおり、【4~40】%となった。

表 22 不当廉売差額率（江陰興宇新材料）

	不当廉売差額率（%）
江陰興宇新材料	【4~40】

2-1-5-3 その他の供給者

2-1-5-3-1 不当廉売差額率

- (127) 萬凱新材料及び江陰興宇新材料以外の供給者については、上記「**2-1-5 供給者**」に記載のとおり、必要な情報が提供されなかったことから、調査当局は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づき不当廉売差額率を算出することとし、特定されていないその他の供給者が供給する高重合度 PET については、上記「**2-1-5-1-2 不当廉売差額率**」における萬凱新材料の不当廉売差額率、及び、上記「**2-1-5-2-2 不当廉売差額率**」における江陰興宇新材料の不当廉売差額率と同率を適用した。

- (128) その他の供給者の不当廉売差額率は、「**表 23 不当廉売差額率（その他の供給者）**」のとおりとなった。

表 23 不当廉売差額率（その他の供給者）

	不当廉売差額率（%）
その他の供給者	【4~40】

2-1-6 不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

- (129) 上記「**2-1-4 調査対象貨物の輸入の実質的な停止**」に記載のとおり、不当廉売関税の課税により、調査対象期間における中国からの調査対象貨物の輸入は、本邦における総輸入量の 0.1%と僅少であり、利害関係者等からも、中国を原産地とする調査対象貨物の輸入の事実について、証拠は得られなかったことから、実質的に停止したと認められる。

なお、上記「**2-1-5-1-2 不当廉売差額率**」、「**2-1-5-2-2 不当廉売差額率**」及び「**2-1-5-3-1 不当廉売差額率**」に記載のとおり、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。

2-2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

2-2-1 総論

(130) 「**2-1 不当廉売された指定貨物の輸入の事実**」を踏まえ、不当廉売関税の課税期間満了後の不当廉売輸入の再発のおそれについて以下のとおり検討した。

(131) 上記「**2-1-6 不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論**」に記載のとおり、不当廉売関税の課税により、調査対象期間における中国からの調査対象貨物の輸入は、本邦における総輸入量の0.1%と僅少であり、利害関係者等からも、中国を原産地とする調査対象貨物の輸入の事実について、証拠は得られなかったことから、実質的に停止したと認められる。

他方で、調査対象期間に、中国の供給者は第三国に対して高重合度 PET の輸出を行っていた。中国の供給者の第三国向け輸出価格は、上記「**2-1-3-2 代替国の正常価格**」に記載の正常価格である1kg当たり【数値】人民元よりも低いものであった。具体的には、上記「**2-1-5-1-1 本邦向け輸出価格**」及び「**2-1-5-2-1 本邦向け輸出価格**」に記載のとおり、第三国向け輸出価格は、1kg当たり5.32人民元であった。

(132) 調査当局は、さらに、中国の供給者に係る以下の項目を検討のうえ、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、中国の供給者が生産する高重合度 PET の不当廉売輸入が再発するおそれについて、検討することとした。

- ① 供給者の余剰生産能力
- ② 供給者の将来の生産
- ③ 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在
- ④ 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在
- ⑤ 本邦市場への輸出可能性

2-2-2 供給者の余剰生産能力

(133) 萬凱新材料から、高重合度 PET の生産能力等に関して、「**表 24 萬凱新材料に係る高重合度 PET の生産能力、生産量及び稼働率**」のとおり回答¹⁷⁹があり、平成 28 年から令和元年に

¹⁷⁹ 供給者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 A-1-6）

かけて生産能力、生産量ともに増加したが、生産設備の更新により一定期間生産を停止したため、2020年10月～2021年9月の生産能力は減少した。2020年10月～2021年9月の生産量も減少したため、萬凱新材料の稼働率は、平成28年の【数値】%から令和元年に【数値】%まで上昇したものの、2020年10月～2021年9月には【数値】%まで低下しており、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

表 24 萬凱新材料に係る高重合度 PET の生産能力、生産量及び稼働率

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	2020.10～ 2021.9
生産能力 (MT)	【100】	【171】	【185】	【185】	【169】	【133】
生産量 (全体) (MT)	【100】	【156】	【194】	【203】	【172】	【134】
高重合度 PET (MT)	【100】	【150】	【174】	【186】	【154】	【112】
高重合度 PET 以外 (MT)	【100】	【1,167】	【3,565】	【3,031】	【3,221】	【3,866】
稼働率 (%)	【100】	【92】	【105】	【110】	【102】	【101】

(出所) 供給者当初質問状回答書及び不備改め版回答書 (様式 A-1-6)

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年を 100 とする指数である。

(134) 江陰興宇新材料から、高重合度 PET の生産能力等に関して、「**表 25 江陰興宇新材料に係る高重合度 PET の生産能力、生産量及び稼働率**」のとおり回答¹⁸⁰があり、平成 28 年から令和元年にかけて生産量は増加した。生産設備のメンテナンスにより一定期間生産を停止したため、2020年10月～2021年9月の生産能力は減少したが、同期間の生産量も減少したため、江陰興宇新材料の稼働率は、平成 28 年の【数値】%から令和元年に【数値】%まで上昇したものの、2020年10月～2021年9月には【数値】%まで低下しており、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

また、江陰興宇新材料から、令和元年の生産量が生産能力を超えたことについて、「設計された生産能力は理論上の能力であって、機械のパラメータや回転数を調整することで、設計生産能力の最大 20%～25%アップの生産が可能である」旨の回答¹⁸¹があったことから、相当程度の余剰生産能力があると解するのが相当である。

¹⁸⁰ 供給者当初質問状回答書及び不備改め版回答書 (様式 A-1-6)

¹⁸¹ 供給者当初質問状回答書及び不備改め版回答書 (様式 A-1-6)

表 25 江陰興宇新材料に係る高重合度 PET の生産能力、生産量及び稼働率

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	2020.10～ 2021.9
生産能力 (MT)	【100】	【100】	【100】	【100】	【100】	【79】
生産量 (全体) (MT)	【100】	【103】	【107】	【117】	【95】	【77】
高重合度 PET (MT)	【100】	【103】	【107】	【117】	【95】	【77】
高重合度 PET 以外 (MT)	【100】	【7,650】	【31,333】	【8,475】	【9,000】	【10,800】
稼働率 (%)	【100】	【103】	【107】	【117】	【96】	【98】

(出所) 供給者当初質問状回答書及び不備改め版回答書 (様式 A-1-6)

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年を 100 とする指数である。

(135) 申請者により提出された、Wood Mackenzie 社による中国を対象とした高重合度 PET の Supply-Demand Outlook (2021Q1)¹⁸²によると、中国全体の高重合度 PET の生産能力、生産量、余剰生産能力及び稼働率の関係については、「表 26 中国における高重合度 PET の生産概要及び稼働率」のとおりであった。中国における高重合度 PET の生産能力は、平成 28 年から令和 2 年にかけて【数値】MT 増加したが、生産量の増加は、平成 28 年から令和 2 年にかけて【数値】MT にとどまった。そのため、中国における高重合度 PET の稼働率は、平成 28 年の【数値】%から令和 2 年に【数値】%まで低下した。令和 2 年の稼働率の減少は、新型コロナウイルスの影響により需要が減少し、それに伴って生産量が減少したためと考えられる¹⁸³。また、2020 年 10 月～2021 年 9 月では、中国における高重合度 PET の生産能力は【数値】MT、同期間の生産量は【数値】MT であることから稼働率は【数値】%であった。さらに、余剰生産能力は平成 28 年から 2020 年 10 月～2021 年 9 月にかけて約 4.7 倍増加しており、2020 年 10 月～2021 年 9 月の余剰生産能力は、「表 34 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化 (市場占拠率) 及び本邦の需要量の推移」のとおり、同期間の本邦における需要量の 3.5 倍以上であり、中国の供給者には相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

¹⁸² 申請書 (別紙 3)

¹⁸³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「Polyethylene Terephthalate (PET) 2021 World Market Outlook and Forecast up to 2030」

表 26 中国における高重合度 PET の生産概要及び稼働率

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	2020.10～ 2021.9
生産能力 (MT)	【100】	【117】	【139】	【143】	【161】	【168】
生産量 (MT)	【100】	【109】	【120】	【131】	【126】	【133】
余剰生産能力 (MT)	【100】	【184】	【300】	【243】	【456】	【468】
稼働率 (%)	【100】	【93】	【86】	【92】	【78】	【79】

(出所) 申請書 (別紙 3)

(注 1) 各欄の【 】は、平成 28 年を 100 とする指数である。

(注 2) 2020 年 10 月～2021 年 9 月の生産能力 (MT) = 令和 2 年の生産能力 (MT) × 1/4 + 令和 3 年の生産能力 (MT) × 3/4

(注 3) 2020 年 10 月～2021 年 9 月の生産量 (MT) = 令和 2 年の生産量 (MT) × 1/4 + 令和 3 年の生産量 (MT) × 3/4

(注 4) 余剰生産能力 (MT) = 生産能力 (MT) - 生産量 (MT)

(注 5) 稼働率については、調査当局が、年間生産量を年間生産能力で除して算出した。

2-2-3 供給者の将来の生産

(136) 萬凱新材料から、「調査対象貨物の生産設備の拡張・新規投資又は廃棄に関する計画はない」旨の回答¹⁸⁴があった。

(137) 江陰興宇新材料から、「調査対象貨物の生産設備の拡張・新規投資又は廃棄に関する計画はない」旨の回答¹⁸⁵があった。

(138) 申請者により提出された、Wood Mackenzie 社による中国を対象とした高重合度 PET の Supply-Demand Outlook (2021Q1) ¹⁸⁶によると、中国における高重合度 PET の将来の生産量は、「表 27 中国における高重合度 PET の将来の生産量推移」のとおり、緩やかに増加することが予測されている。

表 27 中国における高重合度 PET の将来の生産量推移

¹⁸⁴ 供給者当初質問状回答書 (調査項目 A-6-3)

¹⁸⁵ 供給者当初質問状回答書 (調査項目 A-6-3)

¹⁸⁶ 申請書 (別紙 3)

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
生産量 (MT)	【100】	【103】	【108】	【109】	【109】

(出所) 申請書 (別紙 3)

(注) 各欄の【 】は、令和3年を100とする指数である。

(139) 申請書¹⁸⁷によると、中国における高重合度 PET の増産計画として、中国石化儀微化織が年間 50 万 MT の生産設備の増強計画を有すること、及び、逸盛大石化有限公司が大連にて年間 200 万 MT の生産設備の増強計画を有することが認められた。

また、萬凱新材料ホームページ¹⁸⁸によると、萬凱新材料を主体とした投資により、重慶万凱新材料科技有限公司 (以下「重慶万凱」という。) において PET 新規生産プロジェクトが進行中であり、これまで第 1 期 (年間 60 万 MT) は令和 2 年に、第 2 期 (年間 60 万 MT) は令和 4 年に、それぞれ生産設備の操業を開始していることが記載されていた。同じく萬凱新材料ホームページ¹⁸⁹によると、重慶万凱の第 3 期 (年間 60 万 MT) は建設段階にあり、令和 5 年の竣工及び稼働を見込んでいることが記載されていた。

さらに、華潤化学材料科技ホームページ¹⁹⁰によると、華潤化学材料科技は、「市場のニーズに応じて、ポリエステル関連業務の最適化、強化、拡大を継続し、PET のスケールメリットを拡大していく」ことが記載されており、減産に係る記載はなかった。

(140) 以上を踏まえると、今後、中国において高重合度 PET の生産増加が見込まれる状況にあることが認められた。

2-2-4 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在

(141) 申請者により提出された、Wood Mackenzie 社による中国を対象とした高重合度 PET の Supply-Demand Outlook (2021Q1) ¹⁹¹によると、中国における高重合度 PET の生産能力、

¹⁸⁷ 申請書 (別紙 18)

¹⁸⁸ 調査当局が収集及び分析した関係証拠

「重慶万凱新材料科技有限公司概要」

(<http://www.wkai.cc/index.php?mod=show&mid=3&pid=&id=494>)、

「重慶万凱に係るプロジェクト第 1 期の操業開始について」

(<http://www.wkai.cc/index.php?mod=show&mid=3&pid=&id=522>)、

「万凱新材上場企業インバスター・リレーションズ (IR) 活動記録表」

(<http://www.wkai.cc/index.php?mod=show&mid=3&pid=75&id=631>)

¹⁸⁹ 調査当局が収集及び分析した関係証拠

「万凱新材上場企業インバスター・リレーションズ (IR) 活動記録表」

(<http://www.wkai.cc/index.php?mod=show&mid=3&pid=75&id=631>)

¹⁹⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠

「華潤化学材料科技の 2021 年度業績説明会について」

(https://www.crchem.com/crcchem_news/2022-04-21/47878.html)

¹⁹¹ 申請書 (別紙 3)

生産量、余剰生産能力及び国内需要量の関係については、「表 28 中国における高重合度 PET の生産概要及び国内需要量」のとおりであった。平成 28 年から 2020 年 10 月～2021 年 9 月にかけて、生産量及び国内需要量はそれぞれ約 1.3 倍及び約 1.4 倍と増加した一方、生産能力は約 1.7 倍もの大幅な増加をしたため、余剰生産能力は約 4.7 倍に増加した。その結果、同期間における余剰生産能力の増加量は【数値】MT であり、国内需要量の増加量は【数値】MT にとどまったため、余剰生産能力が国内需要量を上回って拡大することとなり、当該余剰生産能力を全て吸収できるほどの国内需要の拡大はないことが認められた。

表 28 中国における高重合度 PET の生産概要及び国内需要量

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	2020.10～ 2021.9
生産能力 (MT)	【100】	【117】	【139】	【143】	【161】	【168】
生産量 (MT)	【100】	【109】	【120】	【131】	【126】	【133】
余剰生産能力 (MT)	【100】	【184】	【300】	【243】	【456】	【468】
国内需要量 (MT)	【100】	【105】	【117】	【123】	【131】	【138】

(出所) 申請書 (別紙 3)

(注 1) 各欄の【 】は、平成 28 年を 100 とする指数である。

(注 2) 2020 年 10 月～2021 年 9 月の生産能力 (MT) = 令和 2 年の生産能力 (MT) × 1/4 + 令和 3 年の生産能力 (MT) × 3/4

(注 3) 2020 年 10 月～2021 年 9 月の生産量 (MT) = 令和 2 年の生産量 (MT) × 1/4 + 令和 3 年の生産量 (MT) × 3/4

(注 4) 余剰生産能力 (MT) = 生産能力 (MT) - 生産量 (MT)

(注 5) 2020 年 10 月～2021 年 9 月の国内需要量 (MT) = 令和 2 年の国内需要量 (MT) × 1/4 + 令和 3 年の国内需要量 (MT) × 3/4

(142) 申請者により提出された、Wood Mackenzie 社による中国を対象とした高重合度 PET の Supply-Demand Outlook (2021Q1)¹⁹²によると、中国における高重合度 PET の将来の生産能力と需要量の関係は、「表 29 中国における高重合度 PET の将来の生産概要及び需要量推移」のとおり、生産能力と国内需要量の差は拡大し続け、令和 7 年 (2025 年) には、その差は令和 3 年 (2021 年) の約 2 倍になることが見込まれており、今後も生産能力の増加を上回るほどの需要の拡大は見込まれていないことが認められた。

¹⁹² 申請書 (別紙 3)

表 29 中国における高重合度 PET の将来の生産概要及び需要量推移

	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)
生産能力 (MT)	【100】	【112】	【119】	【139】	【153】
生産量 (MT)	【100】	【103】	【108】	【109】	【109】
余剰生産能力 (MT)	【100】	【134】	【148】	【210】	【260】
国内需要量 (MT)	【100】	【105】	【110】	【116】	【122】

(出所) 申請書 (別紙 3)

(注 1) 各欄の【 】は、令和 3 年を 100 とする指数である。

(注 2) 余剰生産能力 (MT) = 生産能力 (MT) - 生産量 (MT)

(143) 以上を踏まえると、中国において、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在しないことが認められた。

2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在

(144) 高重合度 PET の主要な需要国である米国¹⁹³は、平成 28 年 5 月、中国産高重合度 PET に対して、99.29%~125.75%という極めて高率な不当廉売関税の課税を開始¹⁹⁴し、令和 4 年 4 月、当該措置を 5 年間延長¹⁹⁵した。また、中国産高重合度 PET は、上記米国のほか、インド、アルゼンチン、南アフリカ及びブラジルにおいて不当廉売関税の課税措置の対象となっている¹⁹⁶。

萬凱新材料及び江陰興宇新材料から、当該不当廉売関税の課税措置が同社の企業活動に与える影響について、「賦課された不当廉売関税は、上記の国に対する当社の輸出に影響を及ぼすものである」との回答¹⁹⁷があった。

当該事実から、萬凱新材料、江陰興宇新材料及びその他の中国供給者による上記の国向け

¹⁹³ 令和 2 年における米国の需要量は【数値】MT であり、同期間の世界の需要量である【数値】MT の約【数値】%を占めることから、米国は高重合度 PET の主要な需要国であることが認められた。(出所：調査当局が収集及び分析した関係証拠「Polyethylene Terephthalate (PET) 2021 World Market Outlook and Forecast up to 2030」)

¹⁹⁴ 申請書 (別紙 19-1)

¹⁹⁵ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「87 FR 21871-21872, April 13, 2022 DEPARTMENT OF COMMERCE International Trade Administration [A-122-855, A-570-024, A-533-861, A-523-810] Polyethylene Terephthalate Resin From Canada, the People's Republic of China, India, and the Sultanate of Oman: Continuation of the Antidumping Duty Orders」

¹⁹⁶ 申請書 (別紙 40)

¹⁹⁷ 供給者当初質問状回答書 (調査項目 A-9-5)

の高重合度 PET の輸出は、今後も引き続き極めて困難な状況にあると考えられる。

(145) 申請者により提出された、Wood Mackenzie 社による全世界を対象とした高重合度 PET の Supply-Demand Outlook (2021Q1) ¹⁹⁸によると、全世界における高重合度 PET の将来の生産能力、生産量、余剰生産能力及び需要量の関係は、「表 30 全世界における高重合度 PET の将来の生産概要及び需要量推移」のとおりであった。生産能力の増加は生産量の増加を上回るため、将来にわたって余剰生産能力が拡大していくことが見込まれる一方、その余剰生産能力を全て吸収できるほどの需要の拡大はなく、全世界において、生産能力が需要を大幅に上回ることが予想される。

表 30 全世界における高重合度 PET の将来の生産概要及び需要量推移

	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)
生産能力 (MT)	【100】	【105】	【108】	【119】	【128】
生産量 (MT)	【100】	【102】	【104】	【106】	【108】
余剰生産能力 (MT)	【100】	【115】	【122】	【162】	【191】
需要量 (MT)	【100】	【103】	【106】	【109】	【112】

(出所) 申請書 (別紙 2)

(注 1) 各欄の【 】は、令和 3 年を 100 とする指数である。

(注 2) 余剰生産能力 (MT) = 生産能力 (MT) - 生産量 (MT)

(146) したがって、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない状況が認められた。

2-2-6 本邦市場への輸出可能性

(147) 本邦の需要量については、下記「表 34 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化 (市場占拠率) 及び本邦の需要量の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じて 9 ポイント減少しているが、2020 年 10 月～2021 年 9 月は、新型コロナウイルス感染拡大からの需要回復やリサイクル需要の増加により、令和 2 年度に比べて 4 ポイント増加している。こうした状況を勘案すると、基本的には従前の水準が維持される状況が認められた。

¹⁹⁸ 申請書 (別紙 2)

(148) 2020年10月～2021年9月における本邦の需要量は、同期間における中国の余剰生産能力の約30%に相当する規模のものである¹⁹⁹。

(149) 課税期間満了後の調査対象貨物の輸入、購入及び販売の計画について、輸入者3者からは、【課税撤廃後の計画】、【輸入、販売計画】旨の回答があり、産業上の使用者2者からは、「当該輸入貨物は、第三国産貨物と比較して、運送費、納期短縮のメリットがあると考えられる」、「価格メリットにより当該輸入貨物の購入を始める可能性がある」旨の回答²⁰⁰があった。

(150) 下記「**表 52 第三国産同種の貨物の価格と、中国から第三国への輸出価格の価格比較**」のとおり、2020年10月～2021年9月において、中国から第三国への輸出価格と、本邦産同種の貨物の国内販売価格に関して比較したところ、前者は後者を【20～50】%下回っていることが認められた。

(151) 中国供給者と本邦市場との地理的な関係を検討すると、産業上の使用者から、課税措置後、中国から他国へ調達を切り替えたが、世界のサプライチェーンの混乱により、遠方のインド・中近東からの調達量を絞らざるを得ず、比較的近距離諸国からの調達量が増えている旨の意見の表明²⁰¹があり、中国と本邦市場が地理的に近いということから、中国供給者は本邦市場に輸出面で有利であるということが認められた。また、価格面からしても、地理的に近いということは運賃が安価に抑えられるということであり、このことから本邦市場において、中国産の優位性が認められる。

(152) 以上を踏まえると、本邦の国内需要は、基本的には従前の水準が維持される中、中国の余剰生産能力の約30%に相当する規模であり、価格については、本邦産同種の貨物の国内販売価格に比べて中国から第三国への輸出価格の方が低く、加えて、中国は本邦市場に地理的優位性があり、なにより課税期間満了後に調査対象貨物の輸入、購入及び販売の再開を検討する輸入者及び産業上の使用者が現に存在することから、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、調査対象貨物が本邦へ輸出される可能性は極めて高いと認められた。

2-2-7 不当廉売輸入が再発するおそれに対する意見の表明の検討

(153) 上記「**1-5-5-3 意見の表明**」にも記載のとおり、令和4年6月10日付けで、華潤化学材料科技から、次のとおり、中国における高重合度PETの余剰生産能力は莫大ではなく、輸出先も日本以外に数多く存在するため、中国産高重合度PETの不当廉売輸入が再発するおそれが無い旨の意見の表明²⁰²があった。

¹⁹⁹ 申請書（別紙3）

²⁰⁰ 輸入者当初質問状回答書（調査項目B-2）、産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目B-2-3、B-2-4）

²⁰¹ 意見の表明（リスパック 令和4年6月9日）

²⁰² 意見の表明（華潤化学材料科技 令和4年6月10日）

- (ア) 申請者は、中国における余剰生産能力の増加見込みについて、Wood Mackenzie 社の非公開資料に依拠しているが、そもそも同社における予測が正確なものかについて疑義がある。申請者は同社の資料を非公開扱いにしている上、同社もまた推計方法を公開していないため、その推計方法の適正さを検証する方法はないが、中国における調査対象製品の生産者の状況からすれば、同社の予測は極めて疑義があり、正確さに欠けるものである。
- (イ) 中国における調査対象貨物の生産状況については、【生産能力に関する状況】。
- (ウ) 仮に日本の調査対象製品に対する不当廉売関税が撤廃されたとしても、企業として利潤を上げるためには、より高価で購入する企業を顧客とするのは当然であり、そのような顧客は日本には存在しない。
- (エ) 生産能力増強を表明した中国の生産者 2 者に係る申請書の発表資料は、調査開始告示に掲げられた中国の生産者 21 者のうちの 2 者に係るものにすぎず、これらの生産能力の増強全てが調査対象貨物に充てられるとも記載されていない。
- (オ) 仮に中国に余剰生産能力があるとしても、余剰生産した調査対象貨物の輸出先としては EU が挙げられる。EU は平成 27 年 11 月に不当廉売関税を撤廃しており、その後、中国からの輸入量が平成 28 年に比して平成 30 年は増加していることから、中国の生産者にとって不当廉売関税の足かせなく販売が可能である。
また、平成 30 年における EU の輸入先は、数量の多い順に韓国、トルコ、インド、中国であり、必ずしも近隣国から輸入しておらず、申請者が述べるように、日本が中国から近いことを理由に、中国の生産者が日本向けに不当廉売輸出を再開させるおそれがあるとは言えない。
- (カ) 中国の余剰生産能力を吸収できる市場は EU のみではなく、平成 30 年における中国の輸出先のとおり、東南アジア、アフリカ、南米も市場となっている。全世界の市場に向けて販売されているといっても過言ではなく、中国の生産者がこれらの地域に対して中国産品を輸出することは可能である。
- (キ) したがって、中国における高重合度 PET の余剰生産能力は莫大ではなく、仮に余剰生産能力があったとして、日本に大量に流入することはない。
- (154) 上記(153)の華潤化学材料科技からの意見について、調査当局は次のとおり検討した。
- (ア) 上記(153)(ア)の華潤化学材料科技の主張について、Wood Mackenzie 社は世界的なコンサルティング会社であり、【推計方法】からの一次データを含む情報に基づいて独自の分析

を行っている²⁰³ことから、全く根拠のない数値を成果物として提供することは考えられない。また、申請者と資本関係があるなどの関連企業としては確認できていない²⁰⁴ことから、申請者の依頼等により申請者の有利に資料を作成することも考えられない。加えて、「生産者の状況からすれば同社の予測に疑義があり、正確性に欠けるものである」との主張であるが、その主張を裏付ける証拠が提出されていないため単なる意見にすぎず、上記(133)及び(134)のとおり、供給者からの回答により相当程度の余剰生産能力があることが認められることから、当該主張は認められない。

(イ) 上記(153)(イ)の華潤化学材料科技の主張について、確認票においては、調査対象期間における華潤化学材料科技の生産能力及び生産量、並びにこれらの算定根拠が記載されているものの、同社は、生産概況や販売概況、生産体制等に対する質問及び証拠を求める調査項目 A や関連様式にすら回答しておらず、その数字の正確性を検証できない。

(ウ) 上記(153)(ウ)の華潤化学材料科技の主張について、証拠が提出されておらず事実を確認できないため、単なる主張にすぎない。また、上記(149)のとおり、不当廉売関税の課税期間が満了した場合は、調査対象貨物の輸入、購入及び販売の再開を検討すると回答している輸入者及び産業上の使用者が存在することから、顧客が存在しないとの主張はあたらない。

(エ) 上記(153)(エ)の華潤化学材料科技の主張について、上記(139)のとおり、当該中国の供給者 2 者²⁰⁵の他にも、高重合度 PET の増産計画を有する中国の供給者は認められ、華潤化学材料科技においても、市場のニーズに応じて、ポリエステル関連業務の最適化、強化、拡大を継続し、PET のスケールメリットを拡大していくとホームページに掲載していることが認められた。

また、当該申請書の発表資料において、生産能力の増強全てが調査対象貨物に充てられることが記載されていないとしても、調査対象貨物以外の生産に充てられることに関する証拠は提出されておらず、上記「**2-2-3 供給者の将来の生産**」の分析からも中国の供給者が生産能力を増強していると認められる。

(オ) 上記(153)(オ)の華潤化学材料科技の主張について、不当廉売関税の撤廃後における EU の輸入先が必ずしも近隣国に限られていないことをもって、不当廉売関税の撤廃後における日本の輸入先も近隣国に限られないと主張しているようであるが、当該事情は EU のものであって、当該事情が日本にも必ずしも当てはまるものとは限らない。事実として、財務省貿易統計²⁰⁶によると、そもそも日本の輸入先は、不当廉売関税の課税に関わらず、総

²⁰³ 本邦生産者現地調査結果報告書

²⁰⁴ 申請書（別紙 11）

²⁰⁵ 申請書（別紙 18）

²⁰⁶ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省貿易統計」

輸入量の9割以上を東アジアや東南アジアといった近隣国に限られているため、かかる主張に理由はない。なお、EUにおける2020年10月～2021年9月の輸入実績をEurostatで調査したところ、EUの輸入先は、域内を含めた場合、数量の多い順にオランダ、リトアニア、ベルギー、スペイン、ドイツ、トルコ、インド、中国であり、域内の貿易数量が多いことが認められた²⁰⁷。

また、不当廉売関税の撤廃後、EUにおける中国からの輸入量が増加している事実は、中国に相当程度の余剰生産能力があること、及び、その余剰生産能力を吸収できる市場が国内及び海外にも存在しないことから、不当廉売関税の課税期間が満了した場合に、中国の供給者が日本向けの不当廉売輸出を再開させるおそれがあると解するのが相当である。さらに、調査当局が収集及び分析した関係証拠「Polyethylene Terephthalate (PET) 2021 World Market Outlook and Forecast up to 2030」によると、2025年におけるEUの需要量は【数値】MTになる見込みであるのに対し、上記「**表 29 中国における高重合度 PET の将来の生産概要及び需要量推移**」のとおり、2025年における中国の余剰生産能力は【数値】MTに達し、当該EUの需要量を大きく上回っており、EUの需要では中国の余剰生産能力を吸収できないことが認められた。

(カ) 上記(153)(カ)の華潤化学材料科技の主張について、上記「**2-2-5 追加的な輸出を吸収できる海外市場の存在**」で述べたとおり、中国産高重合度 PET は、米国、インド、アルゼンチン、南アフリカ及びブラジルにおいて不当廉売関税の課税措置の対象となっており、華潤化学材料科技が輸出可能であると主張した一部市場へのアクセスが制限されている。

また、全世界における高重合度 PET の将来の生産能力、生産量、余剰生産能力及び需要量の関係は、生産能力の増加は生産量の増加を上回るため、将来にわたって余剰生産能力が拡大していくことが見込まれる一方、その余剰生産能力を全て吸収できるほどの需要の拡大はなく、生産能力が需要を大幅に上回ることが予想されていることから、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在せず、かかる主張に理由はない。

(キ) したがって、上記(153)(キ)の華潤化学材料科技の主張に理由はなく、認められない。

(155) 令和4年6月10日付けで、萬凱新材料及び江陰興宇新材料から、次のとおり、不当廉売関税の撤廃が、中国産高重合度 PET の不当廉売輸入の再発をもたらす可能性が低い旨の意見の表明²⁰⁸があった。

(ア) 江陰興宇新材料は、不当廉売関税の賦課後、伝統的市場の【国名】に対する輸出版売の拡大、並びに日本への従前の輸出版売量に取って代わる新規輸出市場の【国名】の開拓に

²⁰⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「EUの高重合度 PET 輸入実績（2020年10月～2021年9月）」

²⁰⁸ 意見の表明（萬凱新材料及び江陰興宇新材料 令和4年6月10日）

成功し、萬凱新材料も同様に、日本への従前の輸出販売量を【国名】及び【国名】に再配分した。

また、萬凱新材料及び江陰興宇新材料は、日本以外の輸出市場及び中国の国内市場における製品の需要が大幅に増加しているため、日本による不当廉売関税の賦課によって全体的な運営及び販売量に大きな影響は生じていない。

- (イ) 萬凱新材料及び江陰興宇新材料は、ほとんどの年において自己の設備稼働率が【80%から95%】を超えており、最近及び現在は高い水準で推移している。
 - (ウ) 新型コロナウイルスのマイナスの影響により、多くの中国の生産者が操業を停止するか又は医療品若しくは健康製品に転向したため、市場は生産設備不足に直面することになる一方で、市場における新規の生産設備投資は少ない。新規に増設される設備又は増設が計画されている設備は、上記の供給不足に対処し、需要と供給のバランスを保つことを求められることが容易に想像できる。
 - (エ) 申請書において、中国の高重合度 PET 輸出量のデータから、中国に対して不当廉売関税及び相殺関税を賦課している国々が、中国にとって最も主要な市場ではなかったことが分かる。これらの不当廉売関税等の影響は、申請者が主張する程大きなものではない。
 - (オ) したがって、不当廉売関税の撤廃が、中国産高重合度 PET の不当廉売輸入の再発をもたらす可能性は低い。
- (156) 上記(155)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(155)(ア)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、江陰興宇新材料が新規輸出市場を開拓したこと、及び、萬凱新材料が日本への従前の輸出販売量を第三国に再配分したことに対する証拠が提出されておらず、単なる意見にすぎない。また、上記「**2-2 供給者の余剰生産能力**」で述べたとおり、両社は約【数値】%の余剰生産能力があることから、不当廉売関税が撤廃されれば日本への輸出を再開するおそれがある。

さらに、中国における高重合度 PET の国内需要については、上記「**2-2-4 中国の余剰生産能力を吸収できる中国の国内市場の存在**」で述べたとおり、余剰生産能力を全て吸収できるほど需要は拡大しておらず、今後も大幅な拡大は見込まれていないことから、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在せず、不当廉売関税の課税期間が満了した場合には、中国の供給者が日本への輸出を再開する可能性が低いとは言えない。

(イ) 上記(155)(イ)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、上記「**2-2-2 供**

給者の余剰生産能力」で述べたとおり、萬凱新材料の調査対象期間における稼働率は【数値】%であり、同じく江陰興宇新材料の調査対象期間における稼働率は【数値】%であり、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

また、江陰興宇新材料から、令和元年の生産量が生産能力を超えたことについて、「設計された生産能力は理論上の能力であって、機械のパラメータや回転数を調整することで、設計生産能力の最大 20%~25%アップの生産が可能である」旨の回答²⁰⁹があったことから、相当程度の余剰生産能力があると解するのが相当である。

さらに、上記(135)で述べたとおり、中国全体でみても、調査対象期間における稼働率は【数値】%であり、相当程度の余剰生産能力があることが認められた。

- (ウ) 上記(155)(ウ)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、「多くの中国の生産者が操業を停止するか又は医療品若しくは健康製品に転向した」ことは、両社の質問状の回答において何ら裏付けがされておらず、他の利害関係者からもそのような証拠は提出されていないため、事実を確認できない。一方で、中国における高重合度 PET の生産量は、新型コロナウイルスの大流行による悪影響のため、令和 2 年は減少したが、上記「**表 26 中国における高重合度 PET の生産概要及び稼働率**」のとおり、2020 年 10 月~2021 年 9 月は令和元年を上回る生産量となっており、生産量は回復していると言える。

また、上記(142)で述べたとおり、中国における生産能力と国内需要量の差は拡大し続け、今後も生産能力の増加を上回るほどの需要の拡大は見込まれていないことから、中国市場が生産設備不足に直面するとは言えない。

さらに、上記(139)で述べたとおり、中国における高重合度 PET の増産計画は複数確認されており、新規の生産設備投資が少ないとは言えないことから、かかる主張に理由はない。

- (エ) 上記(155)(エ)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、米国、アルゼンチン及びブラジルでは、平成 29 年度以前から中国産高重合度 PET に対し不当廉売関税を課税しており、市場へのアクセスが制限されていたため、既に制限されていた 2017 年度（平成 29 年度）以降の申請書²¹⁰の輸出量のデータだけをもって、これらの国々が中国にとって最も主要な市場ではないと判断した主張は認められない。

また、南アフリカでは、令和元年度に中国産高重合度 PET に対し不当廉売関税を課税して以降、中国からの輸出量が対前年度比で約 84%減少し、令和 2 年度に同じく不当廉売関税を課税したインドにあっても対前年度比で約 77%減少している²¹¹ことから、中国の供給者にとって、これら不当廉売関税の影響は小さいものではなかったと言える。

- (オ) したがって、上記(155)(オ)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、不当廉売

²⁰⁹ 供給者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 A-1-6）

²¹⁰ 申請書（別紙 26）

²¹¹ 申請書（別紙 26）

関税の撤廃が、中国産高重合度 PET の不当廉売輸入の再発をもたらす可能性は低いとは言えず、萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張は認められない。

(157) また、令和 4 年 6 月 10 日付けで、萬凱新材料及び江陰興宇新材料から、次のとおり、不当廉売関税の撤廃が、中国産高重合度 PET の輸入価格が低下する可能性が高いことを示す根拠がない旨の意見の表明²¹²があった。

(ア) 申請者は、不当廉売関税が撤廃された場合における、日本に対する将来の中国の見込み輸出価格を算出するための基礎として、第三国に対する中国の輸出価格を用いている。第三国に対する中国の輸出価格を用いることは実行可能なアプローチではあるかもしれないものの、中国の生産者が輸出した市場は、経済発展、需要と供給の関係及び市場競争等を含め、市場が異なればその状況も異なる。申請者は、その市場の差異を考慮するどころか検討する努力すらせずに、当該算出の基礎として全ての第三国に対する平均輸出価格のみに依拠することは明らかに不適切である。

(イ) したがって、当該平均輸出価格は、不当廉売関税の撤廃が中国産高重合度 PET の輸入価格の低下をもたらす可能性が高いことを示す実証的な証拠とはなり得ない。

(158) 上記(157)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の意見について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 上記(157)(ア)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、経済発展、需要と供給の関係及び市場競争等を含めた中国の生産者が輸出した市場の差異に関わらず、中国税関輸出貿易統計から算出される貿易救済措置が存在しない第三国向け輸出価格は、不当廉売関税が撤廃された場合の本邦向け輸出価格を示唆していることから、本邦への輸出が僅少である中で採用する輸出価格としては合理的なものである。

また、不当廉売輸入の再発のおそれに関する証拠は、中国の供給者に係る証拠のため、課税期間の延長申請の段階では必然的に推計とならざるを得ないものの、第三国に対する中国の輸出価格を用いることは、申請者が合理的に入手可能な情報に基づくものであり、実行可能なアプローチであると言える。本調査においても、本邦向けの輸出量が僅少であり、利害関係者等からも、中国を原産地とする調査対象貨物の輸入の事実について、証拠は得られず、実質的に停止したと認められることから、調査当局が入手可能である第三国向け輸出価格を用いたことは合理的であると言える。

(イ) したがって、上記(157)(イ)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、当該平均輸出価格は、不当廉売関税の撤廃が輸入価格の低下をもたらす可能性が高いことを示す実

²¹² 意見の表明（萬凱新材料及び江陰興宇新材料 令和 4 年 6 月 10 日）

証的な証拠とはなり得ないとは言えず、萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張は認められない。

2-2-8 中国を原産地とする高重合度 PET の不当廉売輸入が再発するおそれの結論

(159) 以上のとおり、調査対象貨物の輸入は、不当廉売関税の課税により僅少となり、利害関係者等からも、中国を原産地とする調査対象貨物の輸入の事実について、証拠は得られなかったことから、実質的に停止したと認められた。なお、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。

中国の供給者は相当程度の余剰生産能力を有しており、その余剰生産能力は平成 28 年から 2020 年 10 月～2021 年 9 月にかけて約 4.7 倍増加しており、2020 年 10 月～2021 年 9 月は、同期間の本邦における需要量の 3.5 倍以上であった。また、中国の国内需要量は、余剰生産能力の増加を上回るほどの拡大はなく、今後も生産能力の増加を上回るほどの需要の拡大は見込まれていないことから、中国において、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在しない。さらに、全世界においても、将来にわたって余剰生産能力が拡大していくことが見込まれる一方、その余剰生産能力を全て吸収できるほどの需要の拡大はなく、生産能力が需要を大幅に上回ることが予想されることから、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない。このような中、高重合度 PET の主要な需要国である米国のほか、インド、アルゼンチン、南アフリカ及びブラジルにおいて、中国産高重合度 PET は不当廉売関税の課税措置の対象となっており、中国はその他の海外市場において、その余剰生産能力の吸収先を探さざるを得ない状況である。

他方、本邦の国内需要は、基本的には従前の水準が維持される中、2020 年 10 月～2021 年 9 月における需要量は中国の余剰生産能力の約 30%に相当する規模であり、中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の国内販売価格を比較したところ、前者は後者を【20～50】%下回っていた。加えて、中国は本邦市場に地理的優位性があり、なにより課税期間満了後に調査対象貨物の輸入、購入及び販売の再開を検討する輸入者及び産業上の使用者が現に存在することから、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、調査対象貨物が本邦へ輸出される可能性は極めて高いと認められた。

(160) したがって、中国の供給者が生産する高重合度 PET については、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後において、不当廉売輸入が再発するおそれがあるものと認められる。

3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項

(161) 「2 不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」のとおり、不当廉売された調査対象貨物の輸入が指定された期間の満了後に再発するおそれが認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3-1 同種の貨物の検討

(162) 協定 11.3 に規定する損害の存続又は再発をもたらす可能性の決定については、協定 3 の規定を参照することとした。協定 3 において、損害の決定は、実証的な証拠に基づき、
(ア) ダumping²¹³輸入の量及びダumping輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに
(イ) ダumping輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行うこととされている。

そこで、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の製品であることを確認するため、まず、当初調査で共通性を確認した物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性並びに貿易統計上の分類について、調査対象期間中の変更・変化の有無、及び内容について検討した。

3-1-1 物理的及び化学的特性

(163) 当初調査において、当該輸入貨物である高重合度 PET は、主としてテレフタル酸（以下「PTA」という。）単位とエチレングリコール（以下「MEG」という。）単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであって²¹⁴、常温で安定しており、白色のペレット状で提供され、臭いは無く、一般に熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものであることを確認した。一方、本邦産同種の貨物も、主として PTA 単位と MEG 単位の交互共重合による繰り返し単位からなる結晶性の熱可塑性プラスチックであって、常温で安定しており、白色のペレット状で提供され、臭いは無く、一般に熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造され、固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル以上のものであることを確認した。以上のとおり、

²¹³ 協定 2.1

²¹⁴ PTA 単位と MEG 単位のみからなるホモポリマーとして販売されるほか、機能を付与するためにジエチレングリコール等のアルコールやイソフタル酸等の他の物質を反応時に添加し、共重合物（コポリマー）として製造し販売されることもある。（出所：当初調査結果報告書 脚注 369）

当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた²¹⁵。

- (164) 以上の当初調査において共通性を確認した物理的及び化学的特性について、本調査において、本邦生産者より、調査対象期間中における物理的及び化学的特性の変化は「無し」との回答があった。また、当該輸入貨物に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²¹⁶。

3-1-2 製造工程

- (165) 当初調査において、当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の製造方法は、以下のとおり、いずれも熔融重合工程及び固相重合工程により生産されていたことを確認した（ただし、メカニカルリサイクル法では、一旦熔融重合工程及び固相重合工程を経た使用済み PET ボトルをそのまま原料としているため、改めて熔融重合工程を経ない）²¹⁷。

<製造方法>

主として PTA と MEG を原料として、熔融重合工程及び固相重合工程を経て製造する方法、又は、使用済みの PET ボトルを原料とするケミカルリサイクル法やメカニカルリサイクル法などがあり、主として PTA と MEG を原料とした場合と使用済みの PET ボトルを原料とした場合のいずれにおいても、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」で述べた特性を持つ高重合度 PET が製造される。具体的な製造工程は次のとおりである。

<製造工程>

PTA と MEG を主原料とした場合は、上記「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」に記載したとおり、一般に熔融重合工程さらに固相重合工程を経て製造される。

- ① 熔融重合工程は、一般に、直接重合法が用いられている。直接重合法は、PTA と MEG を反応させ、230～250℃に 3～4 時間加熱し水を留去して低重合物（以下「オリゴマー」という。）であるビスヒドロキシエチルテレフタレート（以下「BHET」という。）を熔融状態で合成する。次いでこのオリゴマーに重縮合触媒を添加後、高真空下で 270～280℃に加熱することで重縮合反応が進み、熔融状態の PET が得られる。熔融重合工程で得られた PET は、熔融状態のまま糸状に抜き出されたのち、水で急冷して細断され、非晶質の透明なペレットとして次の固相重合工程に供される。
- ② 固相重合工程は、熔融重合工程を経たペレットを用いて、融点以下の温度で、真空、又は窒素等の不活性ガスを流通させることで、生成する水、MEG を除去しながら所望の重合度が得られるまで、反応を進行させる。この工程により非晶質の透明状態から結晶化

²¹⁵ 当初調査結果報告書 3-1-1

²¹⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-3）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 A-5-3）、申請書（4-1(1)及び別紙 9）

²¹⁷ 当初調査結果報告書 3-1-2

処理されて白化した高重合度 PET が製造される。

- (166) 使用済み PET ボトルを主原料とした場合は、ケミカルリサイクル法とメカニカルリサイクル法の 2 つの方法がある。ケミカルリサイクル法は、使用済み PET ボトルを解重合及び精製工程を経て高純度 BHET に精製した後に、重縮合触媒を添加し、熔融重合工程及び固相重合工程を経て高重合度 PET を製造する方法である。また、メカニカルリサイクル法は、使用済み PET ボトルを粉砕、洗浄して異物を十分に取り除いた後に、気流中又は減圧下で加熱処理すると同時に固相重合させ、高重合度 PET を製造する方法である。
- (167) 以上の当初調査において共通性を確認した製造工程について、本調査において、本邦生産者 4 者のうち 3 者より調査対象期間中における製造工程の変化は「無し」との回答があった。「有り」と回答した 1 者【企業名】は、【製造工程の変化の内容】と回答しているが、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²¹⁸。一方、当該輸入貨物の製造工程に関しても、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²¹⁹。

3-1-3 流通経路

- (168) 当初調査において、本邦における流通経路の大部分は、当該輸入貨物の供給者から本邦の輸入商社に対して輸出された上で、当該輸入商社から本邦における産業上の使用者に販売されていたが、一部は当該輸入貨物の供給者から本邦における産業上の使用者に直接販売されていたことを確認した。本邦産同種の貨物についても、同様に、本邦の生産者が本邦の商社等を介して又は直接、本邦における産業上の使用者に販売されていたことを確認し、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた²²⁰。
- (169) 以上の当初調査において共通性を確認した当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路について、本調査において回答が得られた 13 者のうち、本邦生産者 1 者、産業上の使用者 5 者が調査対象期間中に流通経路に変化は「有り」と回答しているが、変化の内容は、取引している企業の変更や、不当廉売関税措置発動による調査対象貨物から第三国から輸入した同種の貨物（以下「第三国産同種の貨物」という。）への購入先の変更であり、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²²¹。

²¹⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-7-1、A-7-2）、申請書（4-1(4)、別紙 4～7）

²¹⁹ 供給者当初質問状回答書（添付資料 A-6-2）

²²⁰ 当初調査結果報告書 3-1-3

²²¹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-10-1、A-10-2）、産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 A-3-2、A-3-3）

3-1-4 価格の決定方法

(170) 当初調査において、当該輸入貨物の本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉によって行われており、一方、本邦産同種の貨物についても、同様に、取引先との個別の交渉によって行われていることを確認した²²²。

(171) 以上の当初調査において共通性を確認した価格の決定方法について、本調査においても、【価格の決定方法】が確認され、本邦産同種の貨物においても同様の価格決定方式が用いられていることを確認し、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²²³。

3-1-5 用途

(172) 当初調査において、当該輸入貨物は、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、食品容器用シート等に用いられていた。一方、本邦産同種の貨物についても、飲料用ボトル、医薬品用容器、化粧品用容器、食品調味料用容器、防虫剤等用容器、食品容器用シート等に用いられていたことを確認した²²⁴。

(173) 以上の当初調査において共通性を確認した用途について、本調査において、本邦生産者の質問状回答書²²⁵では、回答が得られた本邦生産者回答者 4 者全てが調査対象期間中の変化は「無し」と回答しており、輸入者及び産業上の使用者の質問状回答書からも、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²²⁶。

3-1-6 代替性

(174) 当初調査において、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性については、「わからない」との回答を除くと、代替性が「あり」又は「一定の条件を満たせば可能」との回答が全体の 8 割弱を占め、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた²²⁷。

(175) 以上の当初調査において確認した代替性について、本調査において回答が得られた 17 者²²⁸のうちの 16 者が代替性の変化は「無し」と回答しており、代替性の変化は「有り」と回答

²²² 当初調査結果報告書 3-1-4

²²³ 本邦生産者当初質問状回答書（様式 C-2）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 C-2、C-3、C-4）、本邦生産者現地調査結果報告書

²²⁴ 当初調査結果報告書 3-1-5

²²⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-6-3）

²²⁶ 輸入者当初質問状回答書（様式 A-5-3）、産業上の使用者当初質問状回答書（様式 B-3）

²²⁷ 当初調査結果報告書 3-1-6

²²⁸ 本邦生産者 4 者、輸入者 4 者、産業上の使用者 9 者

した 1 者は、第三国での生産プラント立ち上げによる新規貨物の供給のためである旨の回答をしているが、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった²²⁹。

3-1-7 貿易統計上の分類

(176) 当初調査において、当該輸入貨物は、商品の名称及び分類についての統一システム (HS) の品目表第 3907.61 号に分類されるポリ (エチレンテレフタレート) (粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のもの)²³⁰であり、本邦産同種の貨物も全て同じ HS 番号 (ポリ (エチレンテレフタレート) (粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のもの)) に分類されることを確認した²³¹。

(177) 以上の当初調査において確認した貿易統計上の分類について、本調査において、変更・変化は認められなかった²³²。

3-1-8 同種の貨物の検討についての結論

(178) 上記のとおり、当初調査において共通性を確認した本邦産同種の貨物は、本調査においても、当該輸入貨物と物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類は共通しており、高い代替性を有していることが認められ、同種の貨物の範囲の決定に影響を与えるような重要な変更・変化をもたらす事象は認められなかった。以上により、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の製品であることを確認した。

3-2 本邦の産業

(179) 当初調査において、本邦において高重合度 PET を生産しているのは、遠東石塚グリーンペット、協栄産業、クラレ及びクラレ西条株式会社 (以下、これら 2 者を総称して「クラレグループ」という。)、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱ケミカル、日本ユニペット及び越前ポリマー (以下、これら 3 者を総称して「三菱ケミカルグループ」という。)、ユニチカ及び日本エステル (以下、これら 2 者を総称して「ユニチカグループ」という。) の 5 者 3 グループであることを確認した。

²²⁹ 本邦生産者当初質問状回答書 (調査項目 E-1-2、E-1-3)、輸入者当初質問状回答書 (調査項目 E-1-2、E-1-3)、産業上の使用者当初質問状回答書 (調査項目 D-1-2、D-1-3)

²³⁰ 平成 28 年 12 月 22 日付け財務省告示第 365 号により変更

²³¹ 当初調査結果報告書 3-1-7

²³² 申請書 (2-2)

(180) このうち、遠東石塚グリーンペットについては、当初質問状回答から、当該輸入貨物の供給者である遠紡工業（上海）の株式を100%保有し、当該輸入貨物の供給者でもある遠東化聚工業が、同者の株式の90%を保有し、また、遠東化聚工業の株式を直接又は間接的に100%保有する遠東新世紀股份有限公司（以下「遠東新世紀」という。）の管理職が、遠紡工業（上海）と同者の取締役であることを確認した。このことから、同者は、当該輸入貨物の供給者である遠東化聚工業から直接支配され、かつ遠東化聚工業を直接に、当該輸入貨物の供給者である遠紡工業（上海）を間接に、それぞれ支配している遠東新世紀から間接に支配されている関係にあり、同者が政令第4条第2項第2号及び第3号に掲げる関係を有する生産者に該当することが認められた。この場合、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動を取らせるものでないことについての証拠を提出しない限り、本邦の産業を構成する本邦の生産者に含まれないものとされるところ、同者から追加質問状²³³に対する回答は提出されなかった。これらの結果、調査当局は、同者は本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものとした。

(181) 以上のとおり、本邦生産者は、協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱ケミカルグループ及びユニチカグループの4者3グループとした。これら4者3グループについて、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はないことを確認した。また、当初申請の日の6月前の日以後同申請の日の前日まで（平成28年3月6日～同年9月5日）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、4者3グループともに輸入の事実はなかったことから、本邦の生産者に該当すると判断した²³⁴。

(182) 本調査においても、「表31 本邦の産業の状況（2020年10月～2021年9月）」²³⁵のとおり、調査対象期間中、本邦において高重合度PETを生産しているのは、遠東石塚グリーンペット、協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱ケミカルグループ及びユニチカグループの5者3グループであることを確認した。

(183) このうち、遠東石塚グリーンペットは、本調査においても、当該輸入貨物の供給者である【企業名】との関係に当初調査時から変更はないと回答しており、当該関係による影響が、そのような関係を有しない他の生産者と異なる行動を取らせるものでないことについての証拠が提出されなかったため、同者は本邦の産業を構成する本邦の生産者には含まれないものとした²³⁶。他方、遠東石塚グリーンペットを除く本邦生産者の、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係がなく、本件課税期間の延長申請の日の6月前

²³³ ガイドライン4.（4）一に掲げる事項についての証拠の提出を要請した追加質問状

²³⁴ 当初調査結果報告書 3-2

²³⁵ 報告書本文の数値は小数点第2位まで含めて計算。以下同様。

²³⁶ 本邦生産者確認票（VII 3）

の日以後同申請の日の前日まで（令和 3 年 6 月 3 日～同年 12 月 2 日）の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、4 者 3 グループともに輸入の事実はなかった²³⁷ことから、本邦の生産者に該当すると判断した。

(184) 以上のとおり、本邦の産業は、協栄産業、クラレグループ、ペトリファインテクノロジー、ベルポリエステルプロダクツ、三井化学、三菱ケミカルグループ及びユニチカグループの 4 者 3 グループとした。また、「表 31 本邦の産業の状況（2020 年 10 月～2021 年 9 月）」のとおり、これら 4 者 3 グループの 2020 年 10 月～2021 年 9 月における生産量は【数値】MT であり、当該 4 者 3 グループが本邦で生産する高重合度 PET が、本邦における高重合度 PET の総生産高に占める割合は【50～80】%であった。

表 31 本邦の産業の状況（2020 年 10 月～2021 年 9 月）²³⁸

生産者名	生産高及び本邦の総生産高に占める割合		当該輸入貨物の輸入の有無	申請に対する支持の状況	調査への協力
	生産高(MT)	占拠率(%)			
三井化学	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
ベルポリエステルプロダクツ	【数値】	【数値】	無し	意思表明しない	協力する
協栄産業	【数値】	【数値】	無し	【支持の状況】	協力する
ペトリファインテクノロジー	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力する
ユニチカグループ	【数値】	【数値】	無し	意思表明しない	協力しない
クラレグループ	【数値】	【数値】	無し	支持しない	協力しない
三菱ケミカルグループ	【数値】	【数値】	無し	支持する	協力しない
遠東石塚グリーンペット	【数値】	【数値】	無し	【支持の状況】	協力しない
合計	【数値】	100.0%			

(出所) 本邦生産者確認票、本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（三菱ケミカル）（調査項目 H-1）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 3（様式 B-1））

3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3-3-1 当該輸入貨物の輸入量

(185) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、「表 32 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、平成 28 年度の 466,785MT をピークに、平成 29 年度の不当廉売関税の課税開始以降、平成 29 年度は

²³⁷ 本邦生産者確認票（VII 2）

²³⁸ 表記載の数値は単位未満を四捨五入しているため、各表の合計値と実際の数値が一致しない場合がある。

241,179MT（対前年度比 48.3%減）、平成 30 年度は 964MT（対前年度比 99.6%減）、令和元年度は 545MT（対前年度比 43.5%減）と大幅に減少し続け、調査対象期間²³⁹全体を通じて減少した。また、総輸入量に占める当該輸入貨物の割合は、平成 28 年度の 49.4%をピークに減少を続け、平成 30 年度以降は 0.1%の水準となった。

表 32 当該輸入貨物の輸入量

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
当該輸入貨物の輸入量	輸入量(MT)	466,785	241,179	964	545	728	724
	対総輸入量	49.4%	28.4%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
第三国からの輸入量	輸入量(MT)	479,074	608,913	868,265	873,863	817,546	809,030
	対総輸入量	50.6%	71.6%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
総輸入量(MT)		945,859	850,092	869,229	874,408	818,274	809,754

(出所) 財務省貿易統計

(注 1) 2016 年度については 2017 年に HS コードの改訂があったことから、2016 年 4 月～12 月の HS3907.60 の輸入量と 2017 年 1 月～3 月の HS3907.61 の輸入量を合算した数字となっている。

(注 2) 第三国からの輸入量は、総輸入量から当該輸入貨物の輸入量を除いたもの。

(186) 当該輸入貨物の輸入量が調査対象期間にかけて減少する中、本邦産同種の貨物の販売量は、「表 33 本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて緩やかに減少していき、24 ポイント減少した。令和 2 年度にかけて減少し続けた要因は、【企業名】が、平成 29 年度に PET 製造設備を停止したためである²⁴⁰。また、令和元年度、令和 2 年度に対前年度比で減少した要因は、右要因に加え、冷夏による PET ボトル飲料需要の落ち込みや、新型コロナウイルス感染拡大による PET ボトル飲料の需要減少によることを確認した²⁴¹。

なお、2020 年 10 月～2021 年 9 月は、令和 2 年度に比べ 15 ポイント増加したが、この要因は、新型コロナウイルス感染拡大からの需要回復によるバージン PET 樹脂の販売増加、及び飲料メーカー各社の「ボトル to ボトル」拡大に伴うリサイクル需要の急増によるリサイク

²³⁹ 平成 28 年度から令和 2 年度までは 4 月～3 月の会計年度を採用しているが、最近の国内産業の状況について調査するために最終年度は 2021 年 9 月末までを対象とし 2020 年 10 月から 2021 年 9 月までの数字で分析を行った。右期間の違いは損害分析を偏ったものにするものではない。

²⁴⁰ 主要販売先から【産業上の使用者との購入に関する事情】を理由に発注を停止する旨の通告を受けた結果、操業停止になった。(出所：当初調査結果報告書 3-5)

²⁴¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）、本邦生産者現地調査結果報告書

ル PET 樹脂の販売増加によることを確認した²⁴²。

表 33 本邦産同種の貨物の販売量の変化

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【90】	【88】	【82】	【76】	【91】

(出所) 本邦生産者確認票、本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱ケミカル)(調査項目 H-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番 3(様式 B-1))

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

(187) 当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国産同種の貨物の本邦市場における需要の相対的な変化を見ると、「**表 34 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移**」のとおり、需要量は、平成 29 年度に 9 ポイント減少し、平成 30 年度は対前年度比で多少回復したものの調査対象期間全体を通じて 9 ポイント減少した。需要量の増減は、国内販売量の増減とほぼ同様の推移を示していた。当該輸入貨物の市場占拠率は、平成 29 年度の不当廉売関税の課税開始による当該輸入貨物の輸入量の大幅な減少を受け、平成 29 年度で対前年度比 43 ポイント減少となり、平成 30 年度以降は【数値】%で推移した。当該輸入貨物の市場占拠率減少に対し、本邦産同種の貨物は平成 28 年度から令和 2 年度まで減少していたものの、2020 年 10 月～2021 年 9 月は、前述したとおり、新型コロナウイルス感染拡大からの需要回復やリサイクル需要の増加により【数値】%に微増した。第三国産同種の貨物は、不当廉売関税の課税前の平成 28 年度の市場占拠率は【数値】%であり、課税後の平成 29 年度は【数値】%、平成 30 年度は【数値】%と大きく増加し、以降、令和 2 年度まで概ね横ばいであったが、2020 年 10 月～2021 年 9 月は【数値】%に減少した。

表 34 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)及び本邦の需要量の推移

²⁴² 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
当該輸入貨物の占拠率	【100】	【57】	【0】	【0】	【0】	【0】
本邦産同種の貨物の占拠率	【100】	【99】	【96】	【91】	【91】	【103】
第三国産同種の貨物の占拠率	【100】	【140】	【195】	【196】	【195】	【185】
需要量(MT)	【100】	【91】	【93】	【93】	【87】	【91】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者確認票、本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱ケミカル)(調査項目 H-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番 3(様式 B-1))

(注 1) 当該輸入貨物の市場占拠率(%) = 当該輸入貨物の輸入量(MT) / 需要量(MT) × 100

(注 2) 本邦産同種の貨物の市場占拠率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 自家消費量(MT)) / 需要量(MT) × 100

(注 3) 第三国産同種の貨物の市場占拠率(%) = (総輸入量(MT) - 当該貨物の輸入量(MT)) / 需要量(MT) × 100

(注 4) 需要量(MT) = 本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 総輸入量(MT) + 本邦産同種の貨物の自家消費量(MT)

(注 5) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

(188) 本邦における当該輸入貨物の販売価格²⁴³と、本邦産同種の貨物の販売価格²⁴⁴について、まず全品種²⁴⁵について、年度別加重平均価格を比較した。

(189) なお、今回、令和元年度以降当該輸入貨物の輸入について質問状回答から確認できず、貿易統計上の輸入も僅少であったため、平成 28 年度から平成 30 年度の期間で比較した。

(190) 全品種については、「表 35 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種)、庭先渡し²⁴⁶」のとおり、平成 28 年度は、当該輸入貨物の販売価格は本

²⁴³ 非関連企業間取引のみを対象とした。

²⁴⁴ 非関連企業間取引のみを対象とした。

²⁴⁵ 全品種とは、一般ボトル・容器用(リサイクル PET 除く)、耐圧ボトル・容器用、耐熱ボトル・容器用、耐熱圧ボトル・容器用、一般ボトル・容器用(リサイクル PET)、その他(シート用)の調査対象貨物全ての品種を指す。

²⁴⁶ 庭先渡しとは、購入者の指定場所までの運賃等を販売業者が負担する場合をいう。

邦産同種の貨物の販売価格を【20～40】%下回っており、平成29年度は、当該輸入貨物の販売価格は、9月からの不当廉売関税の影響により上昇したものの本邦産同種の貨物の販売価格を【20～40】%下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。

なお、平成30年度は当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を【5～25】%上回ったが、これは年度を通して不当廉売関税が課されたため、当該不当廉売関税分を反映したためである。これは、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を上回ったことと、上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で述べたとおり、不当廉売関税の課税開始以降、当該輸入貨物の市場占拠率が【数値】%となるまで激減したという事実から、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を上回った場合に、当該輸入貨物の販売が困難であることを示すと同時に、不当廉売関税撤廃後、プライスアンダーカッティングを伴う当該輸入貨物の輸入量が増加するおそれを示すものである。

表 35 当該輸入貨物の輸入価格と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(全品種)、庭先渡し

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【128】	【219】	—	—	—
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【109】	【115】	【110】	【99】	【103】
価格比	【60～80】	【60～80】	【110～130】	—	—	—

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 C-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番 3(様式 C-1))、輸入者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 C-1)
(注 1) 2020年10月～2021年9月の本邦産同種の貨物の価格については、ペトリファイニングテクノロジーの工場渡しの価格も含む。

(注 2) 各欄の【 】は、平成28年度を100とする指数である。価格比については、レンジ表記である。

(191) また、回答が得られた当該輸入貨物は、一般ボトル・容器用(リサイクルPET除く)とその他(シート用)の2種類であったため、品種別に販売価格の分析を行ったところ、一般ボトル・容器用(リサイクルPET除く)については、「表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(一般ボトル・容器用(リサイクルPET除く))、庭先渡し」のとおり、平成28年度及び平成29年度ともに当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【20～60】%下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。その他(シート用)については、「表 37 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(その他(シート用))、庭先渡し」のとおり、平成28年度、平成29年度及び平成30年度ともに当該輸入貨物が本邦産同種の貨物の価格を【10～60】%下回っており、同様にプライスアンダーカッテ

イングが認められた。

表 36 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（一般ボトル・容器用(リサイクル PET 除く))、庭先渡し

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【123】	—	—	—	—
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【115】	【112】	【121】	【104】	【97】
価格比	【40～60】	【40～60】	—	—	—	—

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 C-1)、輸入者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 C-1)

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。価格比については、レンジ表記である。

表 37 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（その他(シート用))、庭先渡し

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
当該輸入貨物(円/kg)	【100】	【131】	【217】	—	—	—
本邦産同種の貨物(円/kg)	【100】	【111】	【120】	【113】	【100】	【99】
価格比	【40～70】	【40～70】	【70～100】	—	—	—

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 C-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番 3(様式 C-1))、輸入者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 C-1)

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。価格比については、レンジ表記である。

3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(192) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成 28 年度をピークに、平成 29 年度の不当

廉売関税に係る課税措置開始以降大幅に減少しており、この間、本邦産同種の貨物の国内販売量も減少した。当該輸入貨物の国内販売価格は、平成 29 年 9 月からの不当廉売関税の影響により上昇したものの、平成 29 年度における本邦産同種の貨物の国内販売価格を下回っており、プライスアンダーカッティングが認められた。平成 30 年度は当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を上回っていたが、これは不当廉売関税分を反映したためである。不当廉売関税の課税開始以降、当該輸入貨物は僅少となり、当該輸入貨物の市場占拠率も【数値】%で推移しているところ、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を上回った場合に、当該輸入貨物の販売が困難であることを示すと同時に、不当廉売関税撤廃後、プライスアンダーカッティングを伴う当該輸入貨物の輸入量が増加するおそれを示すものである。

3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(193) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価^{247,248}した。

なお、評価は、マクロ指標²⁴⁹（生産及び販売等）とミクロ指標²⁵⁰（損益、投資及び雇用等）に分けて行い、マクロ指標については、上記「3-2 本邦の産業」に記載したとおり、本邦の産業を構成する全ての生産者についてのものとし、ミクロ指標については、本調査への協力を表明し、必要な証拠を提出した三井化学、ベルポリエステルプロダクツ、協栄産業、ペトリファインテクノロジーの 4 者からの証拠に基づくものとした。

3-4-1 生産高（生産量）

(194) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 38 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じ、5 ポイント減少した。なお、不当廉売関税に係る課税措置が開始された平成 29 年度は対前年度比 1 ポイント減、平成 30 年度は対前年度比で横ばい、令和元年度は冷夏による PET ボトル飲料需要の落ち込みのため²⁵¹、対前年度比で 8 ポイント減少し、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による PET ボトル飲料需要の落ち込みのため、対前年度比で 4 ポイント減少した。令和 2 年度にかけて減少傾向にあったのは、上記要因に加え、

²⁴⁷ 協定 3.4

²⁴⁸ 調査当局は、本邦生産者に対し、本邦産同種の貨物の輸出による影響を除外して回答するよう求め、本邦産同種の貨物の輸出実績が除外された本邦生産者の回答書を基に、評価を行った。

²⁴⁹ マクロ指標は、生産高（生産量）、生産能力・稼働率（操業度）、在庫、販売及び市場占拠率を指す。

²⁵⁰ ミクロ指標は、利潤、投資及び投資収益、資金流入（キャッシュフロー）、資本調達能力、雇用、賃金、生産性、成長、国内価格に影響を及ぼす要因、不当廉売価格差の大きさを指す。

²⁵¹ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（調査項目 A-11-1、様式 B-1）

上記(186)で述べたとおり、【企業名】のPET製造設備停止による影響であることを確認した²⁵²。2020年10月～2021年9月は、令和2年度に比べ、新型コロナウイルス感染症拡大からの需要の回復、及びリサイクルPET飲料需要の伸長のため²⁵³、8ポイント増加した。

(195) なお、「表 41 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」のとおり、調査対象期間中において国内販売量に対する自家消費量の割合は【5～15】%程度で推移しており、生産量の増減に与える影響は限定的であることを確認した。

表 38 本邦の産業の生産量の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
生産量(MT)	【100】	【99】	【99】	【91】	【87】	【95】

(出所) 本邦生産者確認票、本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱ケミカル)(調査項目 H-1)及び本邦生産者現地調査提出資料(通番 3(様式 B-1))

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-4-2 生産能力・稼働率(操業度)

(196) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した稼働率(操業度)は、「表 39 本邦の産業の稼働率の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じて 7 ポイント減少し、調査対象期間中【数値の範囲】で推移した。稼働率の推移は、平成 30 年度を除き平成 28 年度から令和 2 年度にかけて生産量と同様の増減傾向を示しており、平成 29 年度は対前年度比 1 ポイント減少、平成 30 年度は対前年度比 13 ポイント増加、令和元年度は対前年度比で 7 ポイント減少、令和 2 年度は対前年度比で 10 ポイント減少となった。平成 30 年度における稼働率上昇要因は、生産量が横ばいの中、【企業名】の PET 製造設備停止により生産能力が減少した影響であることを確認した。2020 年 10 月～2021 年 9 月は、【生産能力増加要因】に伴う生産能力増加が生産量の増加を上回ったため、稼働率は減少した²⁵⁴。

表 39 本邦の産業の稼働率の推移

²⁵² 本邦生産者追加質問状回答書(三菱ケミカル)(調査項目 H-1)

²⁵³ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)

²⁵⁴ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
生産量 (MT)	【100】	【99】	【99】	【91】	【87】	【95】
生産能力 (MT)	【100】	【100】	【88】	【87】	【91】	【102】
稼働率	【100】	【99】	【112】	【105】	【95】	【93】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱ケミカル)(調査項目 H-1)、本邦生産者追加質問状回答書(ペトリファインテクノロジー)(調査項目 H-2)、本邦生産者現地調査提出資料(通番 3(様式 B-1))

(注 1) 稼働率 (%) = 生産量 (MT) / 生産能力 (MT / 年)

(注 2) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-4-3 在庫

(197) 本邦の産業の調査対象期間中の各年の期末在庫量は、「表 40 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じ 8 ポイント増加した。令和元年度に在庫量がピークとなっているが、これは平成 30 年度が酷暑で PET ボトル需要が高まった一方、令和元年度の冷夏で PET ボトル需要が落ち込んだことで販売量が当初販売計画を下回ったことによるものと確認した。その後、令和 2 年度は対前年度比で 21 ポイント減少し、2020 年 10 月～2021 年 9 月は、令和 2 年度に比べ 25 ポイント減少した。在庫率は、在庫量の増減と同様の推移を示した。

表 40 本邦の産業の在庫の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
在庫量 (MT)	【100】	【114】	【142】	【154】	【133】	【108】
在庫率	【100】	【115】	【144】	【169】	【154】	【114】
生産量(MT)	【100】	【99】	【99】	【91】	【87】	【95】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱ケミカル)(調査項目 H-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番 3(様式 B-1))

(注1) 在庫率(%) = 本邦産同種の貨物の期末在庫量(MT) / 本邦産同種の貨物の生産量(MT)

(注2) 各欄の【 】は平成28年度を100とする指数である。

3-4-4 販売及び市場占拠率

(198) 調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売量は、当該輸入貨物の輸入が大幅に減少し続ける中、「表41 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移」とおり、平成28年度から令和2年度にかけて減少傾向にあり、調査対象期間全体を通じて、9ポイント減少した。これは、上記(186)で述べたとおり、平成29年度に【企業名】がPET製造設備を停止した影響によることを確認した。

なお、自家消費量は、調査対象期間全体を通じて増加と減少を繰り返したものの、国内販売量に対する自家消費量の割合は、【5~15】%程度であり、国内販売量と自家消費量の合計に顕著な影響を与えるものではなかった。本邦産同種の貨物の国内販売の市場占拠率は、上記(187)で述べたとおり、平成28年度から令和2年度まで減少していたものの、調査対象期間全体を通じては【市場占拠率の推移】に微増した。

表41 本邦産同種の貨物の国内販売量及び自家消費量並びに市場占拠率の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ~2021年9月
国内販売量(MT)	【100】	【90】	【88】	【82】	【76】	【91】
自家消費量(MT)	【100】	【97】	【111】	【128】	【129】	【135】
国内販売量に対する 自家消費量の割合	【100】	【108】	【127】	【156】	【169】	【149】
本邦産同種の貨物の 市場占拠率	【100】	【99】	【96】	【91】	【91】	【103】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式B-1)、本邦生産者追加質問状回答書(三菱ケミカル)(調査項目H-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番3(様式B-1))

(注1) 各欄の【 】は、平成28年度を100とする指数である。

(注2) 本邦産同種の貨物の販売量には、本邦生産者間の取引は含まれない。

(注3) 本邦産同種の貨物の市場占拠率(%) = (本邦産同種の貨物の国内販売量(MT) + 自家消費量(MT)) / 需要量(MT) × 100

3-4-5 利潤

(199) 本邦の産業の売上高は、「表 42 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、令和 2 年度は平成 28 年度に比べて 7 ポイント減少したが、それ以外の期間では平成 28 年度の水準を超えて全体として堅調に推移していた。上記「3-4-4 販売及び市場占拠率」で述べたとおり国内販売量が減少したにもかかわらず、平成 29 年度及び平成 30 年度に対前年度比で売上高が増加したのは、下記「3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因」で後述するとおり、国内販売価格を引き上げたからであった。令和元年度は販売量減少に加え、国内販売価格の下落により対前年度比で減少した。令和 2 年度の減少は新型コロナウイルス感染拡大による飲料ボトル需要減によることを確認した²⁵⁵。2020 年 10 月～2021 年 9 月は新型コロナウイルス感染拡大による飲料ボトル需要減からの回復で国内販売量が増加した結果²⁵⁶、売上高も増加した。

売上総利益については、売上高とほぼ同様の増減傾向を示していた。令和 2 年度に対前年度比で大幅に減少したのは、前述の新型コロナウイルス感染拡大による飲料ボトル需要減による売上高減少によるもので、売上高総利益率は、【数値】%と他の年度に比べ極端に低く、後述する営業利益の悪化の主な要因の一つであった。営業利益については、平成 30 年度までは売上総利益と同様の増減傾向を示していた。令和元年度と令和 2 年度は対前年度で売上高が減少したことにより営業利益が悪化し、特に令和 2 年度については販管費を吸収できず赤字となった。2020 年 10 月～2021 年 9 月は前述のとおり売上高は増加したものの、売上高が近似している平成 30 年度と比較すると、本邦産同種の貨物の生産・販売を開始した事業者による本邦産業の販管費の増加により、営業利益が低迷している。

(200) 売上高営業利益率についても営業利益と同様の増減傾向を示し、調査対象期間全体を通じて、【数値】%で推移しており、特に、令和元年度は【数値】%、令和 2 年度は【数値】%、2020 年 10 月～2021 年 9 月は【数値】%と極めて低い水準であった。これは、化学業界の売上高営業利益率の業界平均である令和元年度の 8.4%、令和 2 年度の 8.4%、2020 年 10 月～2021 年 9 月の 9.5%²⁵⁷と比較して低い水準で推移しており、事業の収益性が十分でないことが認められる。

表 42 本邦の産業の利潤の推移

²⁵⁵ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1、F-2-2）

²⁵⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 F-2-2）、本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 F-2-3-3）

²⁵⁷ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「財務省法人企業統計調査」

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
売上高（百万円）	【100】	【106】	【117】	【107】	【93】	【115】
売上総利益（百万円）	【100】	【125】	【123】	【91】	【37】	【109】
営業利益（百万円）	【100】	【164】	【150】	【39】	【-143】	【37】
売上高総利益率	【100】	【117】	【105】	【86】	【40】	【95】
売上高営業利益率	【100】	【154】	【128】	【36】	【-155】	【32】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 F-2-2）、本邦生産者追加質問状回答書（ペトリファイテクノロジー）（調査項目 H-1）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 3（様式 F-2-2））

（注 1）売上高（百万円）＝国内販売額＋自家消費額

（注 2）各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-4-6 投資及び投資収益

（201）本邦の産業の設備投資額は、「表 43 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおりであった。

（202）平成 28 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度は【設備投資金額】百万円で推移しており、これらは【設備投資の内容】等、事業継続のための投資であることを確認した。一方、平成 30 年度、令和元年度及び 2020 年 10 月～2021 年 9 月は【設備投資金額】百万円と前述の期間の投資額から大きく増額しているが、これらは【設備投資の内容】等による投資であることを確認し、事業継続のための投資であることを確認した²⁵⁸。

表 43 本邦の産業の設備投資額の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
設備投資額(百万円)	【100】	【188】	【742】	【852】	【156】	【1,735】

²⁵⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 F-4-1）、本邦生産者現地調査結果報告書

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書 (様式 F-4-1)

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

(203) 本邦の産業の投資収益率は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額(帳簿価額又は取得原価)で除して算出した。「表 44 本邦の産業の設備投資収益率の推移」に示したとおり、帳簿価額、及び取得原価のいずれも調査対象期間全体を通じて減少傾向となった。これは、営業利益の悪化に加えて【設備投資の内容】が反映された結果となった²⁵⁹。

表 44 本邦の産業の設備投資収益率の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価額)	【-20～300】	【-20～300】	【-20～300】	【-20～300】	【-20～300】	【-20～300】
営業利益／設備投資評価額 (取得原価)	【-10～50】	【-10～50】	【-10～50】	【-10～50】	【-10～50】	【-10～50】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書 (様式 F-2-2、F-4-2)、本邦生産者追加質問状回答書 (ペトリファインテクノロジー) (調査項目 H-1)

(注) 各欄の【 】は、投資収益率のレンジ比である。また、本指標は営業利益を設備投資評価額で除して算出しているところ、本邦生産者 2 者より設備投資評価額の回答が得られなかったため、本指標の評価から右 2 者は除いて算出している。

3-4-7 資金流入 (キャッシュフロー)

(204) 本邦の産業のキャッシュフロー (営業活動によるキャッシュフロー) は、「表 45 本邦の産業の営業キャッシュフローの推移」のとおり、平成 30 年度にかけて大幅に減少し、平成 28 年度に比べて 70 ポイント減少した。その後、令和元年度に対前年度比 41 ポイント増加し、令和 2 年度に対前年度比 80 ポイント減少し、2020 年 10 月～2021 年 9 月は令和 2 年度に比べて 104 ポイント増加し、調査対象期間中で増減を繰り返したが、調査対象期間全体を通じて 5 ポイントの減少となった。平成 29 年度は営業利益が増加する中、【キャッシュフローが変動した要因】により、キャッシュフローは対前年度比大幅に減少した。また、令和元年度は営業利益が対前年度比で減少したが、棚卸資産が大幅に減少したことを受け、キャッシュフローは増加した²⁶⁰。令和 2 年度、2020 年 10 月～2021 年 9 月は、営業利益の推移を反映したものであった。

²⁵⁹ 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 F-4-3)

²⁶⁰ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書 (様式 F-3-2)

表 45 本邦の産業の営業キャッシュフローの推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
営業活動による キャッシュフロー (百万円)	【100】	【46】	【30】	【71】	【-9】	【95】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 F-3-2)、本邦生産者追加質問状回答書(ペトリファインテクノロジー)(調査項目 H-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番 8(様式 F-3-2))

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-4-8 資本調達能力

(205) 本邦の産業の高重合度 PET 事業に関する資本調達能力について、上記「3-4-6 投資及び投資収益」で述べたとおり、平成 30 年度、令和元年度及び 2020 年 10 月～2021 年 9 月に設備投資が大幅に増加したが、これは、【設備投資の内容】等による投資であることを確認し、本邦産同種の貨物の売上高の変動による本邦の生産者の資本調達能力への顕著な影響は認められなかった。本邦生産者 1 者から、【資本調達能力についての回答】があった²⁶¹。

3-4-9 雇用

(206) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じて増加傾向にあったことを確認した。特に平成 30 年度及び令和元年度に対前年度比で大幅に増加した理由は、飲料業界のリサイクル PET の需要拡大に伴う工場設備の新設による生産能力の増強に合わせて、従業員が増加したことを確認した²⁶²。また、2020 年 10 月～2021 年 9 月は令和 2 年度に比べ大幅に増加したが、これは【増加の理由】によることを確認した²⁶³。

なお、不当廉売関税の課税措置による雇用への影響を確認したところ、回答が得られた 4 者のうち、1 者が影響は「有」と回答したが、工場及び設備の新設による生産能力の増強に合わせた影響であることを確認した²⁶⁴。

表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移

²⁶¹ 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 F-7-4)

²⁶² 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 B-7-2)

²⁶³ 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 B-6-1)

²⁶⁴ 本邦生産者当初質問状回答書(調査項目 B-7-2)

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
平均雇用人数（人）	【100】	【104】	【118】	【131】	【139】	【175】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）

（注）各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-4-10 賃金

(207) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金（月額換算）は、「表 47 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移」のとおり、調査対象期間全体を通じて 23 ポイント減少した。これは、雇用者一人当たりの賃金は、賃金合計より平均雇用人数で除して算出するところ、平均雇用人数が「表 46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり調査対象期間を通じて 75 ポイント増加した一方、賃金合計の増加率は平均雇用人数の増加率を下回ったためであることを確認した。

(208) なお、不当廉売関税の課税措置による賃金への影響を確認したところ、回答が得られた 4 者のうち、1 者が影響は「有」と回答したが、工場及び設備の新設による生産能力の増強に合わせた影響であることを確認した²⁶⁵。

表 47 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
一人当たり平均賃金 (千円/月)	【100】	【99】	【93】	【94】	【88】	【77】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 B-1）

（注）各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-4-11 生産性

(209) 本邦の産業の生産性は、「表 48 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性については、令和 2 年度までは概ね生産量減少を反映し減少傾向にあった。2020 年 10 月～2021 年 9 月は更に落ち込んでおり、生産量の増加と相反する傾向にあるが、これは上記「3-4-9 雇用」のとおり、【増加の理由】

²⁶⁵ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 B-7-2）

により平均雇用人数が増えたことが原因であることを確認した。

また、雇用人一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「3-4-5 利潤」で述べたとおり、売上高は令和2年度を除き堅調であったが、「表46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、平均雇用人数が調査対象期間を通じて75ポイント増加した一方、売上高の増加率は調査対象期間を通じて15ポイント増加で、売上高の増加率が平均雇用人数の増加率を下回ったため、調査対象期間全体を通じて35ポイント減少した。

表 48 本邦の産業の生産性の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
物的生産性 (MT/人)	【100】	【104】	【94】	【79】	【74】	【64】
価値生産性 (千円/人)	【100】	【103】	【99】	【81】	【67】	【65】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式B-1)、本邦生産者現地調査提出資料(通番3(様式B-1))

(注1) 物的生産性(MT/人) = 総生産量(MT) / 平均雇用人数(人)

(注2) 価値生産性(千円/人) = (国内販売額+自家消費額) / 平均雇用人数(人)

(注3) 平均雇用人数は、「表46 本邦の産業の平均雇用人数の推移」の数値を使用した。

(注4) 各欄の【 】は、平成28年度を100とする指数である。

(注5) 分母の平均雇用人数は、調査協力が得られた企業の回答を使用していることから、分子の生産量も、調査協力が得られた企業の回答を使用した。

3-4-1-2 成長

(210) 製造業においては、一般的に、研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響について検討するために、「表49 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、本邦産業の研究開発の動向を確認したところ、調査対象期間中、再生工程効率化や、【研究開発の内容】が継続的に行われていることを確認した²⁶⁶。2020年10月～2021年9月に研究開発費が増加した要因は、【研究開発の内容】が行われていたためであることを確認した²⁶⁷。また、投資も企業の成長のための重要な要素であるが、これについては上記「3-4-6 投資及び投資収益」で分析したとおり、平成30年度、令和元年度及び2020年10月～2021年9月に設備投資が大幅に増加したが、これは、【設備投資の内容】等、事業継続のためのものであることを確認した²⁶⁸。

²⁶⁶ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式F-5)

²⁶⁷ 本邦生産者現地調査結果報告書

²⁶⁸ 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式F-4-1)、本邦生産者現地調査結果報告書

以上のとおり、本邦の産業の成長については、一定程度の改善は見られた。

表 49 本邦の産業の研究開発費の推移

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
研究開発費 (百万円)	【100】	【104】	【91】	【125】	【136】	【195】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書 (様式 F-5)

(注) 各欄の【 】は、平成 28 年度を 100 とする指数である。

3-4-1-3 国内価格に影響を及ぼす要因

(211) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価について検討した。

(212) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 50 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格」のとおりであった。

製造原価は、原材料価格の高騰を受けて平成 29 年度は対前年度比 4 ポイント増、平成 30 年度は対前年度比 6 ポイント増となり、その後、原材料価格が下がったことで 2020 年 10 月～2021 年 9 月では対平成 28 年度比で 4 ポイント増の水準まで戻している。国内販売価格は、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて 15 ポイント増加し、令和元年度に対前年度比 5 ポイント減少し、令和 2 年度は対前年度比 11 ポイント減少し、2020 年 10 月～2021 年 9 月は令和 2 年度に比べ 4 ポイント増加した。

調査対象期間中の原材料費と国内販売価格は同様の増減傾向を示しており、調査対象期間全体では原材料費が【単価】、国内販売価格が【単価】と原材料費の増加幅を上回って国内販売価格は増加しており、原材料費の変動は一定程度国内販売価格に転嫁できたと認められる。

一方、製造原価率の推移を見ると、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて製造原価率は【比率の推移】に改善したものの、その後は販売不振等の外的要因がある中で令和元年度は【比率】、令和 2 年度は【比率】と悪化し、2020 年 10 月～2021 年 9 月は【比率】と多少改善したものの調査対象期間全体を通じては改善しておらず、「3-4-5 利潤」の分析と同様、本邦の産業は十分な収益性を確保できていない状況と認められる。

表 50 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
製造原価(円/kg)	【100】	【104】	【110】	【110】	【108】	【104】
原材料費(円/kg)	【100】	【113】	【127】	【110】	【101】	【102】
労務費(円/kg)	【100】	【80】	【64】	【111】	【115】	【109】
経費(円/kg)	【100】	【78】	【62】	【109】	【138】	【112】
国内販売価格(円/kg)	【100】	【109】	【115】	【110】	【99】	【103】
製造原価率(%)	【80～95】	【80～95】	【80～95】	【80～95】	【80～95】	【80～95】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式C-1、F-2-2、F-2-4)

(注1) 単位当たりの製造原価(円/kg) = 国内向け製造原価(円) / 国内向け生産量(kg)

(注2) 単位当たりの労務費(円/kg) = 労務費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注3) 単位当たりの経費(円/kg) = 経費(円) / 国内向け生産量(kg)

(注4) 製造原価率 = 製造原価(円/kg) / 国内販売価格(円/kg)

(注5) 各欄の【 】は、年については平成28年度を100とする指数である。ただし、製造原価率の【 】はレンジ表記である。

(注6) 2020年10月～2021年9月の国内販売価格は、ペトリファインテクノロジーの工場渡しの価格を含む。

(213) 「表50 本邦の産業の1kg当たりの製造原価と国内販売価格」では平成29年度と平成30年度の原材料費上昇が顕著であったため、原材料費を上昇させた要因について検討した。

「表51 本邦の産業の主な原材料に係る使用額の推移」のとおり、製造原価の【数値】を占める原材料費のうち、主な原材料であるPTA、MEG及び使用済みPETボトルの価格が平成28年度から平成30年度にかけて1kg当たり12～29ポイント増加しており、製造原価を上昇させた主な要因であったことを確認した。

表51 本邦の産業の主な原材料に係る使用額の推移

		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
テレフタル酸 (PTA)	単価 (円/kg)	【100】	【106】	【129】	【102】	【77】	【98】
	構成割合	【100】	【92】	【98】	【81】	【53】	【73】
エチレングリコール (MEG)	単価 (円/kg)	【100】	【120】	【127】	【103】	【91】	【110】
	構成割合	【100】	【105】	【98】	【82】	【63】	【84】
ジエチレングリコール	単価 (円/kg)	【100】	【100】	【100】	【100】	【114】	【117】
	構成割合	【100】	【114】	【94】	【77】	【101】	【119】
触媒	単価 (円/kg)	【100】	【103】	【160】	【134】	【113】	【107】
	構成割合	【100】	【102】	【137】	【121】	【88】	【96】
使用済みPETボトル	単価 (円/kg)	【100】	【111】	【112】	【121】	【133】	【103】
	構成割合	【100】	【117】	【109】	【172】	【288】	【190】
蒸気	単価 (円/kg)	【100】	【113】	【124】	【120】	【103】	【103】
	構成割合	【100】	【98】	【88】	【102】	【93】	【96】
燃料	単価 (円/トント)	【100】	【107】	【125】	【119】	【114】	【240】
	構成割合	【100】	【94】	【90】	【88】	【90】	【201】
電力	単価 (円/kwh)	【100】	【109】	【118】	【125】	【151】	【121】
	構成割合	【100】	【109】	【118】	【125】	【151】	【121】
副原料 ・充包費	—	—					
	構成割合	【100】	【101】	【83】	【94】	【89】	【88】

(出所) 本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書(様式 F-2-5)

(注) 各欄の【 】は、平成28年度を100とする指数である。

3-4-1-4 不当廉売価格差の大きさ

(214) 「2-1-5-1-2 不当廉売差額率」、「2-1-5-2-2 不当廉売差額率」及び「2-1-5-3-1 不当廉売差額率」に記載のとおり、不当廉売差額率は、【4～40】%であった。また、不当廉売関税の課税開始以降、本邦への当該輸入貨物は僅少となったため、2020年10月～2021年9月の不当廉売価格差の大きさについては評価できない。一方で「表52 第三国産同種の貨物の価格と、中国から第三国への輸出価格の価格比較」を比較すると、

2020年10月～2021年9月の中国から第三国への輸出価格は、89円/kgであり、本邦産同種の貨物の国内販売価格【数値】円/kgを【20～50】%下回っていた。よって、当該価格差には不当廉売価格差が相当程度影響しており、「**3-5-5 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれについての結論**」で述べるとおり、現在の不当廉売関税課税が終了すると、中国から本邦に対する当該輸入貨物の輸入が再開し、本邦の産業に対する実質的な損害等の事実が再発するおそれがあるといえる。

3-4-15 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る証拠の提出及び意見の表明

(215) 供給者である華潤化学材料科技から、「**3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因**」に関して、次の内容の証拠の提出及び意見の表明²⁶⁹があった。

(ア) 申請者は、平成28年度から平成29年度、平成29年度から平成30年度にかけて原材料価格の高騰に見合った価格引き上げができなかったと述べているが、不当廉売関税賦課後も原材料価格の高騰を価格に転嫁できなかったことは、価格の引き上げができないことが不当廉売輸入によるものではないことを示している。

(イ) 平成29年度から平成30年度にかけて需要が増大しているにもかかわらず、価格引き上げができなかったのは、価格硬直性が原因である。企業は価格を引き上げることによって顧客を大量に失うと恐れる一方で、価格を引き下げてもさほど顧客が増大することはないと考えるため、需要曲線が屈折し、価格が硬直化してしまう。日本では需要曲線の屈折が特に顕著で、それが原価との連動性を失わせているとの観察もある。高重合度PETの国内市場においても需要曲線が屈折しており、国内市場においてプライシングパワーを喪失した結果、価格引き上げができない状態となっているだけである。

(ウ) 日本市場の需要は減少傾向にあり、海洋汚染等の問題から脱プラスチックの動きを受けて、PETボトル自体も軽量化が図られ、日本政府もその使用を抑制しようとする令和元年に「プラスチック資源循環戦略」を定めている。このように値上げができないのは、日本市場がそれを受容しないためである。

(エ) 三菱ケミカルは、令和4年4月1日からPETボトルを10%以上値上げすると発表した。これは高重合度PETの値上げと同視できるものであり、競合他社が価格引き上げをする一方で、申請者が価格の引き上げができないのは申請者固有の事情である。

(216) 供給者である萬凱新材料及び江陰興宇新材料からも、「**3-4-13 国内価格に影響を**

²⁶⁹ 証拠の提出（華潤化学材料科技 令和4年5月10日）、意見の表明（華潤化学材料科技 令和4年6月10日）

及ぼす要因」に関して、次の内容の意見の表明²⁷⁰があった。

- (ア) PET 価格は PTA 及び MEG の価格の変動に伴って変動する。申請者は不当廉売関税賦課後に国内販売価格が上昇したと述べているが、同期間の PTA 及び MEG の価格変動と比較しない場合、当該比較は不当廉売関税賦課の結果として申請者の国内販売価格が上昇したことを示す証拠とはならない。
 - (イ) 国内販売価格が不当廉売関税賦課の結果として上昇したことを示す証拠がない限り、不当廉売関税撤廃後に国内販売価格の低下をもたらす可能性が高いと結論づけることはできない。
 - (ウ) 申請者は、日本に対する中国産 PET の輸入価格を国内産業の国内販売価格と比較しているが、不当廉売関税が賦課されている期間中の中国産品の輸入価格を用いることは、当該価格が不当廉売関税賦課の影響を受けており、当該措置が終了した場合の将来に関する信頼性のある指標とみなすことはできず、適切なアプローチではない。
- (217) 上記(215)及び(216)の華潤化学材料科技、萬凱新材料及び江陰興宇新材料からの主張について、調査当局は次のとおり検討した。
- (ア) 申請者が不当廉売関税賦課後に原材料価格の高騰に見合った価格引き上げができなかったことにより、価格引き上げができないことが不当廉売輸入によるものではないとの意見については、まず、本邦の産業の分析に関しては、申請者 1 者ではなく本邦の産業全体として行うものである。その上で、「**3-4-13 国内価格に影響を及ぼす要因**」で述べたとおり、本邦産業は、調査対象期間全体でみると原材料価格の変動を一定程度国内販売価格に転嫁できている。
 - (イ) 華潤化学材料科技が提出した価格硬直性に関する意見の表明及びその証拠は単なる記事であり、日本市場一般に対する見方を述べたものであり、高重合度 PET 市場の価格硬直性を示す客観的な資料とはなっていない。
 - (ウ) また、日本市場が価格引き上げを受容しないとの意見については、証拠が提出されておらず、(217)(ア)でも述べたとおり、本邦産業は、不当廉売関税賦課後、原材料価格の変動を一定程度価格に転嫁し、国内販売価格を引き上げている。
 - (エ) また、華潤化学材料科技は、三菱ケミカルの PET ボトルの値上げは、調査対象貨物である高重合度 PET の値上げと同視できるものであると主張しているが、証拠が提出されて

²⁷⁰ 意見の表明（萬凱新材料及び江陰興宇新材料 令和 4 年 6 月 10 日）

おらず、単なる主張にすぎない。さらに、証拠として提出された三菱ケミカルの PET ボトル値上げに関する記事は調査対象期間外のものであり、証拠にはならない。その上で、(217)(ア)でも述べたとおり、本邦産業は原材料価格の変動を調査対象期間全体で一定程度国内販売価格に転嫁できており、当該分析は申請者個別の事情を考慮したものではない。

(オ) PET 価格は PTA 及び MEG の価格の変動に伴って変動するとの意見について、PET 価格が、PTA 及び MEG の価格の影響を一定程度受けるとしても、(217)(ア)でも述べたとおり、本邦産業は原材料価格の変動を調査対象期間全体で一定程度国内販売価格に転嫁できており、不当廉売関税賦課の効果があったことの証拠にはならない。

(カ) 国内販売価格が不当廉売関税賦課の結果として上昇したことを示す証拠がない限り、不当廉売関税撤廃後に国内販売価格の低下をもたらす可能性が高いと結論づけることはできないとの意見について、当該主張の根拠が明確に示されていない。また、「**2-2-2 供給者の余剰生産能力**」で分析したとおり、中国の供給者は、相当程度の余剰生産能力を有しており、中国国内外において余剰生産能力を吸収できる市場が存在しないことから、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、正常価格を下回る価格で輸出がされ、国内販売価格の低下をもたらすおそれがある。さらに、当該主張は、申請書における「不当廉売された指定貨物の輸入の価格は、不当廉売関税が賦課された後、不当廉売関税額を反映して上昇し、輸入量も大幅に減少した。かかる状況において、本邦の産品は、2016 年度の国内販売価格から 2018 年度には【5%~20%】引き上げることができた」という一点の説明を捉えたものだと思われるが、申請書における主張の論点は、2018 年度に国内販売価格を引き上げることができたが、「原材料価格の上昇を反映しきれ」ず、この点が本邦の産業の脆弱な状況に寄与しているというものである。(217)(ア)でも述べたとおり、本邦産業は、不当廉売関税賦課後、原材料価格の変動を一定程度価格に転嫁できたと認定しているが、「**3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」で後述のとおり、損害に係る各指標を考慮の上で、本邦の産業が脆弱な状況にあると認定している。

(キ) 中国産 PET の輸入価格を国内産業の国内販売価格と比較する際、不当廉売関税が賦課されている期間中の中国産品の輸入価格を用いることは、当該価格が不当廉売関税賦課の影響を受けており、当該措置が終了した場合の将来に関する信頼性のある指標とみなすことはできず、適切なアプローチではないとの意見について、不当廉売関税が課された中で輸入価格が国内販売価格を下回っているかどうかをみることにより、供給者の本邦への輸出に対する意欲や価格調整の余力を推察することができ、不当廉売関税撤廃後の輸入動向を検討する上で有用な材料となるため、適切なアプローチである。なお、「**3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」で述べたとおり、不当廉売関税に係る課税措置が開始された後は当該輸入貨物の販売価格は、本邦産同種の貨物の販売価格を上回ったが、これは不当廉売関税賦課後、当該輸入貨物の販売が困難である

ことを示すと同時に、不当廉売関税撤廃後、プライスアンダーカッティングを伴う当該輸入貨物の輸入量が増加するおそれを示すものであり、不当廉売関税撤廃後の影響を検討する際に重要な指標となる。

(ク) 以上により、華潤化学材料科技、萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張はいずれも認められない。

(218) 供給者である華潤化学材料科技から、「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」について次の内容の意見の表明²⁷¹があった。

(ア) 再生 PET 事業が国内産業の損害に現状寄与しており、再生 PET 事業の財務状況は改善されることから、損害が継続するおそれはない。

(a) PET ボトルの再生率は令和 2 年度が 88.5%であり、欧米と比較しても高い水準にあり、国内再資源化量も増加傾向にある。大手飲料メーカーもリサイクル率の上昇とボトル to ボトルの比率を高めることを目標に掲げるなどしている。

(b) このような消費者側の変化がある中で、再生 PET の製造にも対応する必要があるが、再生 PET に対する需要の急拡大から廃 PET は値上がりし、バージン材よりも高価となる場合もあるなど、原材料費が高かつき、国内産業の財務状況を悪く見せる原因となっている。

(c) 今後再生 PET の使用が拡大していく中で、再生 PET 生産者の財務状況は改善していくことが見込まれることから、国内市場への損害は継続するおそれはないといえる。

(イ) 今後中国産品が第三国産品に置き換わることはない。

(a) タイ産品は台湾産品に比べて安価であるにもかかわらず、台湾産品の輸入品に占めるシェアの半分になっている。各国産品の日本への輸入量に関するシェアをみると、必ずしも価格が安ければ輸入量が増大するという関係性は見られない。価格が優先されるのであれば、タイ産品がよりシェアを有していてもおかしくないはずである。日本への輸入量の変動を推測する指標としては、価格のみではなく、別の要素が存在しており、不当廉売関税が撤廃されても、中国産品が第三国産品に置き換わる蓋然性はない。

²⁷¹ 意見の表明（華潤化学材料科技 令和 4 年 6 月 10 日）

- (b) 仮に価格が重視されるとしても、申請者は全世界的に生産能力が増加すると述べており、インドは中国産高重合度 PET に不当廉売関税を賦課しているため、同種の産品を製造する業者がインド国内に存在し、生産能力の増強を図ることが推認されることから、中国産品より安価で、かつ、余剰生産能力を持ったインド産品がより一層日本市場に今後流入することが考えられる。

(219) 供給者である萬凱新材料及び江陰興宇新材料から、「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」について次の内容の意見の表明²⁷²があった。

(ア) 不当廉売関税の撤廃により輸入数量が増加する可能性は低い。

(a) 2016年の輸入データは、調査対象貨物ではない固有粘度0.7以下のPETも含んでおり、翌年以降の調査対象貨物みのデータと直接比較ができない。

(b) 不当廉売関税が賦課された2017年から2019年にかけて、日本のPETの全輸入量は増加している。不当廉売関税の賦課により、中国からのPETの輸入量が大幅に減少したものの、その減少分が台湾、タイ及びその他の国・地域からの輸入数量の増加によって直ちに穴埋めされ、全輸入数量が増加したことが分かる。

(イ) 不当廉売関税の賦課後、本邦産業の国内販売量は増加しなかったことから、本邦生産者の国内販売量が輸入を理由として影響を受ける可能性は低い。

(a) 申請書によると、国内販売量は2018年に増加したが、2019年、2020年と大幅に減少した。特に、2019年は国内需要が比較的安定していたものの、需要傾向とは不釣り合いに減少している。

(b) 本邦産業の国内販売量は、不当廉売関税賦課の結果として増加しなかった。

(ウ) 実証的な証拠により、不当廉売関税の撤廃が日本への輸入増加をもたらす可能性は低く、本邦生産者の国内販売量が輸入を理由として影響を受ける可能性は低い。

(a) 過去及び現在のデータより、不当廉売関税による中国からの輸入の減少分が第三国・地域からの輸入によって穴埋めされたことは明確である。

(b) 申請者が第三国・地域からの輸入品と競合していないと主張していること、中国産品

²⁷² 意見の表明（萬凱新材料及び江陰興宇新材料 令和4年6月10日）

の輸入がないにもかかわらず、国内販売量の減少を防ぐことができなかつたことは、国内販売量の減少が他の要因によって生じたに違いない。

(c) 過去及び現在のデータ並びに証拠から、日本の市場において、中国からの輸入が第三国・地域からの輸入と競合していることが分かる。

(d) 不当廉売関税撤廃後に中国からの輸入が増加したとしても、中国からの輸入が第三国・地域の輸入に部分的にとって代わり、日本への総輸入量は増加しない可能性が最も高く、本邦生産者の国内販売量が輸入を理由として影響を受ける可能性は低い。

(エ) 本邦の産業の損益状況の悪化は中国産品によるものではない。

(a) 不当廉売関税賦課後、販売価格の上昇は主原料の費用の上昇を大幅に下回っており、著しく抑制されている。不当廉売関税賦課後、国内産業の損益状況は著しく悪化しており、この5年間、中国からの輸入がなかつたにもかかわらず、何が日本の国内産業の悪化状況を引き起こしたのか疑問に思っている。

(b) 第三国・地域からの PET の輸入が著しく増加していることから、このことが国内産業に対する損害を引き起こしている原因ではないかと推測できる。

(c) 確かなことは、5年間、不当廉売関税が賦課されてきたため、中国産品は日本の国内産業の悪化の原因ではないということである。

(220) 産業上の使用者であるリスパックからも、不当廉売関税賦課後に中国産の輸入がほぼ途絶えたにもかかわらず、申請者の販売数量、営業利益が減少しているという事実は、PET 市場に対して従来から競争力が低いことを示しており、そもそも中国産の輸入に起因しているという因果関係がない旨の意見の表明²⁷³があった。

(221) 申請者である三井化学から、「**3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」について次の内容の意見の表明²⁷⁴があった。

(ア) 華潤化学材料科技から提出された証拠によると、リサイクル PET がすべてボトルに使用されるとすると、バージン PET の使用率は1割程度になり、輸入品と国内産業（特にバージン PET 生産者）の損害との因果関係がないとの主張がなされる可能性がある。

²⁷³ 意見の表明（リスパック 令和4年6月9日）

²⁷⁴ 意見の表明（三井化学 令和4年6月10日）

- (イ) この主張はミスリーディングであり、同社から提出された資料からもリサイクル量の30%が海外再資源化に用いられ、国内再資源化は PET ボトルとしての再利用を意味するものではない。
- (ウ) リサイクル PET の歩留まりは高くないことから、PET ボトルの再生率が上がり、再生 PET の市場シェアが上昇したとしても、一定程度バージン PET の供給は必要であり、再生 PET だけではリサイクルの循環は維持できないため、相当量のバージン PET の供給は常に必要である。
- (エ) 華潤化学材料科技は、飲料メーカーがリサイクル PET の使用割合を増やす傾向にあること、更に、リサイクル PET の価格がバージン PET よりも高くなる事例があることを示しており、飲料メーカーが割高でもリサイクル PET を使用し、中国からのバージン PET の輸入量が増加しない、又は輸入されるバージン PET の価格は国内需要家の決定要因に影響を与えない旨の主張をするように思われる。
- (オ) しかしながら、リサイクル PET の使用を増加させるからといって、飲料メーカーがあらゆるコストダウンを追求する方針は変わらない。リサイクル PET が割高となる場合、むしろ、飲料メーカーはより安いバージン PET を積極的に購入する動機を有することになる。
- (カ) 今後は、日本にてリサイクル PET の新規製造設備が更に立ち上がると想定されているところ、不当廉売関税が撤廃された場合には、不当に安価な中国からのバージン PET の輸入増加は、リサイクル PET の供給メーカーの存在を危うくしかねない。
- (222) 上記(218)から(221)までの華潤化学材料科技、萬凱新材料、江陰興宇新材料、リスパック及び三井化学からの主張について、調査当局は次のとおり検討した。
- (ア) まず、再生 PET 事業が国内産業の損害に寄与しているという意見については、本邦の産業の分析において、再生 PET の生産者も含めた分析を行っている。
- (イ) なお、当初調査において、不当廉売された中国産高重合度 PET の輸入による本邦産バージン PET の価格引き下げは、本邦産リサイクル PET の価格に影響し、PET ボトルのリサイクルに悪影響を与えたことが認められた²⁷⁵。また、本調査においても、本邦生産者から、バージン樹脂価格との価格差が顧客の再生 PET の使用量等に関する判断材料の一つである旨の回答があり、実際、価格交渉において、バージン樹脂の価格を踏まえた交渉がなされており、再生 PET の価格はバージン PET の価格に一定程度影響を受けることが確

²⁷⁵ 当初調査結果報告書 4-2-7-1-3

認された²⁷⁶。

- (ウ) このため、再生 PET の需要拡大があってもなお、「**3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」で述べるとおり、本邦の産業は現状脆弱な状況にあり、不当廉売輸入が再開されれば再生 PET もバージン PET 同様に輸入品の価格に影響を受け、価格が引き下げられるおそれがある。
- (エ) 中国産が第三国産に置き換わることはないとの主張に対しては、調査当局が質問状の回答で確認したところ、現実に調査対象期間中、第三国産の一部が中国産に置き換わったことが確認できた²⁷⁷。一方、第三国産の中でも生産能力や国内市場の大きさなどの違いがあるため、日本への輸出量も当然異なることから、第三国産の産品間で価格と輸入量に相関関係がないことは、中国産が第三国産に置き換わることを否定する根拠とはならない。また、産業上の使用者は、下記(239)でも述べるとおり、各種ある要素の中でも価格を最も重視しているが、それに加えて当該輸入貨物は、第三国産同種の貨物と比較して、運送費、納期短縮のメリットがあると考えている。また、価格メリットにより輸入者 3 者、産業上の使用者 2 者が、不当廉売関税撤廃後、調査対象貨物の輸入・購入を検討する旨の回答をしている。「**表 52 第三国産同種の貨物の価格と、中国から第三国への輸出価格の価格比較**」でも分析のとおり、中国から第三国への輸出価格は第三国産の本邦における国内販売価格を下回っており、不当廉売関税が撤廃されれば、第三国産と比較して地理的、价格的メリットがあると考えられている中国産が第三国産、本邦産に置き換わるおそれがある。
- (オ) 実証的な証拠により、不当廉売関税の撤廃が日本への輸入増加をもたらす可能性は低く、本邦生産者の国内販売量が輸入を理由として影響を受ける可能性は低いという意見について、(222)(エ)で回答したとおり、中国産は、第三国産と比較して運送費、納期短縮のメリットを感じている産業上の使用者がいることや、第三国産や本邦産より価格が低いことから、不当廉売関税が撤廃されれば、第三国産のみならず本邦産についても、より安い中国産品に置き換わることが想定される。「**3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」で述べるとおり、本邦の産業が脆弱な中で、不当廉売された調査対象貨物の輸入が再開されれば、本邦産業の損害が再発するおそれがある。また、2016 年度の輸入データが調査対象貨物ではない固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル未満の PET も含んでおり、翌年以降の調査対象貨物のみデータと直接比較ができないとの意見については、HS コードの改訂が行われた後の 2017 年 1 月～3 月の HS3907.69 (その他のもの) の輸入量をもても、13,177MT と調査対象貨物の 1 割程度であることから、改定前の HS3907.60 に含まれる固有粘度数が 1 グラムにつき 0.7 デシリットル未満の PET の輸入量も同程度若しくはそれ以下であると推察され、輸入量の推移

²⁷⁶ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 B-2-2）

²⁷⁷ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-2-2）

の評価に影響を及ぼすものではない。

- (カ) 本邦の産業の損益状況の悪化は中国産品によるものではないという意見について、「**1-3 調査の対象とした事項の概要**」でも述べたとおり、本調査は、不当廉売関税の課税撤廃後の損害再発のおそれについて調査するものである。また、中国に関しては、「**2-2-2 供給者の余剰生産能力**」でも述べたとおり、相当程度の余剰生産能力を有しており、国内市場、海外市場のいずれにおいても余剰生産能力を吸収できるマーケットは存在しないことから、日本への輸出を再開させる動機があり、不当廉売関税が撤廃されれば、「**3-5-3 第三国からの輸入量・輸入額**」で述べたとおり、第三国産同種の貨物を下回る価格で輸出を再開させるおそれがある。上記のとおり、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあることから、不当廉売関税が撤廃されれば、当該輸入貨物の増加によって悪影響を強く受ける可能性がある。
- (キ) 申請者が PET 市場に対して従来から競争力が低いとの意見に対しては、このことを示す証拠が提出されておらず単なる主張にすぎない。
- (ク) したがって、華潤化学材料科技、萬凱新材料、江陰興宇新材料及びリスパックの主張はいずれも認められない。

3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

- (223) 平成 29 年度に不当廉売関税に係る課税措置が開始された後、当該輸入貨物の輸入量が大幅に減少する中、平成 29 年度に【企業名】が PET 工場設備を操業停止したため、本邦産同種の貨物の国内販売量は調査対象期間全体を通じて減少する一方、本邦産同種の貨物の市場占拠率は当該輸入貨物の大幅な減少により調査対象期間全体を通じて微増した。加えて、本邦の産業の生産量及び稼働率も調査対象期間全体を通じ減少した。本邦の産業の売上高は、令和 2 年度を除き全体として堅調に推移していた。売上総利益は売上高と同様の増減傾向を示していた。営業利益は、平成 30 年度までは売上総利益と同様の増減傾向を示したが、令和元年度と令和 2 年度は対前年度で売上高が減少したことにより営業利益が悪化し、特に令和 2 年度については販管費を吸収できず赤字となった。また、2020 年 10 月～2021 年 9 月は上記(199)のとおり売上高は増加したものの、本邦産同種の貨物の生産・販売を開始した事業者による本邦産業の販管費の増加により、営業利益が低迷している。キャッシュフローについても、営業利益の減少に伴い減少した。設備投資については、【設備投資の内容】や、事業を継続するための必要な投資が行われていることを確認した。
- (224) 物的生産性は、生産量とほぼ同様の増減傾向を示し、調査対象期間全体を通じて減少した。価値生産性については、売上高の変動を反映しつつ減少した。投資収益率については、営業利益の悪化を反映して減少した。

(225) 当該輸入貨物は、平成 28 年度及び平成 29 年度は、販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を大幅に下回っていた。平成 30 年度は、当該輸入貨物の販売価格は本邦産同種の貨物の販売価格を上回っていたが、不当廉売関税分を反映したためである。これは、不当廉売関税の課税開始以降、当該輸入貨物は僅少となり、当該輸入貨物の市場占拠率も【数値】%で推移しているところ、当該輸入貨物の販売価格が本邦産同種の貨物の販売価格を上回った場合に、当該輸入貨物の販売が困難であることを示すと同時に、不当廉売関税撤廃後、プライスアンダーカッティングを伴う当該輸入貨物の輸入量が増加するおそれを示すものである。

(226) かかる状況を踏まえれば、損害に係る指標については、現行の不当廉売関税に係る課税措置により一定の改善がみられるものの、令和元年度以降は売上高減少により営業利益が悪化したことを確認した。また、2020 年 10 月から 2021 年 9 月において売上高は増加したものの、調査対象貨物の生産・販売を開始した事業者による本邦産業の販管費の増加及び売上高総利益率の悪化により営業利益が低迷していることを確認した。したがって、現時点においてもなお、本邦の産業は損害を受けやすい脆弱な状況にあると認められる。

3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ

(227) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて検討を行った。

3-5-1 将来における当該輸入貨物の輸入

(228) 中国の供給者は、「2-2-8 中国を原産地とする高重合度 PET の不当廉売輸入が再発するおそれの結論」で分析したとおり、中国の供給者は相当程度の余剰生産能力を有し、その余剰生産能力は調査対象期間を通して増加し、本邦の需要量の 3.5 倍以上にもなっている。一方、中国において、中国の供給者の余剰生産能力を全て吸収できるような国内市場は存在せず、全世界においても、中国の供給者の追加的な輸出を全て吸収できる海外市場は存在しない。

平成 29 年度の不当廉売関税課税措置の開始後、中国からの輸入は激減し、平成 30 年度以降は輸入実績が僅少である。他方で、回答が得られた輸入者 3 者、産業上の使用者 2 者が、不当廉売関税撤廃後、調査対象貨物の輸入・購入を検討する旨の回答があった²⁷⁸。また、「2-1-6 不当廉売された指定貨物の輸入の事実に関する事項についての結論」で述べたとおり、中国から第三国への輸出価格は、正常価格よりも安価であることが認められた。以上より、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、中国は本邦に対して正常価格を下回る価

²⁷⁸ 輸入者当初質問状回答書（調査項目 B-2）、産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-2-3、B-2-4）

格での輸出を行うことが見込まれ、不当廉売輸入が再発するおそれがある。

3-5-2 将来における本邦の高重合度 PET 市場規模

(229) 将来における本邦の高重合度 PET 市場規模に関し、高重合度 PET に係る国内需要量については、回答者 17 者中、本邦生産者 2 者、輸入者 4 者、産業上の使用者 6 者より、大きな変化は見込めない、減少する旨の回答が確認できた一方、本邦生産者 2 者及び産業上の使用者 1 者から「2030 年（令和 12 年）までに「ボトル to ボトル」比率 50%を発表しており、高純度再生 PET 樹脂の需要は、更に拡大する見込み」である旨回答があり、産業上の使用者 1 者からも「2022 年以降環境対応意識の高まりにより、バイオマス・リサイクル品等需要が伸長する可能性がある」との回答があった²⁷⁹。

(230) 以上を踏まえると、今後、本邦の市場は現状に比して著しく縮小するとも拡大するとも見込まれないと考えるのが妥当である。

3-5-3 第三国からの輸入量・輸入額

(231) 上記「3-3-1 当該輸入貨物の輸入量」で分析したとおり、第三国産同種の貨物の輸入量は大幅に増加し、市場占拠率で見ると不当廉売関税の課税開始前の【数値】%から 2020 年 10 月～2021 年 9 月の【数値】%と推移した。一方、「表 52 第三国産同種の貨物の価格と、中国から第三国への輸出価格の価格比較」のとおり、調査対象期間における中国から第三国への輸出価格は、調査対象期間における第三国産同種の貨物の価格を下回っていることが認められた。以上から、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、現行の第三国産同種の貨物より安価な当該輸入貨物の輸入量が再度増加し、不当廉売輸入による本邦の産業への悪影響及び損害が再発するおそれがある。

表 52 第三国産同種の貨物の価格と、中国から第三国への輸出価格の価格比較

²⁷⁹ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 A-11-1、A-11-2、A-11-3）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 A-7-1、A-7-2、A-7-3）、産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 A-4-2、A-4-3）

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	2020年10月 ～2021年9月
第三国産同種の貨物の価格 (円/kg)	【100】	【127】	【149】	【127】	【97】	【111】
中国から第三国への輸出価格 (円/kg)	—	112	134	104	77	89
本邦産同種の貨物の価格 (円/kg)	【100】	【109】	【115】	【110】	【99】	【103】
価格比 (中国から第三国への輸出価格/ 第三国産同種の貨物の価格)	【—】	【70～90】	【70～90】	【70～90】	【70～90】	【70～90】
価格比 (中国から第三国への輸出価格/ 本邦産同種の貨物の価格)	【—】	【50～80】	【50～80】	【50～80】	【40～80】	【50～80】

(出所) 第三国産同種の貨物の価格：輸入者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 C-1）

中国から第三国への輸出価格：中国税関輸出貿易統計で算出した輸出単価に申請書別紙 24 における、中国から日本への海上輸送費及び保険料を加算。ただし、第三国のうち中国へ不当廉売関税を賦課しているアルゼンチン、ブラジル、インド、日本、南アフリカ、米国を除く。

本邦産同種の貨物の価格：本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 C-1）、本邦生産者現地調査提出資料（通番 3（様式 C-1））

(注) 各欄の【 】は、年については平成 28 年度を 100 とする指数である。ただし、価格比の【 】はレンジ表記である。

3-5-4 その他の証拠の提出及び意見の表明

(232) これまでに検討した証拠及び利害関係者の意見に加え、調査当局は以下の意見等についてさらに検討した。

(233) 供給者である萬凱新材料及び江陰興宇新材料から次の内容の意見の表明²⁸⁰があった。

(ア) 協定 11.3 は、WTO 小委員会の解釈によると、「当局に対し、ダンピング防止税の撤廃を一方とし、ダンピング及び損害の存続又は再発を他方として、これらの中で、前者が後者を『もたらす可能性が高い』という関係（又は関連性）があるか否かを確認するよう要求するものである」。

(イ) 延長見直し調査は将来的な可能性を決定するためのものであり、上級委員会は、米国一

²⁸⁰ 意見の表明（萬凱新材料及び江陰興宇新材料 令和 4 年 6 月 10 日）

防錆鉄鋼（Corrosion-Resistant Steel）事件に関するサンセット・レビューにおいて「当局は、将来を考慮した分析（forward-looking analysis）を行い、ダンピング防止税が撤廃された場合に何が起こりうるかという問題の解決を図らなければならない」と述べている。よって、当局の決定は、「過去及び現在に関連する事実に基づく根拠に依拠せざるを得ない」。

(ウ) 協定 11.3 では「可能性（likeliness）」を判断するための基準が高く設定されている。当局は、「損害の存続又は再発の可能性が単にある（merely possible）のではなく、可能性が高い（likely）と判断しなければならない」。また、当局の決定は、「想定」に基づいてはならず、「実証的な証拠」に基づかなければならない。

(234) 上記(233)の萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張について、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 協定 11.3 は、不当廉売関税をその賦課の日、協定 11.2 に基づく最新の見直しの日又は協定 11.3 に基づく最新の見直しの日から 5 年以内に撤廃する旨を規定しているが、同条によれば、調査当局が不当廉売関税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性があるとして決定する場合は、不当廉売関税の課税期間を延長することが認められている。また、日本の関連法令にも同様の規定があり、不当廉売された指定貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合に、課税期間を延長することが認められている²⁸¹。

(イ) 本調査は、協定及び関係法令に基づき調査を行っている。

(ウ) したがって、萬凱新材料及び江陰興宇新材料の主張はいずれも認められない。

3-5-5 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に再発するおそれについての結論

(235) 上記「**3-3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論**」及び「**3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、現行の不当廉売関税に係る課税措置が開始された後は、本邦産同種の貨物の国内販売価格を上回ったが、これは不当廉売関税分を反映したためで、現在課している 39.8%から 53.0%までの不当廉売関税に係る課税措置を撤廃した場合には、少なくとも当該輸入貨物の本邦における価格も同等程度下落すると考えることが合理的である。

²⁸¹ 法第 8 条第 25 項

(236) なお、平成 29 年度の不当廉売関税の課税措置以降、当該輸入貨物の輸入量は大幅に減少したが、上記「**3-5-3 第三国からの輸入量・輸入額**」で述べたとおり、現行の不当廉売関税の課税期間が満了すれば、現行の第三国産同種の貨物より安価な当該輸入貨物の輸入量が再度増加する可能性があり、その際、第三国へ輸出された安い価格で日本向けに輸入が再発する可能性もある。「**3-4-16 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論**」で分析のとおり、本邦の産業は脆弱な状況であり、不当廉売関税が撤廃されれば、当該輸入貨物の増加によって悪影響を強く受ける可能性がある。

(237) 中国の供給者は、「**2-2-2 供給者の余剰生産能力**」のとおり、本邦における需要量の全てを上回る余剰生産能力を有しており、その余剰生産能力を本邦以外の市場に振り向けることは難しい状況にあるが、一方で、本邦の市場は現状以上に拡大するとは考えにくい。当該背景を踏まえつつ、現行の不当廉売関税に係る課税措置が満了したと仮定した場合、本邦の産業は現在の国内向け販売の販売量を維持するためには、少なくとも直ちに現行の不当廉売関税に係る課税措置撤廃分と同等の値下げを余儀なくされると推定することが合理的である。

(238) 以上を踏まえ、現行の不当廉売関税に係る課税措置が撤廃された場合の本邦の産業に与える影響を、2020 年 10 月～2021 年 9 月における国内販売価格で検証した。「**表 53 中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（全品種、工場渡し）と当期製造コスト（製造費用）との比較**」のとおり、中国から第三国への輸出価格は 89 円/kg であり、不当廉売関税に係る課税措置が撤廃された場合、当該輸入貨物はこれと同様の販売価格で日本へ輸出を再開する可能性がある。これに伴い本邦の産業は、国内販売価格である【数値】円/kg を当該輸入貨物と同等の価格まで引き下げることを求められる可能性がある。また、当期製造コスト【数値】円/kg を比較すると、本邦の産業は販売価格が製造コストを下回らざるを得ない程に困難な価格設定を強いられることになると考えるのが妥当である。

表 53 中国から第三国への輸出価格と本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格（全品種、工場渡し）と当期製造コスト（製造費用）との比較

	2020年10月 ～2021年9月
本邦産同種の貨物の国内販売価格（円/kg）	【数値】
中国から第三国への輸出価格（円/kg）	89
当期製造コスト（製造費用）（円/kg）	【数値】

（出所）本邦生産者当初質問状回答書及び不備改め版回答書（様式 C-1、F-2-2）、本邦生産者現地

- (239) なお、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性に関しては、上記「**3-1-6 代替性**」で分析したとおり、高い代替性を有しており、代替可能性の変化の見込みについて確認したところ、回答が得られた産業上の使用者 9 者²⁸²のうち 5 者が変化の見込みは「無」と回答しており²⁸³、引き続き、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の代替性は高い。なお、「有」と回答した産業上の使用者全 4 者は、原産国の違いによる代替可能性の変化ではなく、購入を予定している品種の変更や原産国の変更に関する回答であった。また、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争を阻害する制限的な商慣行については、回答が得られた 9 者中 2 者が、制限的な商慣行は「有」と回答したが、これは不当廉売関税の課税による調達可能性が低下したことを理由としており、それ以外は見られなかった²⁸⁴。顧客が重視する事項については、産業上の使用者全回答者 9 者中、8 者が価格を最も重視しており²⁸⁵、1 者は、2020 年以前は価格優位性、2020 年以降は、中国環境規制や世界的なコンテナ不足・物流混乱による納期遅延、様々な自然災害による供給懸念が発生した場合を懸念した供給安定性や CSR を重視する旨の回答があった。顧客が重視する事項の変化の見込みについては、産業上の使用者 9 者中、8 者が「無」の旨回答しており²⁸⁶、顧客が重視する事項として引き続き価格が最も重要であることを示している。実際、購入品にかかる変化の見込みについては、産業上の使用者 2 者より、「当該輸入貨物は、第三国産貨物と比較して、運送費、納期短縮のメリットがあると考えられる」、「価格メリットにより当該輸入貨物の購入を始める可能性がある」旨の回答があり、また、輸入者 3 者より、【課税撤廃後の計画】、【輸入、販売計画】旨の回答を確認した²⁸⁷。
- (240) その結果、本邦の産業は、たとえ生産量、国内販売量が 2020 年 10 月～2021 年 9 月並に維持されると仮定しても、安価な輸入品により国内販売価格の引き下げもしくは上昇を抑制されることにより営業利益の悪化、雇用・賃金の悪化、研究開発費の削減、融資条件の悪化による資金調達力の低下、収入の減少を原因とするキャッシュフローの悪化を招き、ひいては必要最小限の設備投資もできなくなると推定するのが妥当である²⁸⁸。
- (241) 以上より、現行の不当廉売関税の課税期間の満了後に当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められる。

²⁸² 三宝化成工業、アサヒ飲料、キリンホールディングス、凸版印刷、大日本印刷、リスパック、中央化学、パイオニア工業、北海製罐。日本パリソンは輸入者兼使用者のため除く。

²⁸³ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 D-1-4、D-1-5）

²⁸⁴ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 D-6-1、D-6-2）

²⁸⁵ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 D-5-1、D-5-2）

²⁸⁶ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 D-5-3、D-5-4）

²⁸⁷ 産業上の使用者当初質問状回答書（調査項目 B-2-3、B-2-4）、輸入者当初質問状回答書（調査項目 B-2）

²⁸⁸ 本邦生産者当初質問状回答書（調査項目 B-2-2、B-8-2、F-6-4、F-7-8、G-1-2）

4 最終決定の基礎となる重要な事実に係る反論・再反論及びこれらに係る調査当局の見解

4-1 調査の経緯に関する事項

(242) 調査開始告示で告示した法第 8 条第 27 項の調査において、政令第 15 条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実（以下「重要事実」という。）の開示以降の調査の経緯等は、以下のとおりであった。

4-1-1 重要事実の開示

(243) 令和 4 年 11 月 8 日、本調査に係る重要事実を直接の利害関係人に対し書面で通知²⁸⁹するとともに、重要事実に係る政令第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明（以下「重要事実に係る反論」という。）についての期限を令和 4 年 11 月 22 日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論について、令和 4 年 11 月 28 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論に対する更なる反論（以下「重要事実に係る再反論」という。）（以下「重要事実に係る反論」及び「重要事実に係る再反論」を総称して「重要事実に係る反論・再反論」という。）についての期限を令和 4 年 12 月 5 日とする旨を利害関係者に対して併せて書面で通知（以下「重要事実に係る反論・再反論に関する通知」という。）した。

この際、重要事実に係る反論・再反論に関する通知において、重要事実に係る反論・再反論の機会は、「これまで調査当局が政令第 10 条第 2 項及び第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき提出を求めていた証拠のうち、これまで調査当局に提出していなかった証拠を提出する機会」ではないことを明示した。

また、中国政府に対しても重要事実を書面で送付²⁹⁰するとともに、重要事実に係る反論・再反論に関する通知を併せて送付²⁹¹した。

(244) 上記(243)の重要事実の通知に際して、供給者に対して、知ることができた事実（ファクト・アヴェイラブル）の適用に至った経緯及び理由並びに採用した証拠並びに適用した手法を示す書面を送付するとともに、利害関係者に対して当該書面の開示版を閲覧に供した。

4-1-2 重要事実に対する利害関係者からの意見

(245) 重要事実に係る反論は、その期限である令和 4 年 11 月 22 日までに、利害関係者 1 者か

²⁸⁹ 政令第 15 条

²⁹⁰ 協定 6.9

²⁹¹ 協定 6.2

ら提出があり^{292,293}、重要事実に係る再反論は、その期限である令和4年12月5日までに、利害関係者1者から提出があった²⁹⁴。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した上での調査当局の見解については、下記「**4-5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論**」のとおりである。

4-1-3 秘密の情報

(246) 上記(245)のとおり利害関係者が提出した書面のうち、秘密情報について、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

この際、他の利害関係者の閲覧に供するために、これらの書面に係る開示版の書面の提出を求め、これを受領した。

4-1-4 証拠等の閲覧

(247) 調査当局の求めに応じて提出された書面及び調査当局が作成した書面（ただし、これらの書面における秘密情報については開示版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

4-2 「1 総論」に係る反論・再反論の検討

(248) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「1 総論」に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

4-2-1 調査の対象とした事項の概要に係る反論・再反論の検討

4-2-1-1 調査の対象とした事項の概要に係る反論

(249) 輸入者である伊藤忠商事から、上記「1-3 調査の対象とした事項の概要」に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁹⁵が提出された。

(ア) 伊藤忠商事による意見の表明が「本調査の対象とした事項に関する意見には当たらない」とする点について、【「1-3 調査の対象とした事項の概要」に記載された本調査の対象

²⁹² 重要事実反論書（伊藤忠商事 令和4年11月22日）

²⁹³ 輸入者である恒逸 JAPAN から、令和4年11月22日に重要事実に係る反論の提出があったが、その内容が一切記載されていなかったため、調査当局は、同日、恒逸 JAPAN に対し、重要事実に係る反論を提出するのであれば、その内容を記載して提出するよう求めたが、恒逸 JAPAN からは期限までに提出はなかった。

²⁹⁴ 重要事実再反論書（三井化学 令和4年12月5日）

²⁹⁵ 重要事実反論書（伊藤忠商事 令和4年11月22日）

とした事項は、調査対象貨物の範囲の中で厳格に検討されるべきであるとの趣旨から意見を述べたものであって】、当該意見が「**1-3 調査の対象とした事項の概要**」に記載された本調査の対象とした事項には該当しないという点は誤りである。

- (イ) 【本調査の対象及び不当廉売関税が賦課される輸入貨物の範囲を明確に】し、必要であれば適切な措置を行うことは、本調査及び事後の不当廉売関税の賦課の継続を適切なものとならしめるためにも必要かつ関係のある事項である。

4-2-1-2 調査の対象とした事項の概要に係る反論に対する再反論

(250) 申請者である三井化学より、上記(249)の伊藤忠商事からの反論に対する以下の再反論²⁹⁶が提出された。

- (ア) 伊藤忠商事の反論は、その主張の重要な点が、秘密取り扱いされ、その内容を正確には理解しにくいものだが、調査対象貨物の範囲に関するものと推認される。調査対象貨物の範囲については、中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る調査開始の件（平成28年財務省告示第287号）で告示した法第8条第5項の調査に関する調査結果報告書（以下「当初調査結果報告書」という。）の1-1に記載されているところであって、その段階で確定しているところである。今回の、不当廉売関税課税期間の延長に関する調査の対象事項は、まさに、「**1-3 調査の対象とした事項の概要**」に記載されている事項となる。伊藤忠商事の主張は、当初の調査で確定済みの点について、再論をするものであって、延長に関する調査の調査対象ではない。

- (イ) また、当初調査結果報告書の5-3-1-1にて価格の決定方法、5-3-1-2にて用途、5-3-1-3にて代替性、5-3-1-4にて同種の貨物の認定に関する反論等の調査及び検討を行っており、「**1-5-5-3 意見の表明**」に記載されている内容は当初調査においても十分な調査及び検討を行った結果である。

- (ウ) したがって、「**1-5-5-3 意見の表明**」に記載されている内容を支持する。

4-2-1-3 調査の対象とした事項の概要に係る反論の検討

(251) 上記(249)の伊藤忠商事からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 【本調査の対象及び不当廉売関税が賦課される輸入貨物の範囲を明確に】との伊藤忠商事の反論であるが、本調査の調査対象貨物は、既に不当廉売関税が課税されている貨物に

²⁹⁶ 重要事実再反論書（三井化学 令和4年12月5日）

対するものであり、当該調査対象貨物は、「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 29 年政令第 234 号）」第 1 条第 1 項第 1 号で規定されている、中国を原産地とする「法の別表第 3907.61 号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）」²⁹⁷である。

また、「**1-1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄、型式及び特徴並びに供給者及び供給国**」においても記載のとおり、本調査の調査対象貨物は、供給国を中国とする、HS の品目表第 3907.61 号に分類されるポリ（エチレンテレフタレート）（粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のもの）と明確に定義している。

(イ) 上記(251)(ア)のとおり、調査対象貨物の定義は高重合度 PET と【別貨物】を特段区別しているものではなく、調査当局として、上記調査対象貨物の定義に該当する貨物を対象貨物として調査を行っている。また、調査当局が利害関係者等に対して送付した質問状においても、上記調査対象貨物の定義を明記した上で回答を得ているものであり、調査当局として、当該質問状に対する回答に基づき調査を行っている。

(ウ) そもそも本調査は、「**1-3 調査の対象とした事項の概要**」に記載のとおり、不当廉売された指定貨物の輸入が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ、及び不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項に係る調査であり、既に課税されている不当廉売関税に関する課税期間延長の調査である。つまり、本調査は、法第 8 条第 27 項に規定するおそれの有無につき調査を行うものであって、既に不当廉売関税が課税されている指定貨物の範囲を変更するものではない。

(エ) 更に、伊藤忠商事が提出した証拠²⁹⁸によれば、【別貨物に関する内容】については、調査対象期間外における記述となっており、調査対象期間における【別貨物】については何ら証拠がない。加えて、伊藤忠商事に対しては輸入者当初質問状への回答を求めたところであるが、輸入取引の概要等に対する質問及び証拠を求める調査項目 A や関連様式を含むすべての質問に何ら回答しておらず、本来、調査対象期間における調査対象貨物に関して証拠を示した上で主張すべきであるところ、上記(249)の反論に理由はない。

(オ) したがって、上記(249)の伊藤忠商事の反論は受け入れられない。

4-3 「3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項」に係る反論・再反論の検討

²⁹⁷ 法の別表において「粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のもの」と規定されている。

²⁹⁸ 意見の表明（伊藤忠商事 令和 4 年 6 月 10 日）

(252) 重要事実に係る反論・再反論のうち、「**3 不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに関する事項**」に係る反論・再反論について、以下のとおり検討した。

4-3-1 同種の貨物の検討に係る反論・再反論の検討

4-3-1-1 同種の貨物の検討に係る反論

(253) 輸入者である伊藤忠商事から、上記「**3-1 同種の貨物の検討**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論²⁹⁹が提出された。

調査対象貨物【と品名及び特徴のほか、物理的及び化学的特性、用途、価格、製造技術等全ての点で異なる別貨物は同種の貨物の検討における輸入貨物に含まれず、本邦産同種の貨物との代替性もない。】

4-3-1-2 同種の貨物の検討に係る反論に対する再反論

(254) 申請者である三井化学より、上記(253)の伊藤忠商事からの反論に対する以下の再反論³⁰⁰が提出された。

(ア) 伊藤忠商事の反論は、その主張の重要な点が、秘密取り扱いされ、その内容を正確には理解しにくいものだが、調査対象貨物の範囲に関するものと推認される。当初調査報告書の5-3-1-4同種の貨物の認定に関する反論等の検討にて記載されているとおり、調査当局は物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類の観点から十分な調査及び検討を行っている。また、「**3-1-1 物理的及び化学的特性**」、「**3-1-2 製造工程**」及び「**3-1-8 同種の貨物の検討についての結論**」に記載されている内容についても記載のとおり、十分な調査及び検討の結果である。そのため、別貨物は同種の貨物の検討における輸入貨物に含まれず、本邦産同種の貨物との代替性もない、との主張は成り立たないものと考えられる。

(イ) したがって、「**3-1 同種の貨物の検討**」に記載されている内容を支持する。

4-3-1-3 同種の貨物の検討に係る反論の検討

(255) 上記(253)の伊藤忠商事からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

²⁹⁹ 重要事実反論書（伊藤忠商事 令和4年11月22日）

³⁰⁰ 重要事実再反論書（三井化学 令和4年12月5日）

(ア) 伊藤忠商事の反論について、調査対象貨物と品名及び特徴のほか、物理的及び化学的特性、用途、価格、製造技術等全ての点で異なる【別貨物】は本邦産同種の貨物との代替性もないとの主張であるが、上記(251)で述べたとおり、調査当局として、上記調査対象貨物の定義に該当する貨物を対象貨物として調査を行っており、代替性に関しても上記調査対象貨物の定義に該当する貨物との代替性に関して分析を行っている。

(イ) また、伊藤忠商事は、上記(74)の意見の表明において【別貨物】は、【銘柄及び型式】であり、【用途】にも使用されることを認めており、本邦産同種の貨物と代替性がないことに対する証拠も提出していないため、その意見には根拠がない。また、上記(163)及び(165)で述べている特徴、製造技術等については一般的なものであり、これらと異なる特徴、製造技術を持った【別貨物】と本邦産同種の貨物の代替性を否定するものではない。

(ウ) したがって、上記(253)の伊藤忠商事の反論は受け入れられない。

4-3-2 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論・再反論の検討

4-3-2-1 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論

(256) 輸入者である伊藤忠商事から、上記「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁰¹が提出された。

「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」についても、【別貨物】に関する数値は分析の対象となるデータから除かれる又は分離されなければならない。特に表 32、34 における第三国に係るデータにおいて、かかる除外又は分離が適切になされているか不明である。【更に、著しい価格差がある別貨物については】価格効果分析における比較可能性がそもそも見られない。また、【著しい価格差がある別貨物については】プライスアンダーカッティングになるということもないと思料する。

4-3-2-2 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論に対する再反論

³⁰¹ 重要事実反論書（伊藤忠商事 令和4年11月22日）

(257) 申請者である三井化学より、上記(256)の伊藤忠商事からの反論に対する以下の再反論³⁰²が提出された。

(ア) 伊藤忠商事の反論は、その主張の重要な点が、秘密取り扱いされ、記載内容から、別貨物が具体的に何を示しているのか明確ではないため記載されている主旨が不明確ではあるものの、上記(254)に記載のとおり、別貨物は同種の貨物の検討における輸入貨物に含まれず、本邦産同種の貨物との代替性もない、との主張はそもそも成り立たない。そのため、**「3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」**を覆すことはできない。

(イ) したがって、**「3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」**に記載されている内容に誤りはなく、この内容を支持する。

4-3-2-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に係る反論の検討

(258) 上記(256)の伊藤忠商事からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 伊藤忠商事の反論について、**「3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」**の分析から【別貨物】を除外すべきとの主張であるが、上記(251)で述べたとおり、調査当局として、上記調査対象貨物の定義に該当する貨物を対象貨物として調査を行っており、**「3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」**に関しても上記調査対象貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響に関して分析を行っている。

(イ) 表 32、34 における第三国に係るデータについても、HS3907.61 に含まれる同種の産品を対象にしており、そのデータから【別貨物】を除外する理由はない。

(ウ) また、著しい価格差がある【別貨物】について、比較可能性がなく、プライスアンダーカッティングになるということもないとの主張については、上記(74)の意見の表明に係る証拠がなく単なる意見にすぎない。

(エ) したがって、上記(256)の伊藤忠商事の反論は受け入れられない。

³⁰² 重要事実再反論書（三井化学 令和4年12月5日）

4-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論・再反論の検討

4-3-3-1 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論

(259) 輸入者である伊藤忠商事から、上記「3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁰³が提出された。

「3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」についても、上記(256)にかかる主張と同様に、【別貨物】に関する数値は分析の対象となるデータから除かれる又は分離されなければならない。【別貨物については】、「3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」の分析が適切になされているとはいえない。

4-3-3-2 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論に対する再反論

(260) 申請者である三井化学より、上記(259)の伊藤忠商事からの反論に対する以下の再反論³⁰⁴が提出された。

(ア) 上記(257)に記載のとおり、別貨物が具体的に何を示しているのか明確ではないため記載されている主旨が不明確ではあるものの、上記(254)でも記載したとおり、別貨物は同種の貨物の検討における輸入貨物に含まれず、本邦産同種の貨物との代替性もない、との主張は成り立たない。そのため、「3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」において、別貨物を適切に除外又は分離し、別貨物が本邦の産業に及ぼす影響についての分析を行う必要はない。

(イ) したがって、「3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に記載されている内容に誤りはなく、この内容を支持する。

4-3-3-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に係る反論の検討

(261) 上記(259)の伊藤忠商事からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

(ア) 伊藤忠商事の反論について、「3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」の分析から【別貨物】を除外すべきとの主張であるが、上記(251)で述べたとおり、調査当局として、上記調査対象貨物の定義に該当する貨物を対象貨物として調査を行っており、「3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響」に関しても上記調査対象貨物

³⁰³ 重要事実反論書（伊藤忠商事 令和4年11月22日）

³⁰⁴ 重要事実再反論書（三井化学 令和4年12月5日）

の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関して分析を行っている。

(イ) 【別貨物の取引の状況】により、【別貨物】について「**3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」の分析が適切になされていないとの主張に関しては、本邦の産業に及ぼす影響は、当該輸入貨物全体で評価するものであって、【別貨物】の影響を個別に評価するものではない。

(ウ) したがって、上記(259)の伊藤忠商事の反論は受け入れられない。

4-3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論・再反論の検討

4-3-4-1 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論

(262) 輸入者である伊藤忠商事から、上記「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」に関して、次の内容の重要事実に係る反論³⁰⁵が提出された。

「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」も、上記(256)及び(259)にかかる主張のとおり、結局、開示された重要事実の記載からは、【別貨物】について当該分析が適切になされているとはいえない。したがって【調査対象貨物に本来含まれるべきでない貨物に対しては不当廉売課税を賦課するべきではない。】

4-3-4-2 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論に対する再反論

(263) 申請者である三井化学より、上記(262)の伊藤忠商事からの反論に対する以下の再反論³⁰⁶が提出された。

(ア) 上記(257)に記載のとおり、別貨物が具体的に何を示しているのか明確ではないため記載されている主旨が不明確ではあるものの、上記(254)でも記載したとおり、別貨物は同種の貨物の検討における輸入貨物に含まれず、本邦産同種の貨物との代替性もない、との主張は成り立たない。そのため、「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的**

³⁰⁵ 重要事実反論書（伊藤忠商事 令和4年11月22日）

³⁰⁶ 重要事実再反論書（三井化学 令和4年12月5日）

な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ」において、別貨物に対して不当廉売関税が賦課されることを正当化する分析はそもそも不要である。

- (イ) したがって、「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」に記載されている内容に誤りはなく、この内容を支持する。

4-3-4-3 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれに係る反論の検討

(264) 上記(262)の伊藤忠商事からの反論に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (ア) 伊藤忠商事の反論について、調査対象貨物に本来含まれるべきでない貨物に対しては不当廉売課税を賦課するべきではないとの主張であるが、上記(251)(ウ)で述べたとおり、本調査は、不当廉売された指定貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれについて調査するものであり、既に不当廉売関税が課税されている指定貨物の範囲を変更するものではない。

- (イ) 「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」について、調査当局は、当該輸入貨物を対象に評価を行っており、上記(258)及び(261)で述べたとおり、【別貨物】について除外して評価を行う理由はない。

- (ウ) したがって、上記(262)の伊藤忠商事の反論は受け入れられない。

4-4 重要事実を支持する意見

(265) 申請者である三井化学から、「**1-5-5-3 意見の表明**」、「**3-1 同種の貨物の検討**」、「**3-3 当該輸入貨物の輸入量及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響**」、「**3-4 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響**」及び「**3-5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が指定された期間の満了後に継続し、又は再発するおそれ**」に記載されている内容を支持する」との重要事実を支持する意見の表明³⁰⁷があった。

4-5 重要事実に係る反論・再反論の検討についての結論

³⁰⁷ 重要事実再反論書（三井化学 令和4年12月5日）

(266) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

5 結論

(267) 以上のとおり、中国の供給者が生産する高重合度 PET については、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、不当廉売輸入が再発するおそれがあるものと認められた。また、現行の不当廉売関税の課税期間満了後において、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められた。

主要証拠等目録

番号	標目
1	中華人民共和国産の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長を求める書面(三井化学株式会社)
2	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(三井化学株式会社)
3	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(三菱ケミカル株式会社)
4	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
5	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(ユニチカ株式会社)
6	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(株式会社クラレ)
7	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(協栄産業株式会社)
8	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(ペトリファインテクノロジー株式会社)
9	本邦生産者に対する調査開始の検討のための確認票(遠東石塚グリーンペット株式会社)
10	中華人民共和国産の高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する不当廉売関税の課税期間の延長の求めに対する関係生産者の支持状況の確認結果について(経済産業大臣)
11	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(萬凱新材料有限公司)
12	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(江陰興宇新材料有限公司)
13	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票(華潤化学材料科技股份有限公司)
14	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(三協化成産業株式会社)
15	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(双日プラネット株式会社)
16	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(豊田通商株式会社)
17	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(三菱商事プラスチック株式会社)
18	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(三井物産株式会社)
19	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(長瀬産業株式会社)
20	調査対象貨物の輸入者に対する確認票(伊藤忠商事株式会社)
21	調査対象貨物の輸入者及び産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(日本パリソン株式会社)
22	本邦生産者に対する質問状への回答書(三井化学株式会社)
23	本邦生産者に対する質問状への回答書(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
24	本邦生産者に対する質問状への回答書(協栄産業株式会社)
25	本邦生産者に対する質問状への回答書(ペトリファインテクノロジー株式会社)
26	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(アサヒ飲料株式会社)
27	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(キリンホールディングス株式会社)
28	産業上の使用者に対する確認票(サントリーホールディングス株式会社)

番号	標目
29	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(凸版印刷株式会社)
30	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(大日本印刷株式会社)
31	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(北海製罐株式会社)
32	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(リスパック株式会社)
33	産業上の使用者に対する確認票(古林紙工株式会社)
34	産業上の使用者に対する確認票(ヤマトエスロン株式会社)
35	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(中央化学株式会社)
36	産業上の使用者に対する確認票(アテナ工業株式会社)
37	産業上の使用者に対する確認票(ウツミリサイクルシステムズ株式会社)
38	産業上の使用者に対する確認票(株式会社エフピコ)
39	産業上の使用者に対する確認票(ニシヨリ株式会社)
40	産業上の使用者に対する確認票(廣川ホールディングス株式会社)
41	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(三宝化成工業株式会社)
42	産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(パイオニア工業株式会社)
43	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(萬凱新材料股份有限公司)
44	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(江陰興宇新材料有限公司)
45	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(双日プラネット株式会社)
46	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三菱商事プラスチック株式会社)
47	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三井物産株式会社)
48	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本パリソン株式会社)
49	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三井化学株式会社)
50	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
51	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ペトリファインテクノロジー株式会社)
52	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(アサヒ飲料株式会社)
53	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(キリンホールディングス株式会社)
54	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(凸版印刷株式会社)
55	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(大日本印刷株式会社)
56	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(リスパック株式会社)
57	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(中央化学株式会社)

番号	標目
58	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三宝化成工業株式会社)
59	令和4年4月8日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(パイオニア工業株式会社)
60	令和4年4月14日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(双日プラネット株式会社)
61	令和4年4月14日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三菱商事プラスチック株式会社)
62	令和4年4月14日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三井物産株式会社)
63	令和4年4月14日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(協栄産業株式会社)
64	令和4年4月14日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(凸版印刷株式会社)
65	令和4年4月14日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(北海製罐株式会社)
66	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本パリソン株式会社)
67	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三井化学株式会社)
68	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
69	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ペトリファインテクノロジー株式会社)
70	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(アサヒ飲料株式会社)
71	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(キリンホールディングス株式会社)
72	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(大日本印刷株式会社)
73	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(リスパック株式会社)
74	令和4年5月13日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三宝化成工業株式会社)
75	令和4年5月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(萬凱新材料股份有限公司)
76	令和4年5月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(江陰興宇新材料有限公司)
77	令和4年5月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(双日プラネット株式会社)
78	令和4年5月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三菱商事プラスチック株式会社)
79	令和4年5月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(三井物産株式会社)
80	令和4年5月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(協栄産業株式会社)
81	令和4年5月20日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(北海製罐株式会社)
82	代替国供給者に対する確認票及び質問状への回答書(Thai PET Resin Co., Ltd.)
83	代替国供給者に対する確認票(P.T. Petnesia Resindo)
84	代替国供給者に対する確認票(Nan Ya Plastics Corporation)
85	代替国供給者に対する確認票(Shinkong Synthetic Fibers Corporation)
86	代替国供給者に対する確認票(三井化学株式会社)

番号	標目
87	代替国供給者に対する確認票(株式会社ベルポリエステルプロダクツ)
88	代替国供給者に対する確認票(ユニチカ株式会社)
89	代替国供給者に対する確認票(ペトリファインテクノロジー株式会社)
90	令和4年5月20日付け調査当局発出の修正依頼を踏まえて提出された質問状の回答書(Thai PET Resin Co., Ltd.)
91	本邦生産者に対する追加質問状への回答書(三菱ケミカル株式会社)
92	本邦生産者に対する追加質問状への回答書(ペトリファインテクノロジー株式会社)
93	証拠の提出(華潤化学材料科技股份有限公司)
94	意見の表明(萬凱新材料股份有限公司)
95	意見の表明(江陰興宇新材料有限公司)
96	意見の表明(華潤化学材料科技股份有限公司)
97	意見の表明(伊藤忠商事株式会社)
98	意見の表明(三井化学株式会社)
99	意見の表明(リスパック株式会社)
100	本邦生産者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(三井化学株式会社)
101	代替国供給者に対する現地調査結果報告書及び提出資料(Thai PET Resin Co., Ltd.)
102	重要事実反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(反論))(伊藤忠商事株式会社)
103	重要事実再反論書(重要事実の開示に係る意見の表明(再反論))(三井化学株式会社)
104	調査当局が収集及び分析した関係証拠